

令和7年度
経済産業省委託事業

令和7年度産業保安等調査研究事業
(化学物質規制対策(化管法 SDS 制度に関する調査))

報 告 書

令和8年2月

一般社団法人産業環境管理協会

目 次

第1章	事業目的	3
第2章	事業概要と成果	4
第3章	事業内容及び実施方法	6
(1)	化管法の SDS 制度施行状況調査	6
①	「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」の更新	6
②	中小事業者における SDS の理解、促進のための人材育成及びそのための制度作りの検討	8
(2)	化管法物質選定における有害性基準と GHS 分類との整合性等を図るための課題抽出調査	21
①	化管法物質選定における有害性基準と GHS 分類との整合性等の確認・整理及び妥当性の精査	21
②	有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査	26
(3)	事業者向け GHS 分類ガイダンスの見直し及び令和 8 年度に向けた GHS 分類候補物質の抽出	37
①	事業者向け GHS 分類ガイダンスの見直し	37
②	令和 8 年度に向けた GHS 分類候補物質の抽出	42
第4章	まとめと課題	47
添付資料	「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」	50

第1章 事業目的

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化管法」という）は、排出量・移動量の届出を行うPRTR制度及び指定化学物質等の情報提供等を行うSDS制度を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

対象物質を指定する化管法施行令の改正により、新規対象物質のSDS提供、PRTR届出のための排出量等の把握が施行され、サプライチェーン全体を通じた事業者による新規指定化学物質に対応したSDSの提供が必須となった。また、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法についても、電子情報によるSDSの提供が可能となったことから、サプライチェーン全体への効率的かつ迅速な情報提供が期待されている。以上を踏まえ、本事業では、経済産業省が公表している既存資料について、改正JISの内容等をふくめた最新情報に更新するとともに、改正政令施行後におけるサプライチェーンを通じたSDSの提供状況の実態について把握し、現状の課題及び今後の方向性について整理・検討を行った。

また、化管法と同様にSDSの提供義務を課す労働安全衛生法（厚生労働省所管）（以下、「安衛法」という）においても、SDS提供義務対象物質を拡大する見直しが急速に進められている。このようにSDSを取り巻く国内動向が急速に変化する中、中小事業者においては、SDSに関する法的位置づけ、SDSに記載する危険有害性情報の収集方法、危険有害性分類を行うための専門知識などに課題があることが指摘されている。このことから、本事業では、中小事業者によるSDSの提供がサプライチェーン全体を通じた化学物質の危険有害性情報の円滑な推進におけるボトルネックとなり、我が国全体での化学物質の適切な管理に影響を及ぼすことがないように、我が国の中小事業者全体におけるSDSに対する知識・対応の底上げに向けた対策（予算、人材、体制面等）を模索した。

加えて、化管法においては、国内における環境関連法令との整合を踏まえた上で有害性基準が設定されており、国際的に調整されたGHS分類基準とは整合しない箇所が存在する状況にある。このため、現在流通しているSDSの有害性項目にはGHS分類結果と化管法における有害性結果に乖離があるケースが見受けられる等、SDSにおける適切な情報提供について課題が生じており、本乖離を極力解消する必要がある。このことから、本事業では、化管法有害性基準に関する適切な基準設定の考え方を整理した。また、分類時の情報が古い既存のGHS分類結果の見直しを実施するとともに、国連GHS分類に対応したJISの改正が行われたことから、最新の、事業者による円滑かつ適正なSDSの提供を目指し、事業者向けGHS分類ガイダンスの見直し等の整備を行った。

第2章 事業概要と成果

(1) 化管法の SDS 制度施行状況調査

経済産業省が公表している「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」を、令和7年度に改正・公表を予定している JIS（国連 GHS 分類に対応）をもとに更新するとともに、化管法第17条第5項に「国及び地方公共団体は、前二項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする」との規定に基づき、中小事業者における SDS の理解、促進のための人材育成及びそのための制度作りについて検討を行なった。

①「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」については、令和6年度版を一部修正・更新するとともに、令和7年度改正された最新 JIS の内容、及び事業者向けガイダンスの改訂議論の結果等を反映し、作成した（添付資料）。また、補足資料として混合物の「モデル製品の分類シミュレーション事例」を作成した。

②「中小事業者における SDS の理解、促進のための人材育成及びそのための制度作り」については、6 団体、3 自治体、4 社にヒアリングを行い、中小事業者における SDS の認識等について実態を把握・分析・整理し、短期的／長期的な 6 件の対応案として取りまとめた。

(2) 化管法物質選定における有害性基準と GHS 分類との整合性等を図るための課題抽出調査

化管法の物質選定における有害性基準について国内外の化学物質管理に関する新たな知見に基づき検討を行い、取りまとめを行った。また、有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査を実施した。

①令和5年度事業及び令和6年度事業で提案・検討がなされた変異原性に関する基準案について、課題とされている部分を確認・抽出し、有識者を交えた意見交換を行い、令和7年度新基準案として提案した。

②国内における化学物質に関する法令動向、EU における CLP 規則（物質、混合物の分類・表示・包装に関する規則）の動きを踏まえた有害性（内分泌かく乱物質、分解性、蓄積性、移動性）の見直しの必要性、GHS の動向等を中心に調査を実施した。

本事業では、化管法における物質選定を念頭に、有害性基準に関わる新たな知見として取りまとめた。また、本年度のトピックスとして PFAS に関する国際動向についても調査した。

(3) 事業者向け GHS 分類ガイダンスの見直し及び令和8年度に向けた GHS 分類候補物質の抽出

化管法では SDS の提供に当たっては GHS に対応した JIS Z 7253 に適合することを努力義務としており、事業者の情報提供における支援として、経済産業省ホームページで事業者向け GHS 分類ガイダンス等の公表を行っている。また、政府向け GHS 分類ガイダンスに基づき、政府が実施した GHS 分類結果を独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページにて情報提供を行っており、化管法対象物質における代表的な物質についても GHS 分類結果が公表されている。これら情報について最新の情報となるよう具体的に以下の対応を行った。

①経済産業省から提供している事業者向けGHS分類ガイダンスについて、厚生労働省が改訂作業を実施している政府向けGHS分類ガイダンス、最新の科学的知見、また国連GHS分類に対応する令和7年度改正JISの更新内容等を踏まえ、改訂案を作成した。なお、改訂作業に当たっては、十分な知見を有する有識者・関係団体・関係機関等を集めて合同ヒアリング（計3回）を実施し、意見を踏まえ改訂案の作成を行った。

②政令改正に伴う新規指定化学物質については、代表的な物質について最新の有害性情報に基づくGHS分類を実施し、事業者への情報提供を行っている。一方、既存指定化学物質等、全ての物質について最新の有害性情報に基づくGHS分類結果を提供するには至っていない。そこで、本事業では、厚生労働省及び環境省等関係機関と連携し、最新の有害性情報を提供していくため、化管法として情報提供が必要な物質として令和8年度に優先的にGHS分類を実施すべき候補物質を100物質程度抽出した。

なお、上記（1）～（3）の事業にあたっては、経済産業省担当者と協議の上、国内外の公開情報・文献等からの情報収集等を行った。

第3章 事業内容及び実施方法

(1) 化管法の SDS 制度施行状況調査

① 「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」の更新

1) 「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」の更新

「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」について、令和7年度改正された最新の JIS Z 7252 及び 7253:2025 に記載されている内容に従って修正するとともに、事業者向けガイダンスの改訂議論の結果等を反映し、令和7年度版として作成した（添付資料）。

令和6年度版からの主な変更点は表（1）－1 に示す。

表（1）－1 令和6年度版からの主な変更箇所

変更箇所	変更理由
1.4 SDS 制度の経緯(p. 15) ・経済産業省からご提供いただいた資料「－GHS 対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS 提供制度」の図表（化管法・安衛法・毒劇法省令等改正の経緯）と差し替え。	更新
SDS 制度の経緯（補足） ・GHS パンフレットの記載を参考に、「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示に係る留意事項について [通知]」に、「令和7年12月25日医薬薬審発1225第1号により一部改正」を追記した。	修正
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 ・経済産業省より提供いただいた「GHS 対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS 提供制度」の p.15 に記載されている内容のうち、黄色の網掛け表示の内容「令和7年2月19日公布の安衛法施行令改正により、令和5年度までに国が GHS 分類を行った物質のうち、危険性又は有害性があるものと区分された物質（155 物質）について、ラベル表示・SDS 交付が新たに義務付けられました（令和9年4月1日施行）」を追記した。	追記
2.2 国連 GHS の概要 ・分類・情報伝達の図を最新の GHS パンフレットの図（p.2）と差し替え。	更新
2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示 ・国連 GHS（改訂9版）の危険有害性クラスの図を最新の GHS パンフレットの図（p.5）と差し替え。	更新
絵表示について ・JIS Z 7252:2025 への変更に伴い、注釈を「JIS Z 7252:2025 に引用された国連 GHS 文書改訂9版」に修正、また絵表示の図もそれに合わせて差し替え。	更新
区分とラベル要素の関係について ・最新版 JIS の記載にあわせて、パンフレット（p.5）を参考に、図中の例）急性毒性（経口）の図中の「飲みこむと」を「飲み込むと」に差し替えた。	更新
②化管法に基づく SDS 及びラベルの作成の際の参考資料 ・図中の事業者向け GHS 分類ガイダンスの改訂予定を「2026年▲月 令和8年度改訂版」から「令和8年度改訂予定」に修正。注釈についても※1 ¹² 、※2 ¹³ 、※3 ¹⁴ のように図中に追記し修正。	修正
4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける区分が決定しない場合の考え方 ・令和7年度事業における事業者向けガイダンスの改訂議論の結果を反映し、表中の説明を修正。 →「区分に該当しない」の「当該毒性を有しないと判断される場合や、得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合。」を削除。 →その他、文章の表記を微修正。	修正
項目9 物理的及び化学的性質 ・2025年版の最新 JIS に合わせて「JIS Z 7253:2019」を「JIS Z 7253」に修正。	更新
化管法に基づく SDS 作成例（溶剤 A トルエン/ベンゼンの混合物） ・最新の JIS Z 7252 及び 7253:2025 に記載されている内容に従って修正。	更新、追記

・最新の法規制に合わせて適宜修正。	
4. 4 化管法に基づくラベルの作成方法（溶剤 A トルエン/ベンゼンの混合物） ・最新の JIS Z7252 及び 7253: 2025 に記載されている内容に従って修正。 ・最新の法規制に合わせて適宜修正。	更新、追記
4. 5 GHS 混合物分類判定システム/SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs） ・4.5.1 システムの概要に「なお、JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 が 2025 年 12 月 25 日に改正された内容に対応した NITE-Gmiccs は 2026 年 4 月初旬頃に公開予定」を追記。 ・参考：化管法関連の参考資料一覧の「SDS について知りたい」のコンテンツを「JIS Z 7253:2025」とし、「化学品の危険有害性の情報伝達方法」の下線部分を追記。また、「GHS 分類について知りたい」のコンテンツを「JIS Z 7253:2025」に修正。	修正、追記

2) 「モデル製品の分類シミュレーション事例」資料の作成

次に、補足資料として「モデル製品の分類シミュレーション事例」を作成し、混合物（製品）において、特に「健康有害性」の GHS 分類を判定するために判定の経緯を初心者向けに体系化することで「可視化」し、その「妥当性を検証」できるようにする資料を作成した。

本資料は、「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」の内容を、GHS 分類の視点でより詳細な説明を加えることで、実務レベルの「分類シミュレーション」である。具体的には、「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」に記載された「SDS 作成事例（溶剤 A トルエン/ベンゼンの混合物）」における混合物（製品）の GHS 分類を含め、モデル製品の 3 事例を分類シミュレーションとして初級者向けに紹介するものである。

この「モデル製品分類シミュレーション事例」により、今まで分かりにくかった混合物の健康有害性の GHS 分類の判定が、客観的に評価できるようになることを意図している。

【対象】

本資料の対象者は初心者向けではあるが、SDS 作成・GHS 分類の未経験者を対象とするものではなく、SDS に関する基本的な知識をある程度必要とする。

- ・ SDS 作成・GHS 分類について、ある程度の予備知識がある。
- ・ GHS 分類について、基本的な知識はある程度あるが、混合物の GHS 分類、特に健康有害性について、もう少し具体的に知識・技術を身につけ、実務に役立てたい。

【構成】

本資料は、混合物における「健康有害性」の GHS 分類を判定するため、「モデル製品の分類シミュレーション事例」を通じて GHS 分類の仕組みを理解できることを意図しており、表（1）－2 に示す資料構成となっている。

なお、本資料では、SDS 作成／GHS 分類に関する導入部分の説明は簡略化している。一方、できる限り丁寧に説明をしながら、必要とする資料・参考文献等を紹介している。また一連の関連資料は、説明資料とデータ資料を通じて、初級者でも「自習」を可能にしている。

表（1）－2 「モデル製品の分類シミュレーション事例」の資料構成

説明資料	データ資料	内容
GHS 分類の進め方 (規則、手順等の説明)	GHS 分類 (化学物質) のデータ例 GHS 分類・区分表 (様式)	GHS 分類の規則、手順等を説明する。
モデル製品 事例 1 (ベンゼン/トルエン混合物)	成分の GHS 分類データ GHS 分類・区分表 (事例 1)	事例 1 (ベンゼン/トルエン混合物) の GHS 分類・区分を説明する。
モデル製品 事例 2 (不飽和ポリエステル樹脂)	成分の GHS 分類データ GHS 分類・区分表 (事例 2)	事例 1 (不飽和ポリエステル樹脂) の GHS 分類・区分を説明する。
モデル製品 事例 3 (酸化鉄混合物)	成分の GHS 分類データ GHS 分類・区分表 (事例 3)	事例 1 (鉄粉混合物) の GHS 分類・区分を説明する。
NITE-Gmiccs の活用事例	NITE-Gmiccs 出力事例 (ラベル、SDS)	事例を NITE-Gmiccs で分類した結果を紹介。

② 中小事業者における SDS の理解、促進のための人材育成及びそのための制度作りの検討

これまでの SDS 調査等は、主に化学系の業界団体を中心に行われており、SDS 制度における作成・情報の授受等で様々な課題があげられてきた。特に、安衛法の改正により関係する業種業態も増え、サプライチェーン全体における中小事業者の SDS に対する認識や交付の実態を早急に調査する必要がでてきた。

このため、本事業では「SDS 制度運用実態把握」として対象事業者にヒアリング調査を行うとともに、SDS の理解、促進のための人材育成及びそのための制度作りの検討を行った。

SDS 制度に関わるすべての事業者において、何が一番の問題なのかを抽出し、それを解決するための適切な支援策や制度構築を検討した。特に人材育成や相談窓口等の課題においては、どのような支援・制度が必要とされているかご教示いただき、具体的な対策案を検討した。

1. 調査方法

1) ヒアリング対象：

ヒアリング対象を以下に示す。対象を 3 グループに類別した。第 1 グループは、経済団体と業界団体、第 2 グループは地方自治体の PRTR 制度における報告対応の部署、第 3 グループは個別企業で、対象企業 4 社のうち、2 社は SDS の受領のみで、2 社は SDS の授受とともに川下に自社製品の SDS を提供していた。また、必要に応じて有識者と意見交換を行った。

【グループ 1 (経済団体・業界団体)】

- 全国中小企業団体中央会
- 全国商工会連合会
- 東京都商工会連合会
- 一般社団法人 日本表面処理機材工業会
- 一般社団法人 首都圏産業活性化協会
- 一般社団法人 東京環境経営研究所

【グループ2（地方自治体）】

- 神奈川県環境農政局 環境部環境課
- 川崎市環境対策部 地域環境共創課
- 東京都環境局環境改善部 化学物質対策課

【グループ3（個別企業）】

- A社（塗装処理メーカー：SDS入手のみ）
- B社（表面処理薬品メーカー：SDS入手、作成、提供）
- C社（めっき処理メーカー：SDS入手のみ）
- D社（粘着剤、特殊機能材メーカー：SDS入手、作成、提供）

【有識者】

- 横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授 亀屋隆志先生
- 一般社団法人 東京環境経営研究所 中小企業診断士 松浦徹也先生

2) ヒアリング方法

ヒアリングは8月から12月にかけて、面談（対面／オンライン）または電話／メールで実施した。ヒアリングで得られた情報は、情報源等の固有情報と切り離れたうえで、内容を整理・分析し、制度作りに必要な項目の抽出と対応素案を作成したうえで、有識者と適宜、意見交換を行った。

3) ヒアリング内容

今回のヒアリングが経済産業省の委託業務に基づくものであることを明記したうえ実施した。ヒアリング内容は、対象グループによって異なるが、経済団体・業界団体については、法規情報等の会員会社への展開と会員からの照会状況、地方自治体については化管法 PRTR 制度推進上での SDS 活用状況、個別企業に対しては、サプライチェーン上での SDS 作成・授受実態と課題、各社の中での SDS 利用状況、SDS 制度への要望等の実務面を優先項目としてヒアリングを実施した。

○主なヒアリング内容

業界団体への質問

- 中小事業者を取り巻く現状について
- SDS制度への関わり
- SDS制度・化学物質管理に関する相談の有無
- サプライチェーン上の課題
- 制度に関する課題
- 情報提供・情報入手について
- 課題解決、普及促進に向けてのご助言など

自治体への質問

- SDS制度への関わり・取り組み・
- SDS制度・化学物質管理に関する相談の有無
- 制度に関する課題
- 情報提供・情報入手について
- 課題解決、普及促進に向けてのご助言など

企業への質問

- SDSに関わる業務について（作成・提供・管理等）
- SDSに関するサプライチェーン上の課題、制度に関する課題、一般的なSDSに関する課題
- 情報提供・情報入手について
- 課題解決、普及促進に向けてのご助言など

有識者への質問

- 中小事業者を取り巻く現状について
- 課題解決、普及促進に向けてのご助言など

2. ヒアリング結果

1) グループ毎のヒアリング結果（概要）

【グループ1（経済団体・業界団体）】

- ・ SDS 制度に関する法改正情報、行政当局からの情報について、加盟会員に通知している団体としていない団体がある。
- ・ SDS 制度や運用に関する会員会社から照会があったのは、1 団体のみであった。

【グループ2（地方自治体）】

- ・ 法規改正や国からの提供情報については、通知を実施。
- ・ 個別企業から SDS 制度についての照会はない。
- ・ 今回は PRTR 制度担当部署であり、安衛法関連の状況については対象外であった。
- ・ PRTR 対象自治体レベルでは、「化学物質管理指針」を定め、化学物質の安全な取り扱いや、事故時の対応、購入・排出量に関する自主的取り組みについて定めていた。
- ・ 今回ヒアリングした自治体（東京都、神奈川県及び川崎市）では、単に PRTR 届け出回収にとどまらず、SDS 制度の普及・促進等に関連する取り組みとして、条例に基づく（補足的な）独自の取り組みも定めている。

（東京都：条例による対象化学物質追加や報告量閾値の変更、神奈川県：条例で PRTR 届出対象事業者へ化学物質管理計画書の作成・提出を義務化）、川崎市：化学物質の適正管理に関する指針（川崎市告示第 174 号）による対象企業への指導・助言）

【グループ3（個別企業）】

- ・ 今回ヒアリングを実施した企業は、化学品調合メーカー（2 社）と化学品使用メーカー（2 社）。
- ・ SDS 制度の周知対応について積極的な会社。
- ・ SDS 制度自体は定着しているが、現場サイドでの実態・運用上の課題は残存している。
- ・ 安衛法のリスクアセスメント義務付けに対する SDS 活用が最近の焦点であり、化管法については、PRTR 制度届出がメインで定常業務となっている。

実際のヒアリング結果の概要を以下に示す。

A 社（塗装処理メーカー）
・ 化学物質管理には積極的に対応
・ SDS の利用・管理については、化学物質を扱う以上、「安全かつ健康的な塗料は無い」という考え方で対応
・ 社内使用化学品の SDS 情報は、すべて作業工程表に反映
・ 教育も含め、国が主導して化学物質管理の免許制度のようなものを進めてほしい
・ 経営者向けで安全リスクを考えて、コストは当然考えなければいけないが、もっと大事な労働者や使用者の命を守るために経営者に何か訴えるものがあればいい
・ 法律を厳しくしても認知しなければ意味はない。また、自らの法規適合必要性を理解しなければ有効ではない

・安全に関して競争力のある会社が残っていくような形にし、取り締まりもしていかないといけないのではないか
・安衛法、化管法等への法規適合を確実に対応している企業を適切に評価（優遇ではないけれど）するのは重要なポイント
・原料・塗料メーカーだけでなく、ユーザー（作業現場で働く者）にも座学だけでなく、SDSを読み込ませる、SDSを書かせるなどの研修は担当者の理解促進に有用
・中小事業者が化学物質を取り扱っているのであれば、その取り扱い者の健康・安全のためやらなければならないことと認識していただく必要がある

B 社（表面処理薬品メーカー）
・SDSは作業員の誰でも見られるようにサーバーに入れており、工場作業員はそのサーバーにすぐアクセスできる状況にしている
・高濃度の成分を低濃度で使用する場合での区別をしてもらえるとありがたい、当然、濃度が薄ければ危険性も低くなるので、閾値を一律としない対応も検討してほしい

C 社（めっき処理メーカー）
・SDSを入手し社内で使用する化学物質についての最新情報を作業現場に提示している、教育訓練も行っている
・講習会等の開催に加え、企業に出向いてアドバイスをいただけるような専門家派遣制度は有益
・相談はこの窓口に行けばいい等、相談先の情報について発信することは必要かもしれない
・各省庁の関連情報をまとめたワンストップサイトがあると、当該サイトを見ればすべての情報にアクセス可能で利便性が高い
・設備投資等への補助

D 社（粘着剤、特殊機能材、テープメーカー）
・化学企業を含め化学的知識の理解促進のために中小事業者に対する支援が必要
・化学物質管理責任者に対する教育の必要（講習会等）
・情報の提供は、川上事業者からのプッシュ型または押し込み型であるほうが良い

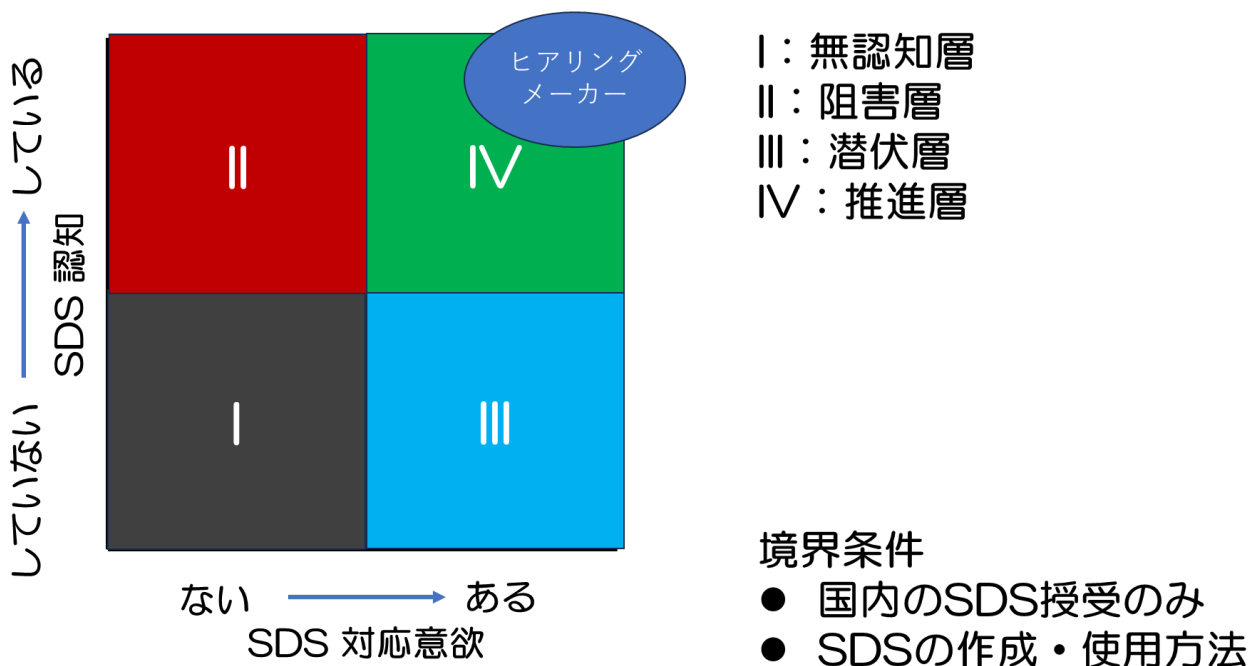
3. ヒアリング結果の解析と課題抽出

SDSの認知と対応意欲に基づき企業の分類を行い、各々の分類層にある課題を推察した。また、SDS授受関係の業務フローベースに課題を整理した。

1) SDSの認知、対応意欲に基づく分類

図(1)－1に示したように、「SDS認知」「SDS対応意欲」を指標に、I：無認知層（SDS認知なし、対応意欲なし）、II：阻害層（SDS認知あり、対応意欲なし）、III：潜伏層（SDS認知なし、対応意欲あり）、IV：推進層（SDS認知あり、対応意欲あり）に分類した。

ここでは、境界条件として、「国内の SDS 授受」のみを対象とし、アクションは「SDS の作成・使用方法」を対象とした。今回、ヒアリングを実施した、企業は、「IV 推進層」に含まれており、「I 無認知層」「II 阻害層」「III 潜伏層」に関する考察は、「IV 推進層」の現状より推定した。



図（1）－1 SDSに関する企業分類

1) - 1 無認知層に関する考察

【分類】

- ・自分が SDS 授受、利用対象者であることを知らない層。
- ・基本的に SDS 情報のアンテナは全く立っていない。

【属性】

- ・経済団体、業界団体に未加盟（一説では企業組織化率は 50%に届かない）。
- ・SDS 利用対象範囲としては、所属企業数が最大である可能性。
- ・安衛法のリスク評価義務付けに伴い、対応がわからず戸惑っている可能性。

【対応のスタンス】

- ・認知、意欲ともに低く、アクセスも困難 ⇒ 実態もわからず、本事業では対象外と位置づけ。

1) - 2 阻害層に関する考察

【分類】

- ・自分が SDS 授受、利用対象者であることは認知。
- ・SDS 授受、利用に対し積極的スタンスではない。

【属性】

- ・実務的にサプライチェーンを通じた SDS 授受に課題。
- ・川上から法規改正のタイミングで SDS が供給されない。
- ・海外輸入品の場合、中間に入る商社からの SDS 提供に難しさ。
- ・本来、供給元が提供する SDS について、要求しないと提供されない。
(推進層でも、最新版 SDS の回収率は 7 割程度)
- ・サプライチェーンでの SDS 提供は、川上に位置する企業により対応に差がある。
- ・法規適合ではあるが、当局からの指摘等がないと積極的に工数が割られない。

【対応のスタンス】

- ・購入先への最新版 SDS 提供要請 (調達ルート、法規制として要請)。
- ・自社経営層への SDS 取得等の法規適合性担保業務の必要性意識づけ。

1) - 3 潜伏層に関する考察

【分類】

- ・自分が SDS 授受、利用対象者であることを認知していない。
- ・基本的に各種情報収集のアンテナはたち、法規制への対応必要性は理解。

【属性】

- ・異業種から新たに化学物質を取扱う事業に参入した場合 (例: 印刷、塗装等の事業では、インクや塗料の使用・廃棄管理等で事実上の化学物質管理が必要だが、法的必要性を認識していないケース)。
- ・ベンチャー企業、企業の業務多角化が対象。

【対応のスタンス】

- ・法規適合意識はあり、関連知識を習得すれば対応に進める。
- ・専門家窓口の紹介。

1) - 4 推進層に関する考察

【分類】

- ・自分が SDS 授受、利用対象者であることを認知。
- ・各種情報収集のアンテナにより、自ら情報収集・解析・対応立案可能。
(今回、ヒアリングを実施した 4 社はここに含まれる)

【属性】

- ・法規情報収集においても物質追加等の法改正をフォローするも苦勞。
- ・サプライチェーンを通じた SDS 収集についても、努力しているが 100%には至っていない。

【対応のスタンス】

- ・専門家の助言があれば、更にレベルアップは見込める。
- ・表彰制度等で評価することで更にモチベーションアップ。産業界全体のレベルアップ牽引になる。

2) SDS 関連業務フローのマッピング

企業の SDS 対応についてサプライチェーンの直前・直後における SDS 関連業務を業務フローに落とし込み課題を整理した。モデルとなる業務フローを図 2 に示す。自社を主体企業として位置づけた場合、今回ヒアリングを行った 4 社では SDS を受領している。また、化学品を調合し、化学製品として川下に提供しているのは 2 社 (B,D) であった。

SDS 受領に関しては、川上の化学メーカーから直接受領する場合と商社が介在する場合があります、それぞれに課題がある。

自らの製品に対する SDS を作成する必要がある 2 社 (B,D) は、川上の SDS 情報に混合物としての物質濃度 (希釈濃度) 等を加味して製品の SDS を作成している。

化学品ユーザーとして、4 社とも川上企業から受領した SDS 情報をベースに安衛法が要求するリスクアセスメントを実施し、安全対策、健康対策を行い現場の作業手順書に落とし込んでいる。また、環境への排出については、PRTR 制度対象物質について、暦年の算出を行い自治体に届け出を行っている。

また、必要があれば、地域住民への説明としてリスクコミュニケーションを実施し、近隣への安全等の理解活動を行う場合もある。

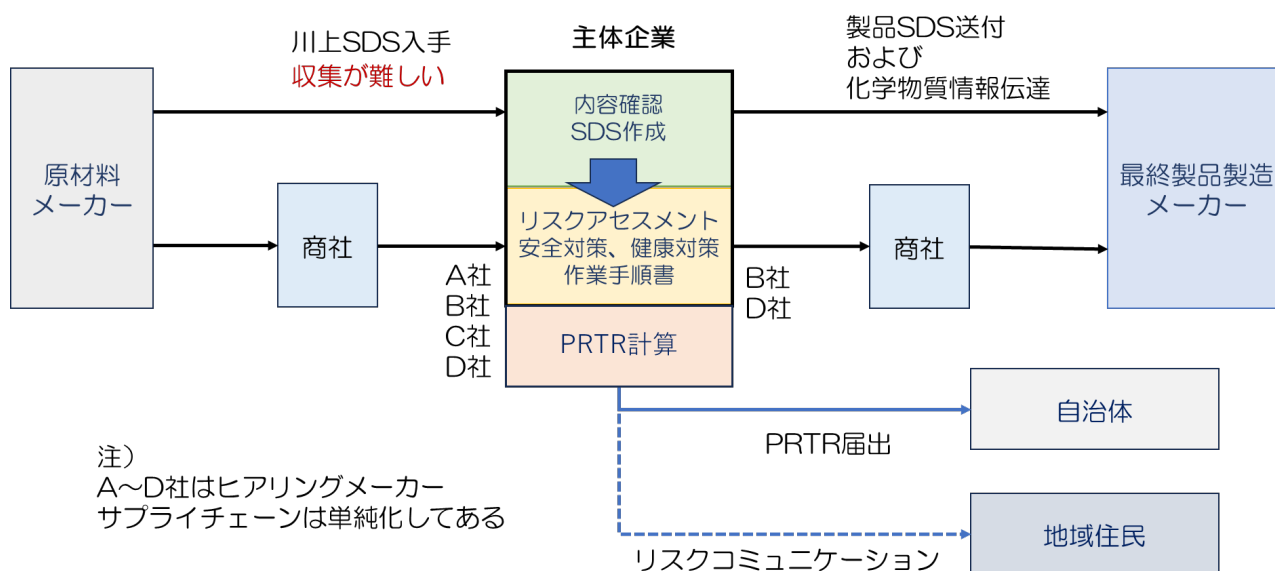


図 (1) - 2 モデル化した業務フロー

図 (1) - 2 の業務フローに基づいて、個々の業務の実態と要望を整理した。

2) - 1 SDS 収集の実態と要望

【実態】

- ・川上に毎年、SDS の最新版更新をお願いするが、現状 70%程度の回収率。
- ・SDS の内容については、すべて正しいとの取り扱い。
- ・紙媒体での授受も多く、実務上の負担。
- ・SDS 提供を川上の営業スタッフに電子メールで要望すると、正式依頼を Fax で再度要求。
- ・川下メーカーが、個別化学物質組成の情報を要求する場合、その要望に従って川上に情報提供を要請している (chemSHERPA、IMDS、POPs 関連物質等)。SDS は、関連法改正時に提出要望)。

【要望】

- ・ SDS の情報で公開すべき情報はクラウドに収納され、AI などで簡単に検索でき、情報を相互に取得できるシステム。
- ・ システムの開発への資金助成。
- ・ SDS だけでも商社・小売店を介さず事業主体が直接発行者にアクセスできる状態が望ましい。
- ・ 取引システムに化学物質管理に加えてデジタル化し、ポータルサイトのように一元化する。
- ・ 「都民提案制度」化学物質の適正管理に関する事業者向けデータベースの充実化：SDS に関するデータベースを構築し、充実化、SDS 授受の効率化を図る（東京都）。

【まとめ】

- ・ SDS については、法改正時等最新版を備える必要があり、都度サプライチェーンを通じて収集しているが、商社等の介在等の原因もあり、すべてを回収するには至らない状況。
- ・ SDS をクラウドに収集蓄積し、ユーザーが AI を使いつても最新版 SDS にアクセス可能な状態が理想（化学品メーカー責任で SDS をクラウドにタイムリーにアップすることが前提）だが、国全体での枠組み構築には至らず（東京都では、都民による事業提案制度において SDS 提出等に必要となる情報収集・整理の円滑化に資する事業者向けデータベースの充実化に取り組んでいる）。
- ・ デジタル化という意味では、厚生労働省が SDS の JSON フォーマットを提唱。

2) - 2 SDS の作成、利用について

【実態】

- ・ SDS は作業員の誰でも見られるようにサーバに入れており、工場作業員はそのサーバにすぐにアクセスできる状況で対応。
- ・ SDS を入手し社内で使用する化学物質についての最新情報を作業現場に提示し、教育訓練も実施。
- ・ SDS の利用・管理は、化学物質を扱う以上「安全かつ健康的な塗料は無い」という考え方で対応。
- ・ 従来品も含め、SDS の情報は、すべて作業工程表に反映。

【要望】

- ・ 特になし。

【まとめ】

- ・ 今回のヒアリング企業は、SDS 収集・労働現場への落とし込み及び出荷製品への SDS 添付（通知）実施の良好例であり、すべての企業がここまでの対応ができている訳ではないようである。

2) - 3 相談、サポートについて

【実態】

- ・ 中小事業者が有料の支援先に相談することはほとんど無い。
- ・ 業界団体に所属していても、（組織によるが）事務局に聞いても具体的・専門的な知識を持った担当がおらず、業界団体から適切な助言が難しい。

- ・国・自治体に問い合わせる場合、質問の内容によっては査察が来るのではないかと、自社に不利益が出るのではないかと考えている事業者が多い。
- ・窓口をつくるだけでなく、その活用方法を検討することも必要。
- ・化学物質管理の相談については、自社の何を相談したらいいのか不明確。
- ・相談窓口があることを一生懸命に宣伝しているが、そもそも相談の必要性・問題意識を持っていない場合、窓口があっても解決にはならない。
- ・経営者は経営判断をするが、化学物質管理において、何を指示すべきか把握していない。
- ・実際に事故・違反を起こさないと、法規適合への重要性の周知、企業アクションは難しい。
- ・未然に防ぐための費用と事故・違反を起こしてからに対応費用でどちらが得なのか、そのような事例は担当者から喜ばれるのではないかと。

【要望】

- ・講習会等の開催に加え、企業に出向いてアドバイスをするような専門家派遣制度が有益。
- ・相談はこの窓口に行けばいい等、相談先の情報について発信することは必要かもしれない。
- ・設備投資等への補助。
- ・化学企業でありながら化学を理解してない中小事業者に支援が必要。
- ・化学物質管理責任者に対する教育の必要。
- ・情報の提供は、川上事業者からのプッシュ型または押し込み型であるほうが良い。
- ・紙1枚で通知された情報では伝わりにくい。
- ・各分野における講師の紹介。
- ・経済団体、業界団体が提供している支援資料等のアップデートが有用。
- ・使用頻度が低い化学物質・製品への対応緩和措置が考えられないか。
- ・国が主導して化学物質管理の免許制度のようなものを進めてほしい。

【まとめ】

- ・従来型の「講習会」の必要性を認識しつつ、自分たちの課題に寄り添い、解決する「専門家」への要望が高い。
- ・課題発生時に対応を依頼する専門家の窓口のニーズも示された。

2) - 4 経営層に対する意識づけ

【実態】

- ・化学物質管理の法規不適合時の企業が被るリスクを把握しきれない。
- ・経営者向けに安全リスクを考えて、コストは当然考えなければいけないが、もっと大事な労働者や使用者の命を守るために経営者に何か訴えるものがあればいい。
- ・法律をどんなに厳しくしても、認知しなければ意味がなく、また、自らの法規適合必要性を理解しなければ有効ではない。

【要望】

- ・事業者には SDS を含め化学物質管理をやらなければどのようなリスクが生じるか、経営者にしっかり知っていただくことは必要。

・単に制度や法律の説明をするのではなく、経営者に気づきを起こさせるような教育プログラムが必要。

【まとめ】

- ・経営リスクとしての化学物質管理の捉え方が必要。
- ・経営者への啓発、教育もあるが、企業活動の評価制度項目に取り入れる等の方策もありうる。

4. 課題対応の提案

これまでのヒアリング結果から、SDS 制度に関する人事育成と制度設計に関する各種提言を下記 15 項目 (A～O) に整理・分類した。さらに各提言項目を「費用」「効果」「容易さ」の観点から評価点を付け、グループ分けを実施した (図 1-3)。

- A) 経営層への理解活動の実施
- B) 統一的なデータベース (クラウド上を含む) による情報の一元的管理
- C) サプライチェーン上の SDS 情報伝達の IT 化 (フォーマット形式の電子規格化)
- D) 化学物質管理の免許制度
- E) 優良実施企業を適切に評価する制度
- F) 作業現場で働く者にも座学だけでなく、SDS を読み込ませる、SDS を書かせるなどの実践的研修
- G) 工場の届出の情報の自治体がチェックする制度
- H) 関連設備等の導入時に設備業者が説明する制度
- I) 企業に出向いてアドバイスができる専門家を派遣する制度
- J) 相談先の情報について発信
- K) SDS のセミナー・講習制度
- L) 「経営発達支援計画」など企業指標に化学物質管理を評価項目化
- M) 各省庁の情報をまとめたサイト作成
- N) SDS を利用する側の簡単ガイドの作成 (安衛法、毒劇法なども含む)
- O) 企業活動のミニマム化学物質管理の項目と評価リストを作成する (安衛法、毒劇法等も含む)

提言項目	費用	効果	容易さ	評価（積）
A	3	3	3	27
B	1	9	1	9
C	1	9	1	9
D	-	-	-	-
E	3	3	9	81
F	3	1	9	27
G	3	3	1	9
H	3	3	3	27
I	3	3	9	81
J	1	3	9	27
K	3	3	9	81
L	3	3	3	27
M	3	9	1	27
N	3	3	9	81
O	3	3	3	27

- 評価点
- 費用（すべて年度費用）
- 1億円以上 1
 - 1000万円以上 3
 - 1000万円以下 9
- 効果（主観）
- 大 9
 - 中 3
 - 小 1
- 容易さ（主観）
- 障壁が大きく多数 1
 - 障壁がある 3
 - 予算化のみ 9

図1-3 課題に対する評点評価

■評価点の最も高いグループ（81点）

- (E) 優良実施企業を適切に評価する制度
- (I) 企業に出向いてアドバイスができる専門家を派遣する制度
- (K) SDSのセミナー・講習制度
- (N) SDSを利用する側の簡単ガイドの作成（安衛法、毒劇法なども含む）

■評価点の次点グループ（27点）

- (A) 経営層への理解活動の実施
- (F) 作業現場で働く者にも座学だけでなく、SDSを読み込ませる、SDSを書かせてみるなどの実践的研修
- (H) 関連設備等の導入時に設備業者が説明する制度
- (J) 相談先の情報について発信
- (L) 「経営発達支援計画」など企業指標に化学物質管理を評価項目化
- (M) 各省庁の情報をまとめたサイト作成
- (O) 企業活動のミニマム化学物質管理の項目と評価リストを作成する（安衛法、毒劇法なども含む）

■評価点は低いが高アリングで要望が多い案件

- (B) データベースやクラウドによる情報一元管理
- (C) サプライチェーン上の情報伝達をIT化

■対象外（評価点を付けすることが難しい案件）

- (D) 化学物質管理の免許制度

以上の評価から類似項目を整理し、6件の提案として表（1）-2にまとめた。

表（１）－２ SDS 制度の普及促進施策提案

No		項目	フェイズ
a	I、K、F	SDS セミナー、講習会 実践研修、派遣アドバイザー制度	短期
b	N、O	SDS 利用簡単ガイド、化学物質管理ミニマム要件明示	短期
c	J、M	SDS・法規関連のワンストップポータルサイト	短期
d	E、L、A	SDS 関連対応に関する企業評価制度導入（経営層への理解活動）	長期
e	H	設備導入時に設備業者が説明する制度	長期
f	B、C	SDS におけるデータベース化や IT 化の推進	長期

【短期的対応案】

a) SDS セミナー、講習会、実践研修及び派遣アドバイザー制度：

個別企業ヒアリングを通じて、社内制度や SDS の仕組み・読み方が継承されていない等の指摘があった。現在、経済産業省も厚生労働省も所轄法規の説明とともに、リスク評価や NITE-Gmiccs 等の講習を行っている。このような、講習は民間コンサル等でも実施しており、知識を得る場合は、多くあると考える。一方、今回の指摘の中で、研修の中で実際に SDS を作成する等、実践的な研修が有効な手段になりうるとの指摘もあった。また、テーマを絞り 15 分程度の教育ツール動画を作成し、SDS を利用する業界団体単位でレクチャーを実施することが有効であるとの意見もあった。

ヒアリングの中に、自分たちの実務対応について、「寄り添って対応もしくはすべて代行する専門家を派遣してほしい」との声もあった。環境省が組織化した「化学物質アドバイザー制度」を見直し再構築するのも手立ての一つと考える。また、川崎市では、「化学物質の適正管理に関する指針」に記載されている「指導・助言」の中で、「事業者が設定する自主管理目標、実施計画、その他指針に関する事項」について、行政が企業を支援（指導・助言）している。このような取り組みに対し、有識者からは、指針に記載することで、「立ち入り検査」ではなく、行政が寄り添う形での支援として SDS 制度の推進になると考えられ、専門家が企業を支援するという形も一つのアプローチとしてありうるという意見が得られた。

b) SDS 利用簡単ガイド、化学物質管理ミニマム要件明示

SDS の形式は、JIS で規定されている。SDS には有害性情報、安全性情報、保護具、漏洩時の措置等種々の情報が含まれている。一部の企業からは、SDS 中のどの項目がどの作業（法規適合）に必要なかを示すような利用面からの簡単ガイドが有効と考えられる。更に実際の SDS の欄外に、どの情報がどの法規適合評価に必要なか明示することも有効と考えられる。また管理サイドからは、どの情報を収集し、管理項目にすれば化学物質管理を実施していると要件を明示することで SDS を有効に活用可能との考えも示された。

SDS を化学物質に関する総合情報伝達ツールと位置づけ、化学物質関連政策の中でのあり方を議論する必要があるとの提言もあった。

c) SDS・法規関連のワンストップポータルサイト

ヒアリングの中で、化学物質管理法規（法文、管理対象物質）が変更され、それに伴い変更された SDS を、川上に提供要請するなど、最新法規情報や SDS を収集する手間は大きなものである。

ヒアリングした企業からは、関連官庁がワンストップポータルサイトを作成し、その中で最新法規情報を示すとともに、単一データベースに SDS を掲載もしくは各企業の化学製品 SDS サイトに連携する様な仕組みを要望された。SDS の電子化の中で厚生労働省が、SDS の情報形式として 2025 年 4 月に「SDS 情報交換のための標準的フォーマット等の公開について」で統一フォーマット (JSON 形式) を提唱し、SDS 電子化補助事業も進めている。

【長期的対応案】

d) SDS 関連対応に関する企業評価制度導入 (経営層への理解活動)

SDS 制度を始めとする、企業の化学物質管理は、その重要性と比較して地味で、通常は「できて当たり前」として取り扱われがちである。従って、企業の中でも目立たず、担当者の努力で維持されがちで、経営陣からの目が届かない分野となっている。今回、ヒアリングを実施した企業からも、「優良実施企業が報われる制度」への要望があった。

また、企業経営陣も外部評価に対し非常に敏感であり、何らかの外部評価指標に「化学物質管理」を入れ込むことは、経営陣の化学物質管理分野への理解促進につながると考えられる。

中小企業庁が行っている「経営発達支援計画」の中に、財務以外の評価軸 (技術・将来性) を加える方向性があり、化学物質管理 (安全性、遵法性) 等も加えることも検討すればいいのではないかという指摘もあった。

過去に ISO9000 や ISO14000 取得に企業が積極的対応を行ったように、これらシステム規格の項目に取り込むこともある。これら規格では、「規格を取得した企業からしか調達しない」との動きの中で、ブーム的に普及した。このような、規格に織り込むのも方法としては、ありうると思われる。

e) 設備等導入時に設備業者が説明する制度

塗装、めっき、洗浄設備を導入する場合、設備業者は使用する塗料、めっき液、洗浄剤等の説明を行う。この際に、化学物質管理の要求事項を要件化するとともに、これらの消耗品納入時に同様の文書等を貼付することで、最新の法規に従った SDS 等の化学物質管理情報を提供できるようになるとの指摘があった。

f) SDS におけるデータベース化や IT 化の推進

今回のヒアリングで、多く寄せられたのが、SDS をデータベースで一元管理して欲しい、電子化による効率化をしてほしいというものである (東京都では、都民 (事業者を含む) から事業案を募集し、選定した事業に対する都民からの投票を経て予算化している)。これらの項目は、データベースの構築・維持管理費用が非常に高額であり、長期的な対応が必要となる。このため、今回の評価では長期的対策とした。しかしながら、海外でも同様の議論が進められており、SDS 授受効率化のため、今後の検討課題と考える。

5. 今後調査すべき課題の提案 :

今回のヒアリングを通じて、我が国では SDS 3 法 (毒劇法、化管法、安衛法) に基づき、概ね化学品流通に伴う、SDS 授受については定着していることがわかった。しかしながら、最新 SDS 情報への更新、アクセス、授受についてはまだまだ課題が存在することも明確になった。特にサプラ

イチェーン全体の中での SDS 授受に関わる実態を見ると、商社や代理店が介在することで、SDS 情報の更新等に難しさがあるとの指摘があったが、実態については不明確な点が多い。これらサプライチェーンにおける SDS 授受・更新の実態については更に調査が必要と思われる。

また、化管法 PRTR 制度対応窓口の自治体対応については、東京都のように条例に基づき対象化学物質追加や報告量閾値の変更を取り込んだり、神奈川県のように条例で PRTR 届出対象事業者へ化学物質管理計画書の作成・提出を義務化したり、あるいは川崎市のように活動指針に「指導・助言」を明文化することで、独自色をもつ運用をしている自治体もあった。このような取り組みを評価したうえで現行制度の運用を見直すことも有益と思われる。例えば、川崎市の取り組みを一つの例として、現行制度への取り込みについて検討することも必要と思われる。

各項目のフェイズ（短期／長期）について、具体的な取り組み内容により、目的達成までの期間が変化しうる。今後、具体的な取り組みを明確化し、その上で、各項目のロードマップを準備し、計画性をもって取り組む必要がある。

（２）化管法物質選定における有害性基準と GHS 分類との整合性等を図るための課題抽出調査

①化管法物質選定における有害性基準と GHS 分類との整合性等の確認・整理及び妥当性の精査

本事業では、令和 5 年度事業で検討された「新たな化管法における有害性判断の情報源及び基準」について、令和 6 年度事業で再検討の余地ありとされた変異原性に関する 3 件の基準案について、妥当性を精査し、有識者からのご意見を踏まえ、令和 7 年度新基準案として提案した。

本件については、過年度事業においても検討がなされており、令和 6 年度事業の総括では、「化管法の有害性基準案に対する妥当性の検討において、様々な論点を考慮する必要があるとされ、令和 2 年の化管法物質見直し時の答申で「国際的な潮流や最新の科学的知見を踏まえ」として指摘されている「GHS との整合」に加え、「現行の化管法の有害性基準との整合」や、国内の関連法規制として「化審法における有害性基準との整合」の観点がある。」とされている。また、「化管法の特有の課題として、物質選定の観点としては大量の物質を短期間で判断することに伴う「物質選定作業の効率性・実現可能性」や指定化学物質の適正管理や排出量・移動量の届出を事業者に求める制度の観点としては「指定物質数の適切性」も考慮する必要がある。」としている。GHS の動向についても、「国連 GHS において「生殖細胞変異原性」だけではなく、変異原性全般を対象とすることも視野に議論が進められており、現在の GHS 分類との整合に向けた検討を進めることで、国連 GHS 側が更新されることにより再度の検討を要する可能性も考える必要がある。」とされている。

以下に、本事業の経緯として、令和 6 年度事業の基準案を示す（表（２）—1～表（２）—4）。

表（２）－１ 令和６年度事業に基づく基準案（変異原性：案①）

化管法 クラス	基準案
1	in vivo 試験で陽性。
2	<p>異なるエンドポイント（遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）の in vitro 試験の幾つかにおいて明確に（低濃度での陽性や多数の試験での陽性など）陽性の結果が得られている等により、クラス 1 と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの。</p> <p>以下の試験結果については、既知の変異原性物質との化学的構造活性相関を示す以下の化学物質は、クラス 2 とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ哺乳類培養細胞染色体異常試験が陽性 ・ 哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.01 mg/mL 以下であり、かつ、細胞復帰突然変異試験が陽性 ・ 細胞復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.1 mg/mL 以下。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの。

令和 6 年度事業報告書より抜粋（一部改変）

表（２）－２ 令和６年度事業に基づく新基準案（変異原性：案②）

化管法 クラス	基準案
1	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質、又は経世代突然変異を誘発するとみなされる化学物質（GHS 区分 1A 要件）
2	in vivo 試験で陽性（ただし区分 1A に該当する物質を除く）
3	<p>異なるエンドポイント（遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）の in vitro 試験の幾つかにおいて明確に（低濃度での陽性や多数の試験での陽性など）陽性の結果が得られている等により、クラス 1 と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの。</p> <p>以下の試験結果については、既知の変異原性物質との化学的構造活性相関を示す以下の化学物質は、クラス 2 とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ哺乳類培養細胞染色体異常試験が陽性 ・ 哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.01 mg/mL 以下であり、かつ、細胞復帰突然変異試験が陽性

	<p>・細胞復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.1 mg/mL 以下。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの。</p>
--	--

令和 6 年度事業報告書より抜粋（一部改変）

表（2）－3 令和 6 年度事業に基づく新基準案（変異原性：案③）

化管法 クラス	基準案
1	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発するとみなされる化学物質。 (GHS 区分 1B 要件)
2	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質。 (GHS 区分 2 要件)
3	現行化管法のクラス付与基準に基づく「クラス 1」 (ただし案③クラス 1 又はクラス 2 に該当する物質は除く)

令和 6 年度事業報告書より抜粋（一部改変）

表（2）－4 令和 6 年度事業に基づく基準案の比較

		案①	案②	案③
基準案	クラス 1	<u>In vivo</u> (以下のいずれか) <u>試験の陽性</u> ・ GHS 区分 1B 相当 ・ GHS 区分 2 相当 ・ その他すべての vivo 陽性	<u>GHS 区分 1A</u>	<u>GHS 区分 1B</u>
	クラス 2	<u>In vitro</u> (以下のいずれか) <u>試験の陽性</u> ・ 区分 2 相当 ・ 化審法の強陽性*1 ・ 3 種類の異なるエンドポイント（化管法独自要素）	<u>In vivo</u> (以下のいずれか) <u>試験の陽性</u> ・ GHS 区分 1B 相当 ・ GHS 区分 2 相当 ・ その他すべての vivo 陽性	<u>GHS 区分 2</u>
	クラス 3		<u>In vitro</u> (以下のいずれか) <u>試験の陽性</u> ・ 区分 2 相当 ・ 化審法の強陽性*1 ・ 3 種類の異なるエンドポイント（化管法独自要素）	<u>上記以外の現行クラス 1</u> ・ すべての in vivo 陽性 ・ in vitro 化審法の強陽性

				・in vitro3種類の異なるエンドポイント (化管法独自要素)
論点への 対応	現行化管 法基準と の整合	○ 概ね、現行基準をクラ ス1とクラス2に分割	○ 概ね、現行基準をク ラス2とクラス3に 分割	△ クラス1又は2に該 当するものを除き、 クラス3として継続
	現行GHS との整合	△ 整合は意識してい るが、区分2をクラ ス1とクラス2に分割し たり、化管法の独自基 準を継続させたりし ているため、整合は十 分ではない	△ 整合は意識してい るが、区分2をクラ ス1とクラス2に分 割したり、化管法の 独自基準を継続させ たりしているため、 整合は十分ではない	○ クラス2までは GHSと完全に整合。 ただしクラス3に ついては現行化管法 基準を踏襲している ため整合は十分では ない。
	化審法と の整合	△ 化審法強陽性の要 件は残している（た だし*1のような裏付 けを要する）	△ 化審法強陽性の要 件は残している（た だし*1のような裏付 けを要する）	○ 化審法強陽性の要 件は残している
	特一要件 のCMRバ ランス	×	○	×

*1 「既知の変異原性物質との化学的構造活性相関を示す」場合のみに限定。

令和6年度事業報告書より抜粋

令和6年度事業の検討課題を踏まえ、令和7年度事業では有識者（森田 健先生：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE））の意見を反映し、3件の基準案を1つの新基準案として整理・提案した（表2）－5）。今後、本新基準案についても、過年度事業と同様に、対象物質による分類判断の妥当性を検証する必要がある。

■有識者からの意見を踏まえた修正点

・化管法の有害性基準では、in vivo 試験で1件でも陽性の場合、クラス1を付与する。また、in vivo 試験で陰性の場合であっても、in vitro 変異原性試験が強陽性等の場合にはクラス1が付与される。GHS 分類区分1Aは、ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質、または経世代突然変異を誘発するとみなされる化学物質である。現在、化管法変異原性の分類基準はクラス1とクラス外であるが、GHS 分類と整合性を持たすために、今回、化管法分類を3つのクラスにする。新しいクラス1は明確に生殖細胞に突然変異を起こすものとして、GHS 区分1Aとするのが望ましい。

- ・生殖細胞を用いるインビボ (in vivo) 試験での陽性結果 (生殖細胞変異原性物質) について、「ヒト疫学的研究から、子孫または将来の世代への伝播が実証された肯定的証拠」及び「子孫または将来の世代への伝達は証明されていないが、ヒトの生殖細胞に変異原性作用を示す陽性結果」については、「GHS 区分 1A」とした。また、「哺乳類を用いる生殖細胞変異原性試験 (例えば、優性致死試験、相互転座試験、特定座位試験、トランスジェニックげっ歯類 (TGR) の生殖細胞遺伝子突然変異試験、精原細胞染色体異常試験) による陽性結果」及び「哺乳類を用いる体細胞変異原性試験 (例えば、骨髄染色体異常試験、赤血球小核試験、体細胞遺伝子突然変異試験) において陽性であり、かつ、当該物質が哺乳類の生殖細胞に変異原性を示す可能性の何らかの証拠がある場合」については、「GHS 区分 1B」とした。なお、「子孫または将来の世代への伝達は証明されていないが、ヒトの生殖細胞に変異原性作用を示す陽性結果」については、現在改訂中の合意内容では「区分 1A」であり、現行 GHS では「区分 1B」であるが、本事業では「GHS 区分 1A」とした。
- ・体細胞を用いる in vivo 試験での陽性 (体細胞変異原性物質) については、本事業では「GHS 区分 2」とした。なお、「ヒトの体細胞に変異原性作用を示す陽性結果」については、現在改訂中の合意内容では「区分 2」となるが、現行 GHS では未記載であるため「GHS 区分 2」としている。
- ・インビトロ (in vitro) 変異原性試験での陽性結果について、現在改訂中の合意内容では、in vitro 変異原性試験での陽性結果に加え、既知の「GHS 区分 1 (1A/1B)」と構造類似性のあるものは「GHS 区分 2」とされている (ただし、リードアクロスが不十分の場合)。一方、既知の「GHS 区分 2」と構造類似性のあるものを「GHS 区分 2」とするかどうかは検討中である。本事業では、構造類似性を含めたリードアクロスは、その適切な実施が化管法対応下では困難と推察されることから、1 クラス落とした分類が現実的な対応であると考え、「GHS 区分 2」とした。

表 (2) - 5 令和 7 年度事業 新基準案 (変異原性)

化管法 クラス	新基準案
1	生殖細胞を用いるインビボ (in vivo) 試験での陽性 (生殖細胞変異原性物質 : GHS 区分 1A+1B) <ul style="list-style-type: none"> ・ヒト疫学的研究から、子孫または将来の世代への伝播が実証された肯定的証拠 (GHS 区分 1A)。 ・子孫または将来の世代への伝達は証明されていないが、ヒトの生殖細胞に変異原性作用を示す陽性結果 (GHS 区分 1A)。例えば、ヒトの精子中の小核細胞の増加など。 ・哺乳類を用いる生殖細胞変異原性試験 (例えば、優性致死試験、相互転座試験、特定座位試験、トランスジェニックげっ歯類 (TGR) の生殖細胞遺伝子突然変異試験、精原細胞染色体異常試験) による陽性結果 (GHS 区分 1B)。 ・哺乳類を用いる体細胞変異原性試験 (例えば、骨髄染色体異常試験、赤血球小核試験、体細胞遺伝子突然変異試験) において陽性であり、かつ、当該物質が哺乳類の生殖細胞に変異原性を示す可能性の何らかの証拠がある場合 (GHS 区分 1B)。この証拠には、例えば、哺乳類を用いる生殖細胞遺伝毒性インジケーター試験 (精巣細胞不定期 DNA 合成 (UDS) 試験、精子細胞コメットアッセイ等) での陽性結果、あるいは、当該物質またはその代謝物が生殖細胞の遺伝物質と相互作用する能力の証拠が含まれる。
2	体細胞を用いる in vivo 試験での陽性 (体細胞変異原性物質 : GHS 区分 2) <ul style="list-style-type: none"> ・ヒトの体細胞に変異原性作用を示す陽性結果 (GHS 区分 2)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・哺乳類を用いる体細胞変異原性試験（例えば、骨髄染色体異常試験、赤血球小核試験、体細胞遺伝子突然変異試験）による陽性結果（GHS 区分 2）。 ・哺乳類を用いる体細胞遺伝毒性インジケータ試験（例えば、肝臓 UDS 試験、コメットアッセイ）において陽性であり、かつ <i>in vitro</i> 変異原性試験（例えば、復帰突然変異試験、哺乳類細胞遺伝子突然変異試験、染色体異常試験、小核試験）での陽性結果（GHS 区分 2）。
3	<p>インビトロ（<i>in vitro</i>）変異原性試験での陽性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の異なるエンドポイントの <i>in vitro</i> 変異原性試験（復帰突然変異、哺乳類細胞遺伝子突然変異、染色体異常あるいは小核誘発性）での陽性結果。これらの陽性結果に加え、既知の化管法クラス 1（GHS 区分 1 [1A/1B]）と構造類似性のあるものは化管法クラス 2（GHS 区分 2）とする。

②有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査

化管法における物質選定を念頭に、有害性基準に関わる国内外の化学物質管理に関する新たな知見として、1) 国内における化学物質に関する法令動向、2) EU における CLP 規則（物質、混合物の分類・表示・包装に関する規則）の動きを踏まえた有害性（内分泌かく乱物質、分解性、蓄積性、移動性）の見直しの必要性、3) GHS の国内外動向、また、本年度のトピックスとして、4) その他、について、その動向を調査した。

1) 国内における化学物質に関する法令動向

1) - 1 PFHxS 関連物質の化審法第一種特定化学物質への指定について

PFHxS（ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸）関連物質を化審法の第一種特定化学物質に指定する政令改正が官報公布された（2025 年 12 月 17 日付。2025 年 12 月 12 日閣議決定済み）。本件は、2024 年 7 月時点で公表された草案から、規制対象物質の定義等の一部が修正された上で成立したものであり、（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数 6 のもの）又は [(トリデカフルオロアルキル) スルフィニル] オキシ基（炭素数 6 のもの）を有し、自然的作用による化学的変化により PFHxS 又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）を生成するものとして三省令で定める化学物質が対象に整理されている。併せて、8:2 フルオロテロマーアルコール（8:2 FTOH）については、第一種特定化学物質を例外的に使用できる用途が廃止され、また第一種特定化学物質が使用されている製品のうち、はつ水／はつ油処理した生地・衣服・床敷物、金属加工用エッチング剤、半導体製造用エッチング剤・反射防止剤・レジスト、メッキ用表面処理剤及び調製添加剤、はつ水剤／はつ油剤／繊維保護剤、消火器・消火薬剤・泡消火薬剤等が輸入禁止製品として指定された。さらに、PFHxS 関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤は、国が定める技術上の基準に従うべき製品として位置付けられた。施行日は、8:2 FTOH 関係の例外用途廃止が 2025 年 12 月 17 日施行であり、PFHxS 関連物質の第一種特定化学物質指定、輸入禁止製品の指定、技術上の基準対象製品の指定は 2026 年 6 月 17 日施行（予定）とされた。

（出典）令和 7 年 12 月 17 日 官報 号外第 275 号

<https://www.kanpo.go.jp/20251217/20251217g00275/20251217g002750006f.html>

2) EUにおけるCLP規則(物質、混合物の分類・表示・包装に関する規則)の動きを踏まえた有害性(内分泌かく乱物質、分解性、蓄積性、移動性)

2) - 1 CARACAL (Competent Authorities for REACH and CLP) 第55回会議について

本会議において、ECHAより、European Commissionの枠組みの下で進められた発がん性専門家グループ(CARC EG)の検討成果(2019年開始の5年プロジェクト)が共有された。現行の「発がん性物質の特定濃度限界(SCL: Specific Concentration Limits)設定のガイドライン(EC, 1999)」では、T25(腫瘍の正味発生率25%に相当する用量。直線外挿により算出)に基づき、発がん性強度を高・中・低の3群に区分してSCL(例: Carc.1A/1B/2で0.01%、0.1%、1.0%等)を設定してきたが、CARCEGは、経口48物質・吸入41物質の発がん性データを対象に、EFSAのベイズ手法等を用いたBMD(ベンチマーク用量)モデリングとT25の双方で比較検討を実施し、SCL設定目的に限ってBMDL25(腫瘍発生率25%に対応するBMDの信頼下限)を主要指標として用いることに合意した。解析の不確実性及び既存のSCLへの影響を踏まえ、経口は現行の強度境界(高: ≤ 1 mg/kg 体重/日、中: 1-100、低: >100)を基本的に維持しつつ、吸入は(投与形態にかかわらず) mg/m^3 への換算を推奨した上で、強度境界を高: ≤ 1 mg/m^3 、中: 1-100、低: >100 mg/m^3 とする方向が妥当と整理された。また、BMDモデリングに適さないデータの場合のフォールバックとしてT25算定を位置付けるとともに、極めて高い強度(高強度境界より少なくとも10倍低いBMDL25またはT25)に該当する物質については、強度が10倍増すごとにSCLを10分の1とする(10倍の強度差に対し10倍厳しいSCLを付与する)考え方を推奨した。金属については、データベースが限定的で金属と非金属の強度差を十分に解析できない点を前提に、SCL設定上は有機物質と同様の強度境界を適用する扱いが提案され、吸入発がん性の多くを占める金属化合物(接触部位腫瘍が中心)についても、吸入ルート境界値が代表性を有すると整理された。今後は、ECHA「CLP基準適用ガイダンス(Part 3)」改訂において、発がん性(3.6)にSCL設定の附属書(CARCEG成果に基づく新たなAnnex)を新設し、従来のEC(1999)ガイドラインへの参照を、当該附属書への参照へ置き換える方針であり、2025年夏にPEG(パートナー専門家グループ)での意見募集が予定されているほか、成果概要はEUROTOX 2025でECHA及びFoBiGによりポスター発表される予定である。

2) - 2 二酸化チタン(TiO_2)のCLP調和分類(Carc.2/吸入)の取消しとECHAによる関連情報の更新について

欧州化学品庁(ECHA)は、欧州連合司法裁判所(Court of Justice of the European Union)の最終判決(判決日: 2025年8月1日/効力発生日: 2025年8月1日)を踏まえ、二酸化チタンの発がん性に係る調和分類(Carc.2(吸入))が無効となったことから、当該調和分類をC&Lインベントリから削除するとともに、関連するCLH intentions (Registry of Intentions)等を更新した(ECHAによる更新日: 2025年9月10日)。併せて、二酸化チタンの分類及び表示に関するガイダンス文書について、現況と整合しないことから撤回(withdrawn)された。

(背景) 2016年に、フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)は、粉末状の二酸化チタンを「吸入発がん性物質」として分類するようECHAに提案し、2017年にECHAのリスク評価委員会(RAC)はこれを支持した。これを踏まえ、欧州委員会(European Commission)は委任規則(EU) 2020/217(採択日: 2019年10月4日)により、一定の粉末状二酸化チタン(粉末形状で、空気力学径(aerodynamic diameter) $10 \mu\text{m}$ 以下の粒子を1%以上含む二酸化チタン)を「カテゴリー2(発がん性が疑われる物質)」として記載し、H351(吸入により発がんのおそれがある)の表示を求めた。

その後、複数の事業者が欧州連合一般裁判所の判断を求め、一般裁判所は当該分類を無効とした（判決日：2022年11月23日）。当該判決に対する控訴は、欧州連合司法裁判所の最終判決により棄却され、一般裁判所判決が維持された（判決日：2025年8月1日）。

（出典）

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-10-september-2025

<https://echa.europa.eu/-/new-guide-available-on-classifying-and-labelling-titanium-dioxide>

<https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2025-08/cp250099en.pdf>

2) – 3 Report on the State of the Science to Address Endocrine Disrupters Under the Globally Harmonised System of Classification and Labelling (OECD Series on Testing and Assessment No. 427)について

OECD は、国連 GHS 専門家小委員会 (SCEGHS) からの要請 (第 44 回会合 2023 年 7 月) を受け、「内分泌かく乱性 (Endocrine Disrupting properties) を有する化学物質及び混合物を、GHS の分類・表示制度の下でどのように同定・危険有害性情報伝達するか」に関する科学的論点を整理した報告書 (OECD Series on Testing and Assessment No.427、2025 年) を公表した。本報告書では、既存の GHS 危険有害性クラス (発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性 [STOT]、水生環境有害性等) に照らして、内分泌かく乱物質 (ED) を「危険有害性として捉える」ことに加え、「ED であることを同定して表示する」上でのギャップの有無を検討し、あわせて ED の定義 (WHO/IPCS, 2002) が GHS での適用に該当するか (fitness for purpose) が評価された。

本検討は、加盟国・国際機関・NGO・産業界等の専門家からなる OECD アドホックグループにより、2023 年 9 月～2024 年 11 月に計 15 回実施され、結論は、国連 SCEGHS 第 47 回会合 (2024 年 12 月) で報告された。レビューは、①既存の GHS 危険有害性クラスのギャップ分析、②利用可能な試験法・方法論 (特に EATS 経路及び非 EATS 経路) に関する科学的知見の整理、③WHO/IPCS 定義の適用可能性評価、の 3 段階で構成されている。

本報告書では、現行 GHS の多くの危険有害性の定義が、原則として「作用機序 (mechanistic data) を同定要件として明示していない」ため、WHO/IPCS 定義 (外因性物質が内分泌系機能を変化させ、その結果として有害な影響を生じる) に基づき、物質を「ED として同定する」ことが制度上困難である、すなわち、既存のクラスにより有害性 (例：生殖毒性等) を分類できたとしても、その有害性が内分泌かく乱の機序に起因することを根拠づけ、ED であることを「同定して伝達する」枠組みが、GHS 危険有害性クラスに一般的に備わっていないギャップがあると整理された。この解釈については、国連の非公式作業部会 (PHI-IWG) からの説明 (2023 年 11 月) を踏まえて整理された一方、マנדート解釈 (国連 GHS 専門家小委員会から付託された作業 (対象範囲・目的・成果物) をどのように読み取り、分類基準の検討に限定するのか、危険有害性情報伝達まで含めるのか等を含めて整理する考え方) を異にする一部意見が併記された。

試験法 (方法論) の観点では、EATS (エストロゲン/アンドロゲン/甲状腺/ステロイド生成) 経路については、一定の妥当性確認 (標準化・バリデーション) が進んだ方法が存在する一方、非 EATS 経路については、利用可能性、標準化、妥当性確認のいずれにも「実質的な不足」があると整理された。特に非 EATS では、有害影響を測る試験 (有害性の把握) と、内分泌かく乱の機序を示す試験 (作用機序) を結び付け、「当該有害性が (非 EATS の) 内分泌かく乱作用機序に起因す

る」ことを裏づける枠組みが必要であるが、現時点ではそのための標準化された組合せ（あるいは十分な検証済み手法群）が不足しているとされた。その際、作用機序と有害性（影響）を繋ぐ枠組みとして、有害性発現経路（AOP：Adverse Outcome Pathway）等の活用や、標準化試験を基盤とした連携の重要性が議論された。また、方法の適用可能性に関し、種差・ヒト関連性、金属等の特定物質群では適用が難しい可能性など、EDに限らない横断的課題も指摘された。

WHO/IPCS（2002）定義の適用可能性について、アドホックグループは「当該定義はGHSにおいても妥当であり適用可能である」と整理した。他方、共通解釈を確保するため、GHS本文において定義の一部概念の明確化・補足（clarify/qualify）を行うこと、さらに他クラス同様に、ED同定のための実施基準（criteria）と、その適用のためのガイダンス整備が必要であるとされた。あわせて、「intact organism（生きた、正常な体全体（個体）」の語の取扱いについては、動物実験削減の潮流を踏まえ、非動物試験法の活用余地を確保する観点から、例えば「完全な動物個体で観察された、又はそれを予測し得る有害影響」といった表現を用い得る旨が議論されたが、予測性（predictivity）の担保の要件等の整理が前提となる。また、因果（causal）と生物学的にもっともらしい関連（biologically plausible link）の水準、証拠の重み付け（Weight of Evidence）に基づく判断の重要性も論点として整理された。

以上、当該OECD報告書では、①現行GHSの枠内ではEDを「EDとして」同定・伝達する要件（作用機序の位置づけ等）に制度的なギャップがあること、②EATSに比べ非EATSで試験法・方法論の整備が遅れており、標準化・妥当性確認を含む基盤整備が今後の主要課題であること、③EDの定義は概ね維持しつつ、GHS本文の補足、実施基準とガイダンスの整備が必要であること、を示した。今後、国連GHSでEDの取扱いを制度化（新たな危険有害性クラスの創設、又は既存クラスの補強・ガイダンス整備等）するかは、追加情報と各国の政策判断に依存するが、少なくとも「機序情報をどう位置づけるか」「非EATSを含む方法論基盤をどう整備するか」について、改訂における議論の中核になると見込まれる。

3) GHSの動向

3) - 1 国連GHS専門家小委員会「第48回会合（2025年7月7～9日、ジュネーブ）」について

1. 概要	
<p>本会合は2025年7月7日～9日にジュネーブで開催され、議長はオーストリア、副議長は米国であった。議題は、物理化学危険性（輸送規則との共有を含む）、分類の基準の明確化、表示（予防措置文等）の改善、新たな有害性に係る課題（非動物試験法、内分泌かく乱等）、実装等（分類リスト、デジタルラベリング等）であった。</p>	
2. 主な議題	
2.1 物理危険性	<p>輸送規則側で検討が進む事項のうち、GHSへ波及し得る論点として、鈍性化爆発物（desensitized explosives）、酸化性固体（oxidizing solids）の試験（O.1/O.3）、テルミット（thermite、テルミット組成物）等が共有された。鈍性化爆発物については、輸送とGHSでの視点の差異を踏まえ、追加ガイダンスの要否を含め検討を継続するとされた。酸化性固体試験については、試</p>

	<p>験所間比較試験 (Round robin test) の結果として、代替セルロースの再現性、参照物質の妥当性、区分への適用性等が報告され、試験運用に係る改善として、一定の支持が示された (GHS の改正に採択 (決定) されていない)。テルミットは、現時点では情報共有・論点整理の段階であり、GHS 改正としての採択には至っていない。</p>
2.2 可燃性固体	<p>可燃性固体の一部では、現行試験手順の適用が困難となるケースが想定されることから、分類枠組みを維持しつつ試験実務を補強する代替試験法の検討が必要であるとの認識が共有され、関係者の協力が呼びかけられた。</p>
2.3 物理化学危険性の分類に係る優先順位	<p>複数の物理化学危険性に、同時に該当する場合の扱い (除外規定、優先順位、表示の整合) の明確化に関し、除外規定等を注記へ移す案は、「注記がガイダンスと解され得る」等の影響が生じる可能性が指摘され、方向性は概ね支持されつつも検討を継続するとなった。</p>
2.4 非動物試験法 (NAMs)	<p>動物実験代替の潮流を踏まえ、分類に用いる情報源や評価方法を整理するため、本文 (1.3) の改訂を進めるとともに、各危険有害性への改訂 (consequential amendments) を同時に整合させる必要があることが確認され、IWG の進捗及び改訂リストの作成状況が共有された。</p>
2.5 生殖細胞変異原性	<p>遺伝毒性に関する改訂について、Category 1B (Reach the gonads) 等の文言の修正やヒトデータに基づく新基準等が議論された。方向性は多数で支持された一方、利害関係者との協議、合意形成に要する時間を確保しつつ、第 3.5 章 (生殖細胞変異原性) の改訂作業 (レビュー) を、2025 年と 2026 年の 2 年間の作業サイクル内での完了 (遅くとも 2026 年末頃までに) を目標とする方針が確認された。</p>
2.6 内分泌かく乱性	<p>内分泌かく乱性に関し、現行の GHS において、分類・情報伝達上のギャップが生じる可能性が共有され、新たな危険有害性クラスの創設を含む選択肢の検討に先立ち、ヒト健康及び環境に関する有害性の分析をさらに実施し、その結果を踏まえ、改正の要否、その形式を議論するとされた。</p>
2.7 つなぎの原則	<p>つなぎの原則 (Bridging principles) に関する本文での明確化が審議され、ドイツ及び米国の提案を一部修正のうえ採択し、改訂案を Annex I へ収載した。また、追補等は、次会期以降の公式文書で継続して扱うとされた。</p>
2.8 予防措置文 (P フレーズ) 等	<p>予防措置文 (precautionary statements : P フレーズ) 等の合理化・明確化について、角括弧等の選択式表現がラベル作成ソフトウェアやデータベース連携等の制約に影響し得る点に留意しつつ、英国の提案を採択し Annex I へ反映した。併せて、IWG で継続検討する P フレーズ群については、次会期に向けコメントを収集することとされた。</p>
2.9 Article (成形品) の定義	<p>GHS における“Article (成形品)”の定義については、その必要性の認識が共有されたものの、文言案への合意には至らず、まずは、各国制度・法令における定義を収集し、比較整理した上で、GHS における定義の置き方 (本文／注記／ガイダンス等) を検討する方針が確認された。</p>
2.10 導入、デジタ	<p>GHS の国際的促進に関し、GHS 分類された化学品リストの課題が共有され、</p>

ルラベリング、運用（教育）等	専門家の支援が示されたほか、デジタルラベリングについては、DGAC 提案（非公式文書 INF.11）の作業計画に合意し、ロシア提案のデジタルラベリング指針（INF.33）と統合する方向で統合案（進め方の提案）を次会期に向け提示することとされた。また、運用（教育）については UNITAR より e-learning 等の進捗が報告された。
3. 次回会合予定・提出期限	
第 49 回会合は、2025 年 12 月 3 日午後～5 日に開催予定とされたが。本開催は延期された。 https://unece.org/transport/events/ecosoc-sub-committee-experts-globally-harmonized-system-classification-and-0?utm_source=chatgpt.com	

3) — 2 日本産業規格（JIS）Z 7252/Z 7253 改訂について

国内における GHS 分類、ラベル表示及び SDS 作成の実務基盤となる規格である JIS Z 7252「GHS に基づく化学品の分類方法」及び JIS Z 7253「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」が、令和 7 年（2025 年）12 月 25 日に改訂され、同日付の官報で公示された。

【JIS Z 7252 における主要な改訂】

JIS Z 7252 は、化学品の危険有害性を GHS に基づき分類するための基準を定める規格であり、本改正では、物理化学的危険性の大幅な見直しがあった。具体的には、爆発物及び可燃性ガスの分類体系の見直し、また、「加圧下化学品（chemicals under pressure）」の追加が主要な変更として挙げられる。また、健康有害性の分野では、皮膚腐食性/刺激性について、in vitro/ex vivo 試験等（動物を用いない、又は動物使用を抑制する評価）の活用を拡充する方向で整理が進められた。

【JIS Z 7253 における主要な改訂】

国連 GHS 文書改訂 9 版を基に、物理化学的危険性の見直し（爆発物、可燃性ガス、加圧下化学品）、爆発物区分に関連して、SDS 第 2 項の H コード（危険有害性情報コード）が整理され、H200～H205（例：不安定爆発物、大量爆発危険性等）の削除と、H209（爆発物）・H210（非常に敏感）等が追加された。また、危険有害性情報及び注意書きの変更、付属書 D が見直しされた。

（出典）

<https://www.kanpo.go.jp/20251225/20251225h01617/20251225h016170007f.html>

4) その他

4) — 1 REACH 附属書 XVII 改正（PFAS 制限）委員会規則草案「更新版」公表の概要について

欧州化学品庁（ECHA）は、デンマーク、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデンの各当局が 2023 年 1 月に提出した PFAS 制限提案（REACH 附属書 XVII 改正案）について、2023 年の意見募集で受領した 5,600 件超の科学的・技術的コメントの評価結果を反映した「更新版（Background Document）」を 2025 年 8 月 20 日に公表した。本更新版は、ECHA のリスク評価委員会（RAC）及び社会経済分析委員会（SEAC）の意見形成の根拠文書として位置づけられ、今後も委員会評価に応じて改訂され得るものである。更新版では、フルオロポリマー等に関する追加的な例外措置（適

用除外)を含む取扱いが示され、初期案の「全面禁止」を一部緩和しつつ、環境中での残留・蓄積を前提に、排出の最小化と代替移行を促す枠組みが強化されている。

本更新版では、初期提案で具体化が不十分であった分野の特定・評価が進められ、印刷用途、密封用途、機械用途、医療用途(医薬品の一次包装・添加剤等を含む)、軍事用途、爆発物、技術繊維、溶剤・触媒等の広範な工業用途といった分野が追加的に整理された。また、評価対象となった14の用途分野/用途について、提案当局は「排出が規制措置を講じるに足る水準にある」と結論づけ、詳細な評価の対象外であった用途や廃棄物段階からの排出が懸念を増幅させることも踏まえ、REACHによる制限が最も適切なリスク管理オプション(RMO)であるとの基本認識を示している。一方で、多くの用途で代替が既に存在することを指摘しつつ、在庫(使用中・長寿命製品)及び廃棄物中のPFASの存在により、制限導入後も排出が一定期間継続し、環境中蓄積と人・環境へのばく露が増加し得る点に留意が必要であるとした。

制限のオプションは、(1)移行期間18か月を伴う完全禁止(RO1)と、(2)移行期間18か月+用途別に主として5年又は12年の期限付き例外を伴う禁止(RO2)を基本とし、今回、意見募集で提示された代替案の検討を通じて、(3)厳格な運用条件の下でライフサイクル全体の排出を最小化できる用途に限り使用継続を認めるオプション(RO3)が導入された。提案当局は、社会への不都合(代替未整備による一時的供給不能等)を緩和し、円滑な代替移行に必要な時間を確保できる点から、RO2を「最もバランスの取れた選択肢」と位置づけている。ただし、例外措置によって禁止が先送りされる場合、健康・環境影響に由来するコストが将来世代へ移行し得る点を明示し、例外は必要最小限とすべきとの含意を持たせた。

本更新版で示されたRO2(附属書XVIIエントリー案)の骨子は以下の通りである。第一に、PFASは「少なくとも1つの完全にフッ素化されたメチル基(CF₃-)又はメチレン基(-CF₂-)の炭素原子(H/Cl/Br/Iが結合していない)を含むすべての物質」と定義され、一定の構造(要素)のみからなる物質は適用範囲から除外される。第二に、PFASは原則として「物質としての製造・使用・上市を行わない」ことに加え、「他の物質の構成成分」「混合物」「成形品」に含まれる場合にも上市が制限される。第三に、濃度基準として、①ターゲット分析(targeted analysis)で測定されたPFASの合計25ppb(ポリマーのPFASは定量から除外)、②任意で前駆体分解を伴うターゲット分析で測定されたPFAS合計250ppb、③PFAS総量50ppm(ポリマーのPFASを含む)が提示され、さらに総フッ素量が50mg F/kgを超える場合には、要請に応じてフッ素の測定結果(PFAS又は非PFASとしての含有量として測定されたフッ素)を執行当局に提示することが求められる。これらの規定は、施行から18か月後に適用開始とされる。

また、例外措置(適用除外・猶予)は広範であり、①他法令の枠組み下にある(活性)物質(殺生物性製品、植物保護製品、人・動物用医薬品)等、②EU域内で既に最終用途に使用されていた成形品の供給、③スペアパーツ(複合体の上市最終日から20年又は耐用年数まで等)、④上流サプライチェーンにおける製造、⑤製品・工程指向研究開発(PPORD:製品・プロセス指向の研究開発)等が整理された。さらに、再生材を含む紙・板紙、繊維、プラスチックの一部については、施行後13.5年又は23.5年までの例外が設けられ、再生原料の起源主張を立証する文書証拠や、輸出品について第三者機関によるトレーサビリティ証明の添付を求めるなど、執行可能性を担保する手当ても盛り込まれた。また、WEEE(電気電子機器廃棄物)指令やELV(廃自動車)指令の対象等、特定のプラスチック製品群については、意図的に添加されたPFASを含有する旨の表示(「意図的に添加

された PFAS を含有しています」) を、製品又は包装に視認可能・判読可能・消えない方法で付すことが求められる。

分野別の期限付きの例外（多くが施行後 6.5 年又は 13.5 年）は、個人用保護具（PPE）、硬質クロムめっき、冷媒（HVACR：暖房・換気・空調）、断熱フォームの発泡剤、消火剤、スイッチギア絶縁ガス、各種電子部材（プリント基板、フォトニクス、半導体製造工程、電池のバインダー・電解質等）、印刷関連材料（トナー、インク、印刷ユニット部品、感光材等）、工業用途の溶剤・触媒・加工助剤、医療機器・医薬用途の一部（賦形剤、pMDI 推進剤等）となり、これは、代替可能性・安全基準・性能要件等を踏まえて設定されている。さらに、フルオロポリマー及びペルフルオロポリエーテルについては、用途限定の適用除外に加え、特定の免除を利用する製造者・輸入者・川下ユーザーに対し、場所専用の管理計画（使用の正当化、使用・安全取扱条件等）を策定し、毎年見直し、執行当局の要請に応じて査察で提示可能とする旨の要求がされた。

今後の見通しとして、RAC 及び SEAC が継続評価を行っており、最終的な意見は 2026 年に公表され、その後、欧州委員会が最終規則案を提出すると見込まれている。日本企業への実務上の示唆としては、(a)対象製品・用途が RO2 のどの例外類型に該当し得るか（期限、条件、証明要求を含む）を早期に確認すること、(b)濃度基準（25 ppb/250 ppb/50 ppm）及び総フッ素 50 mg F/kg 超の場合の説明責任に備え、分析戦略（ターゲット分析、前駆体分解を伴う分析、総 PFAS・総フッ素の位置づけ）とサプライチェーンでのデータ取得体制を整えること、(c)表示義務や再生材のトレーサビリティ証明等、執行面の要求が製品設計・調達・文書管理に波及する点を織り込むこと、が重要と考えられる。特に、例外措置は「使用継続の許容」ではあるが、排出最小化・代替移行を前提とする設計であるため、規制確定前の段階から、代替評価と移行計画を並行して進めることが推奨される。

（出典）

ECHA publishes updated PFAS restriction proposal

https://echa.europa.eu/-/echa-publishes-updated-pfas-restriction-proposal#msdynmkt_trackingcontext=88006458-d042-42fa-a846-fdd5ea750300

4) - 2 REACH 附属書XVIIの修正(泡消火剤用 PFAS 規制)について

欧州委員会は、REACH 規則(規則(EC) No 1907/2006) 附属書 XVII に、新たにエントリー 82 (PFAS: 泡消火剤) を追加する委員会規則 (EU) 2025/1988 (2025 年 10 月 2 日採択、官報公布 2025 年 10 月 3 日) を制定した。本規則は、公布日の翌日から起算して 20 日目である 2025 年 10 月 23 日に発効となる(官報公布: 2025 年 10 月 3 日、発効: 2025 年 10 月 23 日)。これは、PFAS (有機フッ素化合物群) を含有する泡消火剤が土壌・水系汚染の主要因となり得ること等を背景に、泡消火剤用途に焦点を当てた分野別の制限 (sectoral restriction) として導入されたものである。

本改正において、PFAS は、「水素/塩素/臭素/ヨウ素が結合していない、完全フッ素化メチル (CF₃) 又はメチレン (CF₂) 炭素原子を少なくとも 1 つ含む物質」と定義される。本制限により、泡消火剤中の「全 PFAS 合計濃度」が 1 mg/L 以上の場合、原則として 2030 年 10 月 23 日以降、当該泡消火剤の「上市 (placed on the market) 又は使用 (use)」は禁止となる。なお、POPs 規則 (規則(EU) 2019/1021) で既に対象となっている PFOS/PFOA/PFHxS 等、並びに REACH 既存エントリー (例: C9-C14 PFCA、PFHxA の一部用途) に係る規定との関係が整理されており、合計濃度の算定

にあたっては、これらの物質も含めて評価する旨が明確化されている。一方で、代替可能性・安全確保を踏まえ、用途・機器区分に応じて複数の経過措置（derogation/transition）が設定されている。具体的には、(i) 携帯式消火器（portable fire extinguishers）に使用される泡消火剤については、PFAS 合計 1 mg/L 以上の製品の上市が 2026 年 10 月 23 日まで認められ、(ii) 携帯式消火器用の耐アルコール泡（alcohol-resistant）については上市が 2027 年 4 月 23 日まで認められる。また、(iii) 重大事故災害規制（指令 2012/18/EU、いわゆる Seveso 対象）施設（ただし民間航空は除外）、オフショア石油・ガス施設、軍用艦艇、ならびに一定要件を満たす民間船舶（2025 年 10 月 23 日以前に搭載された泡消火剤）については、上市の経過措置が 2035 年 10 月 23 日まで付与される。

使用面については、(i) 訓練・試験（ただし、消火設備の機能試験は「放出が全て封じ込められる」条件等が前提）や、公共消防・準公共消防等に関し、PFAS 含有泡の使用が 2027 年 4 月 23 日まで一定範囲で認められるほか、(ii) 携帯式消火剤については使用の経過措置が 2030 年 12 月 31 日まで設定されている。さらに、前記の Seveso 対象施設等（上市側で 2035 年 10 月 23 日までの経過措置がある区分）については、使用についても 2035 年 10 月 23 日までの経過措置が設けられ、欧州委員会が当該経過措置を期限前に見直す旨が規定されている。

本改正では、2026 年 10 月 23 日以降に求められる運用管理義務が実務上の焦点となっており、2030 年までの経過期間であっても、PFAS 合計 1 mg/L 以上の泡消火剤を（特に 2035 年までの経過措置対象として）継続使用する場合、2026 年 10 月 23 日以降、使用者は①泡消火剤の使用を可燃性液体火災（クラス B 火災）に限定すること、②環境への排出及び直接・間接ばく露を技術的・実務的に可能な限り低減すること、③未使用在庫及び廃棄物（廃水を含む）を可能な範囲で分別回収し、PFAS 含有量が破壊又は不可逆的に変換されるよう適切処理に付すこと、④使用場所ごとの「PFAS 含有泡消火剤管理計画（PFAS-containing firefighting foams management plan）」を策定すること等が求められている。管理計画には、使用条件・使用量、回収・処理、設備の洗浄・保守方法、漏えい時の対応、フッ素非含有（Free）への代替戦略等を含め、少なくとも 15 年間、権限当局の求めに応じて提示可能な形で保管し、年 1 回の見直しを行う旨が規定されている。さらに、執行の観点から表示（labeling）義務が導入されており、2026 年 10 月 23 日以降、PFAS 合計 1 mg/L 以上の泡消火剤（携帯式消火器を除く）を上市する場合、また、同濃度範囲の未使用在庫や PFAS 含有廃棄物（廃水を含む）について、所定の文言を「明瞭かつ消えない方法」で表示することが求められている（表示文言例：WARNING: Contains ... PFAS ...）。

4) - 3 TSCA 第 8 条(a)(7)(PFAS 報告規則)の再々改正草案の公表について

米国環境保護庁（EPA）は、有害物質規制法（TSCA）第 8 条(a)(7)に基づく PFAS（有機フッ素化合物群）のデータ報告・記録保持規則（2023 年 10 月 11 日官報公示、88 FR 70516。2023 年 11 月 13 日発効）について、対象範囲を実務的に見直す改正案を公表した（EPA 側署名日：2025 年 11 月 10 日／Federal Register 掲載日：2025 年 11 月 13 日）。本提案は、2011～2022 年に製造（輸入を含む）された PFAS に関する「既知又は合理的に把握可能（known to or reasonably ascertainable）」な情報収集という法目的を維持しつつ、事業者が情報を把握しにくい（又は重複となり得る）領域の負担軽減を狙い、(i) 混合物・製品中の PFAS が 0.1%以下の場合の免除、(ii) 成形品（articles）の輸入、(iii) 一定の副生成物（byproducts）、(iv) 不純物（impurities）、(v) 研究開発目的の化学物質（R&D chemicals）、(vi) 非単離中間体（non-isolated intermediates）を、報告対象となる「製造活動」の範囲から免除している。また、報告におけるデータ項目の技術的修正（どのデータ欄に何を報告すべきかの明

確化) や、提出期間 (data submission period) の調整も提案に含まれている。なお、報告期限については、EPA が別途示した日程延長の枠組みとして、一般の製造者は 2026 年 10 月 13 日まで、小規模事業者で「成形品として PFAS を輸入した者のみ」が対象となる場合は 2027 年 4 月 13 日までが提出期限とされている (現行日程の位置づけ)。改正案は官報掲載後 45 日間の意見募集 (EPA-HQ-OPPT-2020-0549) に付された。

(出典)

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-changes-make-pfas-reporting-requirements-more-practical-and-0#:~:text=WASHINGTON%20%E2%80%93%20Today%2C%20U.S.%20Environmental%20Protection,and%20r%20educ%20unnecessary%2C%20or%20potentially>

4) - 4 米国ニューメキシコ州 PFAS 規制について

米国ニューメキシコ州は、電子電気機器製品を含むすべての製品を対象として、意図的に添加 (intentionally added) された PFAS の段階的禁止を導入する州法 (「ペルフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質保護法」: HB 212) を採択した (2025 年 4 月 8 日)。本法は、米国において「PFAS 含有製品の全面禁止」を制度として整備する州として、メイン州、ミネソタ州に続く位置づけとされ、規制の骨格は、①最終的な全面禁止 (2032 年) を見据えつつ、②高懸念用途から順次禁止対象を拡大する段階措置 (2027 年、2028 年) と、③製造者の情報提出義務 (2027 年) を組み合わせる点にある。また、他州法と異なり、一定のフッ素化ポリマー (fluoropolymer) を含む製品を対象外としている。

本法では、2032 年 1 月 1 日以降、製造者は、ニューメキシコ州内で意図的に添加された PFAS を含む製品を、直接・間接に、又は仲介業者を通じて販売、販売の申出、又は販売目的で配布することが原則として禁止される (ただし、州の環境改善委員会 (EIB) が当該製品について「現在回避不能な使用 (Currently Unavoidable Use : CUU)」を定める規則を制定した場合は例外となり得る)。これに先立ち、段階的禁止として、2027 年 1 月 1 日からは、調理器具、食品包装、歯科用フロス、年少者用製品 (子どもの自動車シート、衣類、玩具等)、泡消火剤について、意図的に添加された PFAS を含む製品の州内販売等が禁止対象となる (なお「年少者用製品」には、個人用コンピュータ、オーディオ/ビデオ機器、計算機、無線電話、ゲーム機、画面付き携帯端末、及び周辺機器 (マウス、キーボード、電源装置、電源コード等) は含まれない)。さらに 2028 年 1 月 1 日からは、カーペット/ラグ、洗浄用品、化粧品、布地処理剤、女性用衛生製品、繊維製品 (及び装飾品)、スキーワックス、布張り家具が追加で禁止対象となり、2032 年の全面禁止へ段階的に接続される。

また、本法は「販売禁止」だけでなく、2027 年 1 月 1 日から、製造者に対して州環境局 (NMED) への製品情報の提出義務を課す点が重要である。要求情報には、(1) 製品の簡潔な説明 (UPC、SKU 等の数値コードを含む)、(2) 製品における PFAS 使用目的、(3) 製品中の各 PFAS の量 (CAS 登録で特定し、市販の分析方法により測定された正確な量として報告又は当局が承認した範囲内であることの明記)、(4) 製造者情報 (名称・住所、連絡先担当者の氏名・住所・電話番号)、(5) 当局が必要と認める追加情報 (ただし営業秘密に該当する情報の開示は要求しない、等) が含まれる。

なお、対象外 (適用除外) も広範に規定されており、連邦法が州権限を排除する形で PFAS 含有量を規制する製品、販売・再販売用の使用済み製品、米国食品医薬品局が規制する医療機器・医薬品及びその包装、冷媒を含む空調・冷却等設備 (EPA の SNAP 制度で一定指定された冷媒を含むも

の)、獣医向け製品、試験目的の製品開発、連邦自動車安全基準の対象となる自動車・部品（一定の例外あり）、船舶・航空機、半導体及びその製造設備・材料、非消費者向け電子機器・実験室機器、EPA が「許容される用途」としてリストしている PFAS を意図的に添加した製品、電力の生成・配電・貯蔵に用いられる製品等が列挙されている。さらに、ポリマー主鎖が（標準条件下）で固体である等の要件を満たす「フッ素化ポリマー」を含む製品を対象外とする旨が規定されており、他州法と比較した場合の適用範囲に差異が認められる。

また、その定義において、「意図的に添加された」とは、製品製造過程で PFAS を故意に添加又は使用し、最終製品又はその成分において PFAS の存在が望まれる又は期待される場合を指すとされ、また PFAS は少なくとも 1 つの完全なフッ素化炭素原子を含むフッ素含有有機化合物のクラスとして整理されている。

（出典）

<https://legiscan.com/NM/text/HB212/2025>

4) - 5 米国メイン州改正 PFAS 規制について

米国メイン州環境保護委員会（Board of Environmental Protection）は、「PFAS が意図的に添加された製品に関する規則（Chapter 90）」を採択した（2025 年 4 月 7 日）。本改正により、2025 年 1 月 1 日に施行予定であった一般的な通知義務が廃止され、代替として、意図的に PFAS を添加した製品に対する複数の販売禁止措置（有効期限が異なる段階的禁止）が設定されるとともに、販売禁止に対する例外が整理された。また、同州環境保護部局が「現状、回避できない使用（Currently Unavoidable Use : CUU）」の判断を行った製品カテゴリを対象として、新たな報告プログラムが設けられ、今後の CUU の判断は通常の技術規則制定手続きを通じて実施される運用とされた。一般報告義務が廃止されたことから、CUU は、現時点では今後販売禁止の対象となる製品カテゴリに限定して適用される。さらに、CUU の対象製品を製造する規制対象製造者は、販売禁止措置の有効日以降も販売継続を希望する場合、PFAS の継続使用を部局へ報告する必要がある、当該通知は、5 年間の CUU の有効期限と同時に失効する（継続して CUU 判断が行われる場合は、新たな通知が必要）。CUU の申請は、販売禁止措置の施行日から遡って 60 か月前まで、かつ施行日の 18 か月前まで提出可能であり、例えば、2029 年に販売禁止が適用される製品では、既に 5 年間の申請期間が開始しているほか、2032 年禁止措置の対象製品は 2027 年から CUU 申請が可能となるとされている（当局から CUU の提出要綱が公表済み）。以下に、意図的に添加された PFAS を含有する製品の販売禁止スケジュール（当局公表情報）を記す。

- ・2023 年 1 月 1 日：カーペット/ラグ、布地処理剤、（意図的添加 PFAS は含まないが）フッ素化容器又は意図的に PFAS を添加した容器で販売・提供・流通される布地処理剤
- ・2026 年 1 月 1 日：洗浄製品、調理器具製品、化粧品、デンタルフロス、青少年向け製品、生理用品、繊維製品（除外を含む）、スキーワックス、布張りの家具、（意図的添加 PFAS は含まないが）フッ素化容器又は意図的に PFAS を含む容器で販売のための提供、または販売のために流通されるリストされた製品
- ・2029 年 1 月 1 日：人工芝、厳しい湿潤条件用のアウトドアアパレル（「PFAS 化学物質を使用して製造」の開示が伴う場合は適用されない）

・2032年1月1日：メイン州で販売される意図的にPFASを添加した全ての製品（ただし、製品中のPFASが「現状、回避できない使用（CUU）」の場合は除外）、意図的に添加されたPFASは含まないがフッ素化容器又は意図的にPFASを添加した容器で販売、販売のための提供、又は販売のために流通される製品

・2040年1月1日：冷却・加熱・換気・空調又は冷蔵機器、冷媒、フォーム（発泡体）又はエアゾール噴射剤

（出典）

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.maine.gov%2Fsos%2Fsites%2Fmaine.gov.sos%2Ffiles%2Finline-files%2F096c090.docx&wdOrigin=BROWSELI>

（3）事業者向けGHS分類ガイダンスの見直し及び令和8年度に向けたGHS分類候補物質の抽出

①事業者向けGHS分類ガイダンスの見直し

経済産業省より提供している事業者向けGHS分類ガイダンスについて、政府向けGHS分類ガイダンス（改訂原案）、最新の科学的知見、また国連GHS分類に対応するJIS Z 7252:2025の発行を踏まえ、改訂案を作成した。改訂作業にあたっては、化学物質の危険有害性及びその分類に関する十分な知見を有する有識者に合同ヒアリングを実施した。

1）合同ヒアリングの目的と構成

事業者向けGHS分類ガイダンスの見直しについては、事業者が適切にGHS分類するためのガイダンスとすることを目的とし、本事業の見直し案が今年度改正されたJIS Z 7252:2025の内容を反映し、かつ、これまでの事業で検討された課題や国内外の動向（GHS）を踏まえた適切な内容であるか、確認・検討するため、化学物質の危険有害性及びその分類に関する十分な知見を有する有識者による「令和7年度事業者向けGHS分類ガイダンス見直しに係る合同ヒアリング」を設置し、ご意見をいただいた。有識者名簿を表（3）—1に示す。

表（3）—1 合同ヒアリング 有識者名簿（敬称略、五十音順）

氏 名	所 属 ・ 役 職
飯田 光明	公益社団法人 全国火薬類保安協会
板垣 晴彦	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
市川 覚士	一般社団法人日本化学工業協会 化学品管理部
稲若 邦文	住友化学株式会社 レスポンシブルケア部

小島 肇	山陽小野田市立山口東京理科大学 工学部
中村 るりこ	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センター
宮川 宗之	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
森田 健	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センター

また、合同ヒアリングは、以下の通り、オンラインにて3回開催した。

第1回

開催日時：令和7年12月18日（木）

議題：事業者向け GHS 分類ガイダンス(案)の見直しについて
物理化学的危険性について

第2回

開催日時：令和7年12月24日（水）

議題：事業者向け GHS 分類ガイダンス(案)の見直しについて
健康有害性について（1回目）

第3回

開催日時：令和8年1月6日（火）

議題：事業者向け GHS 分類ガイダンス(案)の見直しについて
健康有害性について（2回目）

なお、合同ヒアリングは、用語及び定義の変更・追加（爆発物、加圧下化学品、急性毒性、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、生殖細胞変異原性等）、物理化学的危険性の変更（爆発物、可燃性ガス、エアゾール及び加圧下化学品における区分変更、それに伴う関係箇所の変更）、鈍性化爆発物の判定論理の変更、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性における *In vitro/ex vivo* 試験の分類手順の追加等を念頭に実施した。

2) 事業者向け GHS 分類ガイダンスの見直しについて（基本的な考え方）

合同ヒアリングにおいて、事業者向け GHS 分類ガイダンスについては、以下の方針に基づいて、見直しを図るものとされた。

【見直しの方針】

①	原則として、JIS Z 7252:2025 に基づいた分類・記載（用語等）に基づいて見直す。また、本見直しに際しては、「JIS Z 7252 GHS に基づく化学品の分類方法 解説」を参照する。
②	原則として、政府向け GHS 分類ガイダンス（改訂原案）と事業者向け GHS 分類ガイダンスとの間で共通する記載部分は、政府向け GHS 分類ガイダンス（改訂原案）と整合させる。
③	事業者向け GHS 分類ガイダンスに掲載の「判定フロー図」は、その掲載を継続する。判定フロー等については、JIS Z 7252:2025 における改訂を踏まえ、その引用である旨を明示しつつ、補足解説を設ける。また、その際、判定フロー図には、「JIS Z 7252:2025 を参照すること」を追記する。
④	パープルブック（国連 GHS 文書改訂 10 版）に基づいて、Defined Approach（ディファインド アプローチ）に関わる内容をガイダンスに反映させる。

3) 合同ヒアリング（物理化学的危険性について）における議論について

合同ヒアリングにおける主な論点と結論を以下に示す。なお、以下、今年度検討に用いた「事業者向け GHS 分類ガイダンス」は、令和 6 年度において作成された「改訂（案）」のことを指す。

【ガイダンス改訂案】

①	<p>事業者向け GHS 分類ガイダンス 2.5.1 爆発物について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者向け GHS 分類ガイダンス 2.5.1 に掲載している JIS Z 7252:2019 の表・判定フロー図は削除し、JIS Z 7252:2025 の記載に整合させる。ただし、JIS Z 7252:2025（第 27 頁 A.1.3.1 「一般」）の該当記載はガイダンスに追記し、読者が JIS Z 7252:2025 の考え方を理解できるよう補足する。なお、JIS の改定で削除項目が増えていること、かつ経過措置により JIS Z 7252:2019 も一定期間使用可能であることを踏まえ、ガイダンスの性格（事業者向け解説書）として、削除された箇所については「改定により当該部分は削除された」等の説明を付すこととする。
②	<p>事業者向け GHS 分類ガイダンス 2.5.1.4 分類の指針 (3)試験に基づく分類の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> JIS Z 7252:2025（第 27 頁 A.1.3.1 「一般」）の記載を事業者向け GHS 分類ガイダンスに追記することで、当該ガイダンス図表 2.5.3（第 36 頁）は削除する。
③	<p>事業者向け GHS 分類ガイダンス 2.5.2.4 分類の指針 (4)化学的不安定なガス（純ガス）の区分判定について、の記載について。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス等の判定基準の図表については、「分類の指針」と離れた配置では関連性が理解されにくいとの指摘を踏まえ、本文との関係が一目で分かる配置へ見直すとともに、JIS Z 7252:2025 で判定基準が 1 つの図表に統合されていることから、事業者向け GHS 分類ガイダンスでも同様に判定基準の図表を 1 つにまとめる。 JIS Z 7252:2025 の判定基準の図表を提示した上で、図表 2.5.17 等に掲載される具体的物質名を用い、「当該物質は化学的に不安定なガス 区分 1A の A に該当する」などの一文形式の具体例（必要に応じて各物質への区分付記）を示し、事業者の理解を補強する。 2 つの細区分が付くことは理解されにくいため、区分の関係性が正しく伝わる表現（用

	<p>語)を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JIS の〇〇による」といった注記は意味が分かりにくく、また「JIS をそのまま転載した」と誤解されるおそれがあるため、「JIS の〇〇を参考にして書き換えた(改変した)」等、出典と加工の有無が明確に伝わるよう表現を工夫する。
④	<p>事業者向け GHS 分類ガイダンス 2.5.3.1 加圧した化学品について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧下化学品について、その理解の一助として、2.5.3.1 定義の下に「加圧下化学品」の補足と模式図を追加し、2.5.3.5 の参考情報に国連番号表を追記する。 ・「加圧下化学品」の補足については、「加圧下化学品」の模式図について、エアロゾルと加圧下化学品の違いが分かりやすくなるよう、対比して掲載する。

- 4) 合同ヒアリング(健康有害性について)における議論について
 合同ヒアリングにおける主な論点と結論を以下に示す。

【論点と結論】

①	<p>事業者向け GHS 分類ガイダンス 3.5.2.5.分類手順の(3) 既存の <i>in vitro/ex vivo</i> データに基づく分類 図表 3.5.17 中の OECD TG 431 について (JIS Z 7252:2025 P96)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD TG 431 2025 Annex 2 に 5 つの試験方法が記載されているが、EpiSkin™(VRM) ((No longer commercially available from December 2024))とされている。4 つの類似の試験 (Four similar methods : GHS 第 10 版) との記載について、事業者向け GHS 分類ガイダンス 図表 3.5.17 の方法 1 (EpiSkin に該当) に脚注を設け、当該方法は現時点では実施ができないが、過去データの取扱いについては参照し得る旨 (又はその位置づけ) を明確化した上で、「4 つの方法がある」という記載とする。
②	<p>事業者向け GHS 分類ガイダンス 3.5.2.5.分類手順の(3) 既存の <i>in vitro/ex vivo</i> データに基づく分類 図表 3.5.18 中の OECD TG 439 について (JIS Z 7252:2025 P98)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD439 2025 Annex 2 に 7 つの試験方法が記載されているが、EpiSkin™(VRM) ((No longer commercially available from December 2024))とされている。3 次元再構築ヒト表皮 (RhE) に局所的に適用する場合として、4 つの類似の試験 (Four similar methods : GHS 第 10 版) との記載について、事業者向け GHS 分類ガイダンス 図表 3.5.18 に脚注を設け、EpiSkin による試験方法は現時点では実施ができないが、過去データの取扱いについては参照し得る旨 (又はその位置づけ) を明確化した上で、「6 つの方法がある」と、事業者向け GHS 分類ガイダンス本文の記載を修正する。
③	<p>事業者向け GHS 分類ガイダンス 3.5.3.眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性及び 3.5.4.呼吸器感作性又は皮膚感作性について</p> <p>国連 GHS 文書改訂 10 版にある <i>in vitro/ex vivo</i> の表は掲載されていないが、一方で、国連 GHS 文書改訂 10 版にある Defined approach や段階的アプローチに関しては記載されている (図表 3.5.26 図表 3.5.40)。そのため、以下の通り、修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け GHS 分類ガイダンス 3.5.3.5. 分類手順の (4)<i>in vitro/ex vivo</i> データに基づく分類 (国連 GHS 文書改訂 10 版 3.3.2.4 による) について <p>眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性に、国連 GHS 文書改訂 10 版 Table (表) 3.3.6 を追</p>

	<p>記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連 GHS 文書改訂 10 版 図 3.3.3 に相当する図を掲載する。この掲載にあたっては、OECD TG 467 (Defined Approach) に沿った最新の考え方を反映できるよう、「区分 2」に関する部分に注釈を付すこととする(「最新の OECD TG467 または TG492B を参考にして試験法を選択すること。」等)。また、結論として「区分 1」にある () 中の 460、「分類する必要はない」にある 460 は削除する。 ・図表 3.5.36 については <i>in vivo</i>、<i>in chemico</i>、<i>in vitro</i>、Defined Approach を明確に区分して再構成することとし、Defined Approach については、単独試験ではなく「組み合わせ」が必要である点を分かりやすく説明する。 ・各 TG (TG442C/D/E) においては「複数記載されている試験法のうち、いずれか一つでよい」ことを明示する。 <p>②事業者向け GHS 分類ガイダンス 3.5.4.6. 分類手順(皮膚感作性)の(3) Defined Approach に基づく分類 (国連 GHS 文書改訂 10 版 3.4.2.2.4 による)、及び 3.5.4.6. 分類手順(皮膚感作性)の(4) <i>in chemico/in vitro</i> データに基づく分類(国連 GHS 文書改訂 10 版 3.4.2.2.5 による)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け GHS 分類ガイダンスに、国連 GHS 文書改訂 10 版 Table (表) 3.4.7 及び国連 GHS 文書改訂 10 版 Table (表) 3.4.8 を追記する。 ・「眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性」と併せ、試験方法を恣意的に組み合わせると誤解されないよう、Defined Approach に関する「最新の OECD における位置づけ」や「適用上の留意点」を記載する。 ・Defined Approach (TG 497) を含む <i>in silico</i>、<i>in chemico</i>、<i>in vitro</i> 試験法の記載については、テストガイドラインの改定・拡張が継続的に行われていることを踏まえ、過度に詳細な手法の列挙は最新動向との齟齬を生じさせるおそれがある一方、事業者向けガイダンスとして一定の補足説明が必要であるとの認識が共有された。このため、現時点では「最新のテストガイドライン (特に TG 497) を参照すること」を明示しつつ、事業者の誤解や混乱を招かない表現を検討する。 ・医薬部外品のガイダンスが改定され、「2 out of 3 (2o3)」が認められたことについて、以下の URL を付して、事業者向け GHS 分類ガイダンスに記載する。 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc9047&dataType=1&pageNo=1 ・分類に際し、動物試験、<i>In vitro</i>、<i>ex vivo</i> 試験の結果の活用について、事業者向け GHS 分類ガイダンスに記載するか否か、あるいは、どのように記載するかについては、今後の検討課題とする。
④	<p>事業者向け GHS 分類ガイダンス 3.5.9.特定標的臓器毒性 (反復ばく露)</p> <p>3.5.9.5. 分類の手順【判定基準 1b】(注意事項) について。</p> <p>以下の文章には、国連 GHS 文書改訂 10 版 (3.9.2.9.5) 及び JIS Z 7252:2025 (B.9.2.9) にない文章 (下線部) が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反復ばく露では原則として 14 日以上 (且つ吸入ばく露では 1 回のばく露時間が 1 時間以上) の反復ばく露等のデータがある場合とする。ばく露量とガイダンス値の比較を行う場合は、日数及び 1 回当たりのばく露時間をガイダンス値の条件 (90 日・6 時間/日) と比較

	<p>してガイダンス値を補正（ばく露日数及び 1 日ばく露時間で反比例計算）する。<u>ただし、90 日を超える反復ばく露データでは 1 日当りのばく露時間についてのみ補正を行い、日数による補正は実施しない。</u></p> <p>本記載については、政府向け GHS 分類ガイダンスにおいて同様の記載である点を踏まえ、修正の在り方について検討する。</p>
⑤	<p>発がん性に関連する OECD TG（テストガイドライン 図表 3.5.53）及び発がん性分類の比較（GHS 分類区分と他の機関の分類の比較 図表 3.5.54）の掲載について</p> <p>これらの図表は、事業者向け GHS 分類ガイダンスには継続掲載しつつ、参考情報としての価値を明確にした上で、分類時期、用いられたデータの新旧・分類機関の考え方の違いに留意して活用すべき旨を追記し、事業者が主体的に確認・判断した上で用いることが分かる形に整理することを検討する。</p>
⑥	<p>Significant toxicity（重大な毒性）の記載について</p> <p>・「Significant」は毒性学的及び統計学的に意味のある影響を指すものであり、必ずしも「重篤（severe）」であることを意味するものではなく、一方で、毒性的に意味があると判断される影響については幅広く解釈され得ること、国連 GHS 文書の訳語が修正されている（「明らかな」に修正）ことから、事業者向け GHS 分類ガイダンスでは、用語の解釈と本文内容との連携を図るよう検討する。</p>

なお、環境有害性については、2) 事業者向け GHS 分類ガイダンスの見直しについて（基本的な考え方）にしたがい、見直しを図ることとした。

また、今後の課題として、国連 GHS の改訂（2 年に 1 回）と JIS Z 7252 の改訂（5 年に 1 回）との間に生じる時間差への対応について、現時点で直ちに記載するほど切迫した状況ではないものの、将来的には、JIS Z 7252 より改訂の柔軟度が高い事業者向け GHS 分類ガイダンスにおいて、この改訂の時間差への対処方針（基本方針）を記載し、政府向け/事業者向け GHS 分類ガイダンスの双方で整合した記載とすることが望ましいとの認識が示され、議論を進めることで了承された。

②令和 8 年度に向けた GHS 分類候補物質の抽出

化管法の既存指定化学物質の一部については最新の有害性情報に基づく GHS 分類結果が提供されていない現状に鑑み、以下の観点を踏まえ、化管法として情報提供が必要な物質として令和 8 年度に優先的に GHS 分類を実施すべき候補物質を 100 物質程度抽出した。

- ・化管法における有害性クラスの高い物質（特に発がん性、変異原性、生殖毒性）。
- ・化管法と GHS における有害性基準が一致していない有害性項目（変異原性、生殖毒性、慢性毒性）に対し、追加の情報収集が必要な物質。
- ・排出量が多いと想定される物質。
- ・NITE-CHRIP にてアクセス数が多い化管法対象物質。
- ・その他（対象物質に紐付けられる CAS 登録番号が複雑でない物質 等）。

1) 具体的な抽出方法

最初に、候補物質を抽出するための以下の手順によりマスターファイルを作成した。

- ・分類の基本とする物質は NITE-CHRIP から化管法対象物質を CHRIP-ID 及び CAS RN により表示した 13,419 物質とした。
- ・GHS 分類結果は政府による GHS 分類結果（令和 6 年度分類まで）を用いた。
- ・化管法クラスは令和 6 年度事業でまとめた情報を用いた。
- ・PRTR 排出量・移動量は直近の 4 年分（令和 2 年から令和 5 年）を用いた。
- ・注目される化学物質として GLOBAL AUTOMOTIVE DECLARABLE SUBSTANCE LIST (GADSL) "D" - 閾値を超えて使用する場合は常に要申告の物質、"D/P" - 使用目的によっては禁止、その他については要申告、"P" - すべての用途において禁止、を用いた。
- ・NITE-CHRIP アクセス数を用いた。

2) 候補物質の抽出

次に、作成したマスターファイルの中から、以下の条件で物質を抽出し、点数による優先順位付けを行った。本事業では、点数の合計値が高い上位 100 物質を候補として抽出した。

本事業で抽出した候補物質を表（3）—2 に示す。

- ・化管法における有害性クラスの高い物質
発がん性 クラス 1：3 点、クラス 2：2 点
変異原性 クラス 1：3 点
生殖毒性 クラス 1：3 点、クラス 2：2 点、クラス 3：1 点
- ・化管法と GHS における有害性基準が一致していない有害性項目
変異原性、生殖毒性、慢性毒性のいずれかが一致していない：1 点
- ・排出量が多いと想定される物質（ PRTR 直近 4 年間の平均排出量・移動量）
50 トン/年以上：1 点
- ・NITE-CHRIP にてアクセス数が多い化管法対象物質
1000 アクセス以上：2 点
100 アクセス以上、1000 アクセス未満：1 点
- ・その他
GDSL 対象物質：1 点

表（3）—2 令和 8 年度用の分類候補物質

CAS 登録番号	物質名称	管理番号
556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	67
7778-50-9	二クロム酸カリウム (別名：重クロム酸カリウム) (再分類)	88
7789-09-5	重クロム酸アンモニウム (別名：二クロム酸アンモニウム) (再分類)	88
109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル (再分類)	58

13530-65-9	クロム酸亜鉛 (再分類)	88
7789-00-6	クロム酸カリウム (再分類)	88
7758-97-6	クロム (VI) 酸鉛 (再分類)	88
96-45-7	2-イミダゾリジンチオン (別名: エチレンチオウレア)	42
13765-19-0	クロム酸カルシウム (再分類)	88
108-91-8	シクロヘキシルアミン	154
7440-02-0	ニッケル	308
7758-97-6	クロム (VI) 酸鉛 (再分類)	697
107-22-2	グリオキサール	84
1333-82-0	無水クロム酸 (再分類)	88
1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン (別名: アトラジン)	90
75-01-4	塩化ビニル	94
108-88-3	トルエン	300
12054-48-7	水酸化ニッケル (II)	309
117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (再分類)	355
7439-92-1	鉛	697
7446-20-0	硫酸亜鉛七水和物	1
7733-02-0	硫酸亜鉛	1
7646-85-7	塩化亜鉛	1
78-79-5	イソプレン	36
110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル (再分類)	57
7789-06-2	クロム酸ストロンチウム (再分類)	88
111-15-9	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名: セロソルブアセテート) (再分類)	133
110-49-6	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート (再分類)	135
542-75-6	1,3-ジクロロプロペン	179
13138-45-9	硝酸ニッケル	309
123-31-9	ヒドロキノン	336
1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	406
13424-46-9	アジ化鉛	697
7446-27-7	りん酸鉛 (II)	697
13842-46-1	ビス(硫酸)ニッケル (I I) ニカリウム	309
10025-82-8	塩化インジウム (III)	44
10294-40-3	クロム酸バリウム	88
107534-96-3	(RS) - 1 - パラ - クロロフェニル - 4,4 - ジメチル - 3 - (1H - 1,2,4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) ペンタン - 3 - オール (別名テブコナゾール)	117

7758-01-2	臭素酸カリウム	235
7439-97-6	水銀	237
127-18-4	テトラクロロエチレン	262
26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート	298
95-53-4	o-トルイジン/トルイジン塩類(再分類)	299
91-20-3	ナフタレン	302
1314-06-3	酸化ニッケル (III)	309
1313-99-1	酸化ニッケル	309
10101-97-0	硫酸ニッケル六水和物	309
7791-20-0	塩化ニッケル六水和物	309
7784-42-1	アルシン (ヒ化水素)	332
7778-39-4	砒酸	332
1303-33-9	硫化第二砒素	332
7784-46-5	亜砒酸ナトリウム	332
1304-56-9	酸化ベリリウム	394
7440-41-7	ベリリウム	394
11097-69-1	ポリ塩化ビフェニル	406
1313-13-9	二酸化マンガン (IV) (再分類)	412
7722-64-7	過マンガン酸カリウム (VII) (再分類)	412
96-23-1	1,3-ジクロロプロパン-2-オール	498
84-65-1	9,10-アントラキノン	584
110-71-4	1,2 - ジメトキシエタン	661
15245-44-0	スチフニン酸鉛	697
139-13-9	ニトリロ三酢酸	698
1308-06-1	四酸化三コバルト	132
818-61-1	アクリル酸 2 - ヒドロキシエチル	6
141-32-2	アクリル酸ノルマル-ブチル (再分類)	7
75-86-5	アセトンシアノヒドリン	14
141-43-5	2-アミノエタノール (再分類)	20
4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	34
107-15-3	エチレンジアミン	59
80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル) -2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル (別名: エトフェンプロックス) (再分類)	64
85535-84-8	塩化パラフィン (炭素数が 10 から 13 までのもの及びその混合物に限る。)	72
85535-84-8	塩化パラフィン (炭素数が 10 から 13 までのもの及びその混合物に限る。)	72
1330-20-7	キシレン (再分類)	80

1319-77-3	クレゾール (再分類)	86
75-45-6	クロロジフルオロメタン (再分類)	104
107534-96-3	(RS) - 1 - パラ - クロロフェニル - 4,4 - ジメチル - 3 - (1H - 1,2,4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) ペンタン - 3 - オール (別名テブコナゾール)	117
108-90-7	クロロベンゼン	125
39515-41-8	(RS) - アルファ - シアノ - 3 - フェノキシベンジル = 2,2,3,3 - テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)	140
17796-82-6	N- (シクロヘキシルチオ) フタルイミド	155
306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	164
36734-19-7	3 - (3,5 - ジクロロフェニル) - N - イソプロピル - 2,4 - ジオキソイミダゾリジン - 1 - カルボキサミド (別名イプロジオン)	168
128-37-0	2,6-t-ブチル-p-クレゾール (別名: ジブチルヒドロキシトルエン (BHT))	207
124-40-3	ジメチルアミン	218
793-24-8	N- (1,3-ジメチルブチル) -N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	230
2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ]-2-フェニル酢酸エチル	233
7726-95-6	臭素 (再分類)	234
61788-32-7	水素化テルフェニル	238
26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート	298
12035-36-8	酸化ニッケル (IV)	309
13718-26-8	メタバナジン酸ナトリウム	321
7778-43-0	砒酸水素二ナトリウム	332
7784-40-9	砒酸鉛	332
7778-44-1	砒酸カルシウム	332
7784-41-0	砒酸カリウム	332
7784-34-1	三塩化砒素	332
1333-83-1	フッ化水素ナトリウム	374
110-00-9	フラン	377
110-54-3	ノルマル - ヘキサン	392
13327-32-7	水酸化ベリリウム	394
250578-38-2	[3- (2-エチルヘキシルオキシ) プロピルアミン] トリフェニルホウ素 (III)	405

第4章 まとめと課題

(1) 化管法の SDS 制度施行状況調査

■経済産業省が公表している「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」を、令和7年度に改正した JIS（国連 GHS 分類に対応）をもとに更新するとともに、中小事業者における SDS の理解、促進のための人材育成及びそのための制度作りについて検討を行なった。

①「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」については、令和7年度改正された最新の JIS Z 7252 及び 7253:2025 に記載されている内容に従って修正するとともに、事業者向けガイダンスの改訂議論の結果等を反映し、令和7年度版として作成した。今後、SDS の作成・提供・使用に携わるガイドとして、より多くの事業者への利用を促すため、引き続き、継続的な講習会またはセミナー等による普及・支援が有用である。

また、混合物（製品）において、特に「健康有害性」の GHS 分類を判定するために判定の経緯を「可視化」し、その「妥当性を検証」できるようにする初心者向けの補足資料として「モデル製品の分類シミュレーション事例」を作成した。今後、作成が困難な製品に対して、より具体的なマニュアルを整備・公開していくとともに、定期的に情報を更新していくことが必要である。

②「中小事業者における SDS の理解、促進のための人材育成及びそのための制度作り」については、6 団体、3 自治体、4 社にヒアリングを行い、中小事業者における SDS の認識等について実態を把握・分析・整理した。ヒアリング結果については有識者を交えた意見交換を行い、検討案として取りまとめた。各検討案については「費用」「効果」「容易さ」の観点から優先順位を設け、SDS 制度の普及促進施策として、6 件の短期的／長期的な対応案に分類し、提案した。一方、具体的な取り組み内容によっては目的達成までの期間が変化しうるため、今後、具体的な取り組みを明確化し、計画性をもって取り組むことが有用である。

(2) 化管法物質選定における有害性基準と GHS 分類との整合性等を図るための課題抽出調査

■化管法の物質選定における有害性基準について国内外の化学物質管理に関する新たな知見に基づき検討を行い、取りまとめを行った。また、有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査を実施した。

①令和5年度事業及び令和6年度事業で提案・検討がなされた変異性に関する基準案について、課題とされている部分を確認・抽出し、修正を行った。

本事業では、これまで検討された課題を踏まえ、基準案を精査し、検討項目について有識者との意見交換を行った。有識者の意見を反映し、令和6年度事業で検討された3件の基準案を取りまとめ、1つの新基準案として整理・提案した。今後、令和7年度新基準案について、令和6年度事業において実施された対象物質等により、化管法の GHS 分類における判断結果の妥当性を検証していくことが望まれる。

②国内における化学物質に関する法令動向、EUにおける CLP 規則（物質、混合物の分類・表示・包装に関する規則）の動きを踏まえた有害性（内分泌かく乱物質、分解性、蓄積性、移動性）の見直しの必要性、GHS の動向等を中心に調査を実施した。

1) 国内における化学物質に関する法令動向については、PFHxS 関連物質の第一種特定化学物質への指定、及び日本産業規格 (JIS) Z 7252/Z 7253 の改訂が挙げられた。

2) EU における CLP 規則の動きと有害性知見については、発がん性物質の特定濃度限界 (SCL) 設定の新たな指針として、従来の T25 に代わり、BMDL25 を主要指標として用いることが合意されたこと、二酸化チタン (TiO₂) の分類取消しなどが挙げられた。

3) 内分泌かく乱物質 (ED) に関する動向については、OECD の報告書を基に調査し、現行の GHS は「作用機序」を分類要件として明示していないため、内分泌かく乱の機序に基づく有害性を同定・伝達する枠組みが不足していること、非エストロゲン作用の経路については今後の基盤整備が課題とされていること、WHO/IPCS による ED の定義は GHS で妥当とされているが、具体的な実施基準やガイダンスの整備が必要であることが挙げられた。

4) 国連 GHS 専門家小委員会の動向については、年 1 回の会合にて、生殖細胞変異原性の改訂作業を 2026 年末までに完了する目標が確認されたこと、NAMs の活用に向けた本文改訂や、デジタルラベリングの作業計画について議論が進められたこと、成形品の定義については合意に至らず、各国制度の比較整理を継続することが挙げられた。

5) その他の話題として、PFAS (有機フッ素化合物群) に関する国際規制の強化について調査したところ、ECHA は EU REACH 規則において、初期の全面禁止案から、特定の用途に対する期限付き例外をオプションとして設けることを検討していること、ポリマーの有無による濃度基準としてが提示されたこと、泡消火剤の個別規制が設けられたことが挙げられた。また、米国の TSCA の改正案、ニューメキシコ州及びメイン州における動向について確認した。

化学物質管理を取り巻く国際的な政策動向・規制動向の変化は大きく、各国・地域で規制の厳格化・多様化が進展している。本年度も、重要な制度改正・運用見直し等が確認されたことから、今後も国内外の動向について継続的に情報収集と整理を行う必要がある。

(3) 事業者向け GHS 分類ガイダンスの見直し及び令和 8 年度に向けた GHS 分類候補物質の抽出

化管法では SDS の提供に当たっては GHS に対応した JIS Z 7253 に適合することを努力義務としており、事業者の情報提供における支援として、経済産業省ホームページ公開している「事業者向け GHS 分類ガイダンス」の見直し作業を行った。また、化管法対象物質のうち、GHS 分類をしている代表的な物質について、最新の情報となるよう対応を行った。

① 経済産業省から提供している事業者向け GHS 分類ガイダンスについて、政府向け GHS 分類ガイダンス、最新の科学的知見、また国連 GHS 分類に対応する令和 7 年度改正 JIS の更新内容等を踏まえ見直しを行い、改訂案を作成した。

改訂作業に当たっては、原則として、「令和 7 年に改正された最新の JIS Z 7252:2025 に基づいた分類・記載 (用語等) に基づくこと。」、「政府向け GHS 分類ガイダンス (改訂原案) との間で共通する記載部分は、政府向け GHS 分類ガイダンス (改訂原案) と整合させること」、「事業者向け GHS 分類ガイダンスに掲載の「判定フロー図」の掲載を継続し、判定フロー等については、JIS Z 7252:2025 における改訂を踏まえ、その引用である旨を明示しつつ、補足解説を設けること」、「パープルブック (国連 GHS 文書改訂 10 版) に基づいて、Defined Approach (ディファインド アプローチ) に関わる内容をガイダンスに反映させること」を方針とし、これまでの経緯を踏まえつつ、十

分な知見を有する有識者・関係団体・関係機関等を集めて合同ヒアリング（計3回）を実施し、ご意見を踏まえ改訂案の作成を行った。

国連 GHS の改訂と JIS Z 7252 の改訂との間では、改訂時期の相違に起因する時間差が生じる。このため、JIS Z 7252 に先行して改定され得る事業者向け GHS 分類ガイダンスに、当該時間差への対処方針（基本方針）を明文化して記載すること、また、当該ガイダンスを定期的に見直すことについて、今後、検討していく必要がある。

②本事業では、化管法として情報提供が必要な物質として令和8年度に優先的にGHS分類を実施すべき候補物質を100物質程度抽出した。

分類の基本とする物質として、NITE-CHRIP から化管法対象物質を CHRIP-ID 及び CAS RN により表示した 13,419 物質を候補物質とし、マスターファイルを作成した。その中から、「化管法における有害性クラスの高い物質」、「化管法と GHS における有害性基準が一致していない有害性項目」、「排出量が多いと想定される物質（PRTR 直近4年間の平均排出量・移動量）」、「NITE-CHRIP にてアクセス数が多い化管法対象物質」、「GADSL 対象物質」の条件で物質を抽出し、点数による優先順位付けを行い、点数の合計値が高い上位 100 物質を候補として抽出した。

候補物質については、化管法の判定基準に沿って候補物質が GHS 分類がされていく中で、今後、化管法の判定基準に適合しているか、化管法と GHS 分類との結果に整合性があるか検証することが望ましい。

添付資料「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」

2025

化管法に基づくSDS・ ラベル作成ガイド



目次

パート A リスク評価の概要	1
1 はじめに	1
2 化学物質のリスクとは	2
3 リスク評価について	4
3.1 シナリオ設定（ステップ 1）	5
3.2 化学物質の有害性評価（ステップ 2）	5
3.3 化学物質のばく露評価（ステップ 3）	7
3.4 リスク判定（ステップ 4）	8
4 リスクに基づく適切な化学物質管理	9
4.1 リスクの管理	9
4.2 リスク評価結果の活用	10
5 化学物質のリスク評価関連ツール	11
パート B 化管法に基づく SDS 制度	13
1 化管法の概要	13
1.1 化管法とは	13
1.2 化管法の構成	13
1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要	14
1.4 SDS 制度の経緯	15
2 GHS とは	19
2.1 国連 GHS 制定の背景	19
2.2 国連 GHS の概要	19
2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示	20
3 化管法に基づく SDS 制度について	22
3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者	22
3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質	24
3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品	25
3.4 化管法に基づく SDS の提供について	26
3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目	27
3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目	27
3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目	28
4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成	29
4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと	29
4.2 化管法に基づく GHS 分類について	31
4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス	31
4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源	32
4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける区分が決定しない場合の考え方	33
4.3 化管法に基づく SDS の作成方法	34
4.4 化管法に基づくラベルの作成方法	52
4.5 GHS 混合物分類判定システム／SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs）	55
4.5.1 システムの概要	55
4.5.2 システム利用にあたっての留意点	58
参考：指定化学物質リスト（新旧対照表）	59
参考：化管法関連の参考資料一覧	88

このガイドについて

このガイドは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、以下「化管法」）に基づく安全データシート（以下「SDS」）及びラベルの作成についての理解及び推進を目的に作成されました。

パートAでは、化学物質のリスク評価の概要について解説し、化学物質管理についての理解を深める内容となっています。

パートBでは、化管法及び化管法に基づく SDS 制度について説明し、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を用いた GHS 分類について解説しています。また、混合物の GHS 分類の実施を支援するためのツール「GHS 混合物分類判定システム」についても紹介しています。

パート A リスク評価の概要

1 はじめに

私たちの身の回りには様々な化学物質があり、暮らしを豊かにしています。しかし、事業活動における製造や使用等の段階で、化学物質の適切な管理がなされずに、事業所から化学物質が大気や水などの周辺環境に排出された場合、人の健康や環境中の生物に望ましくない影響を及ぼす可能性（リスク）があります。

このため、化管法では、事業者に対し、法で指定された化学物質の自主的な管理の改善の促進を求めています。また、事業者が自らの化学物質管理の状況を周辺住民等にわかりやすく伝え、理解を深めるように努める（リスクコミュニケーションを行う）ことも求めています。

これらの化学物質の自主的な管理やリスクコミュニケーションを行っていくためには、事業所から排出された化学物質の周辺環境における人の健康や環境中の生物に対するリスクを把握し、リスクの大きいものは優先してそのリスクを削減していくことが重要です。

本パートは、化学物質を取り扱う事業者に、リスクを把握するためのリスク評価のイメージを掴んでもらうことを目的に、簡単にリスク評価の概要を紹介するものです。

さらに詳しくリスク評価の方法等について理解したい方は、以下に例示する資料を適宜ご参照ください。

「化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）」¹

¹化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）） <https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/yoriyoku.html>

2 化学物質のリスクとは

化学物質のリスクは、その化学物質の有害性の強さと人や環境中の生物がその化学物質にさらされる量（ばく露量）により決まります。

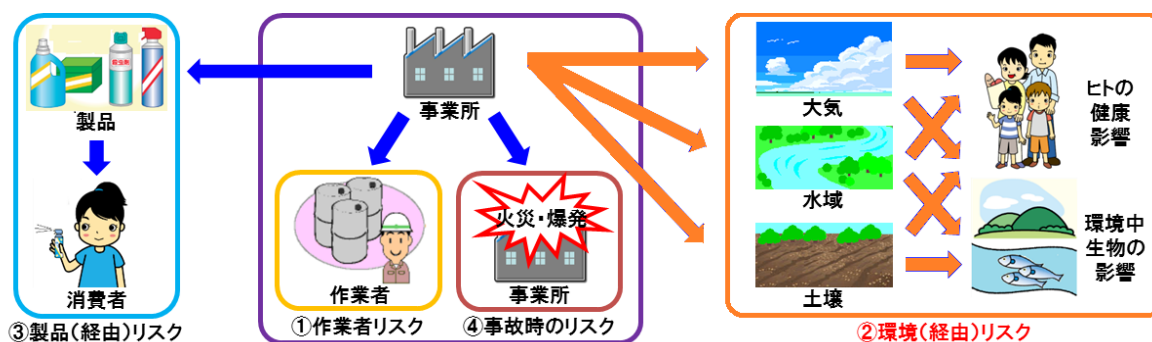
化学物質の有害性は、化学物質固有の性質で、化学物質を安全なものとは有害なものとは分けることはできません。例えば、有害性の強い化学物質であっても、ばく露量が十分に少なければリスクは小さく、逆に有害性の弱い化学物質であってもばく露量がかなり多いとリスクは大きくなります。

リスク = 「有害性(ハザード)」と「ばく露量」の比較

化学物質の環境リスクについて

化学物質にさらされる（ばく露）経路には、呼吸による吸入、飲食等による摂取、皮膚への直接的接触などがあります。

このガイドでは、事業所から環境中（大気、水など）に排出された化学物質によって、人の健康及び環境中の生物に生じるリスク（以下「環境リスク」）を考えます。



① 作業員へのリスク

作業員が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、作業員の健康に生じるリスク

② 環境（経由）リスク

大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、周辺環境における人の健康及び環境中の生物に生じるリスク

③ 製品（経由）リスク

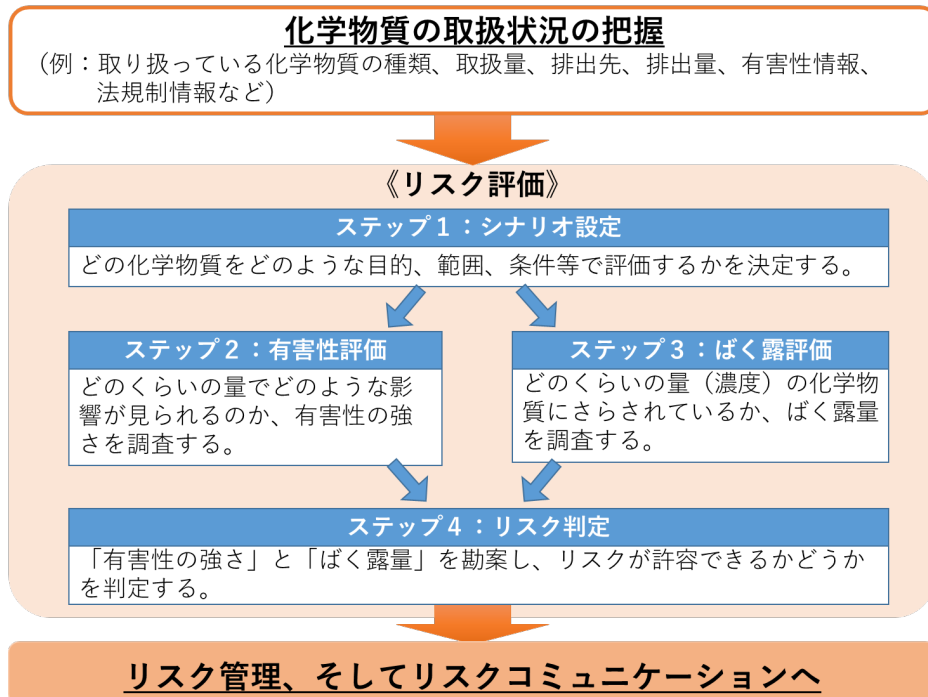
製品に含まれる化学物質によって、人（消費者）の健康及び環境中の生物に生じるリスク

④ 事故時のリスク （フィジカルリスク）

爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物（財）、及び人の健康（人命）や環境中の生物に生じるリスク

3 リスク評価について

化学物質の有害性とばく露量の両方を調べて、人の健康や環境中の生物に影響が生じるかどうかを明らかにすることを「化学物質のリスク評価」といいます。このガイドブックでは事業者が導入しやすい化学物質の環境リスク評価の基本的な考え方や手順の例として、以下のステップ1~4の4つのステップで実施する方法を紹介します。



化管法におけるリスク評価と安衛法におけるリスクアセスメントの違い

化管法におけるリスク評価と安衛法におけるリスクアセスメントは言葉としては類似しているものの、法令で求められる内容は大きく異なるため注意が必要である。

リスク評価とリスクアセスメントの比較は以下のとおり。

	化管法における リスク評価	安衛法における リスクアセスメント
リスクの考え方	一般環境中における有害性とばく露量を比較	労働現場における有害性とばく露量を比較
位置づけ	自主管理の一環として、事業所から排出される化学物質の周辺環境における人健康や生物へ影響を把握するためのもの	自律的管理の一環として、作業中に取扱う化学物質の労働者の健康への影響を把握するためのもの（リスクアセスメント対象物については義務）
リスクへの対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主に設備（大気：スクラバー、活性炭、フィルター、排水：活性炭、凝集沈殿、活性汚泥、土壌：コンクリート、防水壁・・・）による除去 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働者がばく露される程度を最小限度とする（代替物等の使用、発散源を密閉する設備・局所排気装置・全体換気装置の設置・稼働、作業方法の改善、有効な保護具の使用等） ✓ 濃度基準値設定物質は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とする
国が提供するリスク評価ツール	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済産業省一低煙源工場拡散モデル (METI-LIS) ✓ PRTR けんさくん 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ CREATE-SIMPLE

3.1 シナリオ設定（ステップ1）

化学物質の環境リスクを評価する方法は事業所のおかれた状況によって様々です。まず、その状況に応じてリスク評価の目的を明確にします。また、有害性やばく露量は、化学物質ごとに異なるため、リスク評価の前提となる条件を整理する必要があります。シナリオ設定では、以下の①～④について検討します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① リスク評価の対象とする化学物質の選定② 影響を受ける対象の選定（評価する地域、ヒト、生物の選定）③ 化学物質の排出条件と排出先の把握④ ばく露の道筋と経路の検討 |
|---|

3.2 化学物質の有害性評価（ステップ2）

対象とする化学物質について、「どのような有害性を示すか、有害な影響がどのくらいのばく露量で生じるか」を調べることを「有害性評価」といいます。

まず、既存情報からその化学物質がどのような有害性（例えば、慢性毒性、発がん性など）を示すかについて調べます。有害性を示すかといった有害性情報については、以下の①～③の情報源から入手することが可能です。

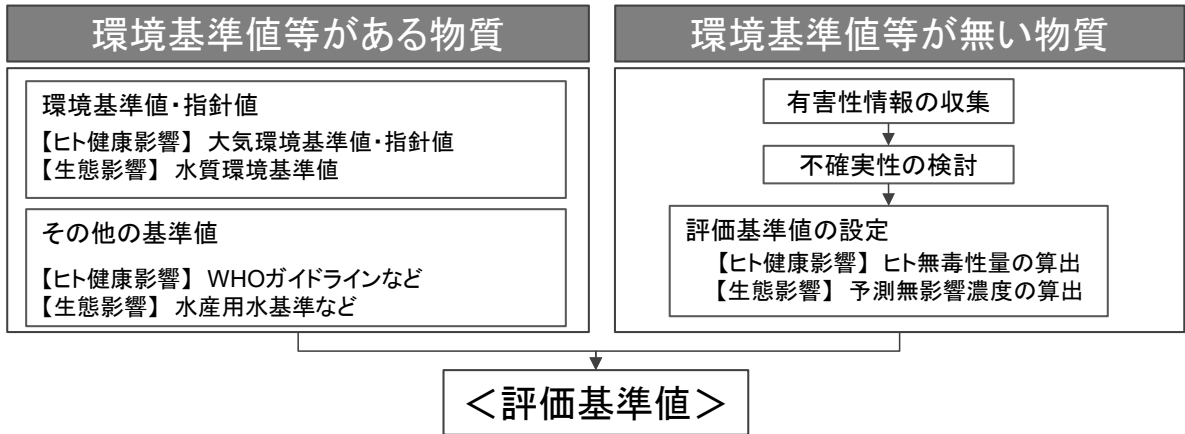
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① SDS（Safety Data Sheet）② 既存の有害性評価書及びリスク評価書③ 有害性情報に関するデータベース |
|--|

次に、有害な影響がどのくらいのばく露量で生じるかを調べます。

動物試験等のデータなどから、「動物に対して有害な影響を示さない量（NOAEL 等）」を求め、この結果をヒトに適用する場合の不確実性など（ヒトとの種差、個人差など）を考慮して、「ヒトに対して有害な影響を示さない量」を求めます。

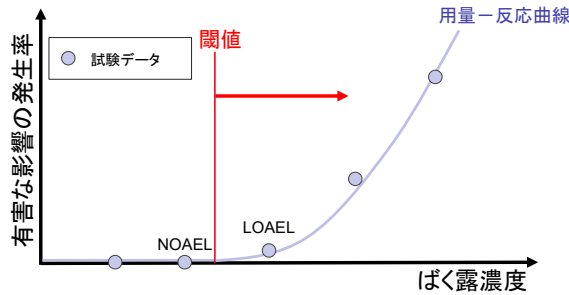
ヒトや生物に対して有害な影響を示さない化学物質の量を「評価基準値」といいます。「評価基準値」として設定することができるデータは、動物試験の結果をヒトに適用した量、大気環境基準や指針値となります。例えば、環境基準値等がある物質については、基準値を評価基準値に設定することが可能です。国内で基準値などが設定されていない場合は、世界保健機関（WHO）のガイドライン値などを参考にすることもできます。

また、環境基準値等が無いような物質については、有害性情報の収集等を実施し、評価基準値を設定します。



最小毒性量（LOAEL）と無毒性量（NOAEL）

最小毒性量（LOAEL）とは、複数の用量を投与した毒性試験において有害な影響がみられた最小の用量です。無毒性量（NOAEL）とは複数の用量を投与した毒性試験において有害な影響が認められない最大の用量です。基本的に、NOAEL を評価基準値に設定しますが、試験が動物試験であったり、試験結果がLOAELであったりする場合は、不確実係数をかけた値を評価基準値とします。



出典：経済産業省 化学物質のリスク評価のためのガイドブック(実践編)

3.3 化学物質のばく露評価（ステップ3）

「実際にどのくらいの量（濃度）の化学物質にさらされているのか」を推定することを「ばく露評価」といいます。「ばく露評価」では、対象とした化学物質が影響を受ける対象へ至る道筋（ばく露経路）とばく露する量（濃度）を求めます。例えば、大気中へ排出された化学物質による健康影響のリスク評価では、比較的低濃度の化学物質に長期間さらされる場合に生じる影響を評価します。そこで、「1年間を通じて、人が平均的に吸い込む濃度」をばく露量として求めます。

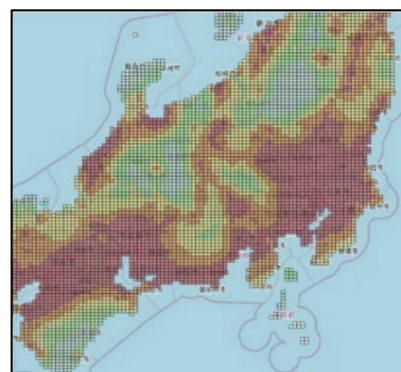
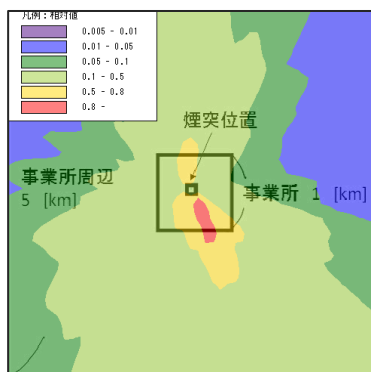


ばく露量は、実測値あるいは数理モデル（PRTR データの活用、経済産業省低煙源工場拡散モデル（以下「METI-LIS」）の活用等）を用いて推計します。数理モデルでは、拡散方程式等に基づいて環境媒体間の分配や媒体中の物質の移動、拡散、分解等を考慮して環境中濃度を推計します。例えば、事業所周辺の大気中濃度を推計する際には、大気中濃度を推計するプルーム（有風）・パフ（無風、微風）モデルである METI-LIS は、事業所周辺の濃度を推計するとともに、計算結果の濃度分布を視覚的に表示することが可能です。他にも地図情報システム（GIS）ソフトに PRTR データを取り込むことによって視覚的に大気中濃度等を閲覧することが可能です。

<イメージ>

METI-LIS の計算結果（濃度分布図）

GIS を利用した PRTR データの地図上表示

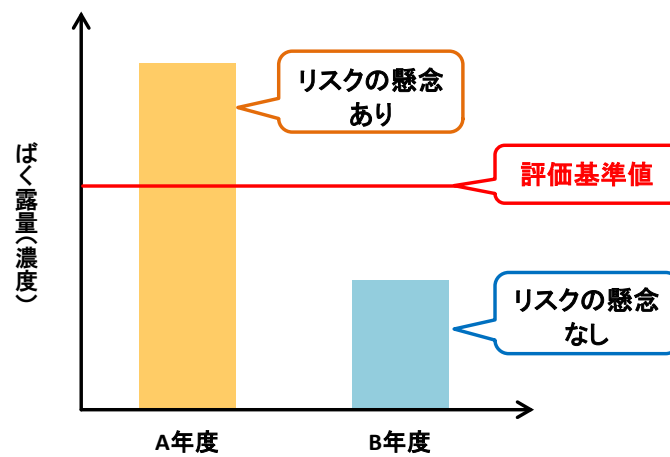


3.4 リスク判定（ステップ4）

リスクの判定は、ステップ2で設定した評価基準値と、ステップ3で推定したばく露量（濃度）を比較して行います。推定されたばく露量（濃度）が評価基準値より高いかどうかをみることにより、環境リスクが懸念されるかどうかを判定します。リスク判定の結果をリスク管理の優先順位を考えるときの参考として活用することができます。

リスク判定の基準

評価基準値 \leq 推定ばく露量(濃度) \Rightarrow リスクの懸念あり
評価基準値 $>$ 推定ばく露量(濃度) \Rightarrow リスクの懸念なし



4 リスクに基づく適切な化学物質管理

4.1 リスクの管理

<リスクに基づく適切な化学物質管理>

- 化学物質による人の健康や環境中の生物への影響を科学的手法により明らかにする。(リスク評価)
- 得られたリスク評価結果からリスクの内容を分析して、リスクが許容できるかどうかのレベル設定を行い、そのリスクを超えないように管理する。(リスク管理)
- リスク評価及びリスク管理の一連の情報の根拠を付して、社会に向けてわかりやすく提示する。(リスクコミュニケーション)

まず知ることが大切

【リスク評価】

化学物質の有害性やばく露の条件に基づいた評価を行い、優先的にリスクを管理すべき対象（物質、地域）を洗い出す。

✓ リスクが大きい可能性がある化学物質や地域の把握

相談しながら
みんなの納得のいく管理を

【リスク管理】

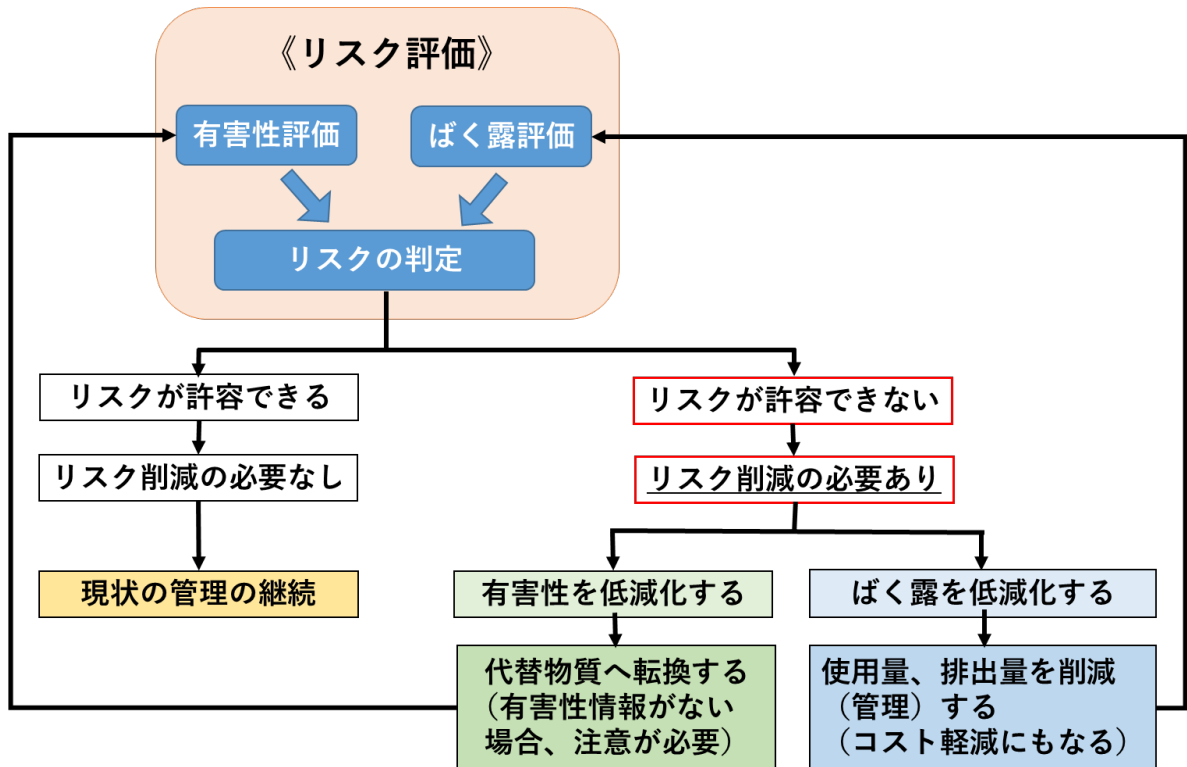
リスク評価による管理の優先度に基づき、適切な取扱い（削減や管理）をすることが必要。

【リスクコミュニケーション】

管理の必要性や方法などについて、リスク情報に基づく関係者間の情報共有や対話（コミュニケーション）をすることが大切。

4.2 リスク評価結果の活用

リスク評価の結果を判断材料に、化学物質の適切な扱いについて検討し、リスクを削減することが必要です。その際、リスクを削減するために、有害性（ハザード）を低減したり、ばく露を低減させたりすることが手段としてあります。また、削減したリスクについて、再び評価を行い、リスクが削減されたことを確認することが重要です。



5 化学物質のリスク評価関連ツール

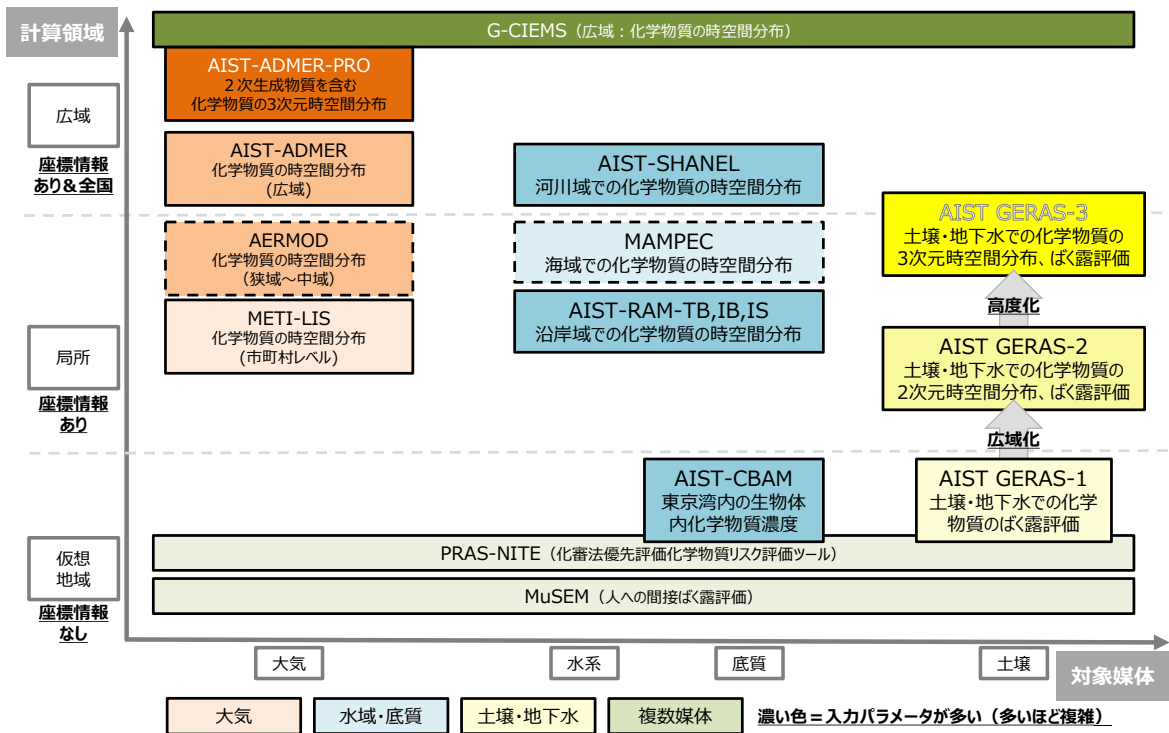
ばく露評価に活用可能な化学物質の大気中の濃度を推定するツールなど、簡易にばく露評価、リスク評価が実施できる既存の環境モデルを以下に紹介します。

モデル	活用例
METI-LIS（経済産業省-低煙源工場拡散モデル）	<ul style="list-style-type: none"> 事業所などの点源（煙突など）から排出される化学物質がその地域の気象条件に応じて周辺に拡散する状況を解析するもので、対象範囲は10km以内（半径5km）が目安とされているモデル。なお、高煙突ばかりでなく、低い位置にある排出源からの化学物質を、実際の気象状況や事業場における建物の配置に即して、濃度の分布をコンター図として表示し、把握することが可能。 https://www.jemai.or.jp/tech/medi-lis/download.html
PRAS-NITE	<ul style="list-style-type: none"> 仮想的排出源を中心とした半径1～10km（1km刻み）のエリア（ただし半径100m内は除く）を対象に、大気中濃度・土壌中濃度・農作物中濃度等を推計するモデル。 https://www.nite.go.jp/chem/risk/pras-nite.html
G-CIEMS	<ul style="list-style-type: none"> GIS（地理情報システム）データに基づき、多媒体間の輸送と、大気、河川等媒体内での輸送との両方を同時に計算して、各地点・各媒体における物質の濃度を推定するモデル。 https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/gciems/gciems.html
MuSEM	<ul style="list-style-type: none"> 1994年にオランダの国立公衆衛生・環境保護研究所（RIVM）の化学物質評価グループが開発したUSES（Uniform System for the Evaluation of Substances）を基にして開発した環境リスクの統合アセスメントツール。 https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/musem/musem.html
AIST-ADMER	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の大気環境濃度推定及びばく露評価を行なうモデルと一連のシステムで大気中の濃度を、排出量と気象条件から計算できる。日本全国の任意の地域において、5km×5kmグリッド（局所的に最高100m×100mまで可能）の高い空間解像度で、月平均濃度や年平均濃度を推定することができる。 https://riss.aist.go.jp/admer/
AIST-ADMER-PRO	<ul style="list-style-type: none"> モデルによる大気中濃度分布推定、前処理（モデルへの入力データ作成など）、後処理（結果の描画など）を行う一連のシステムで、広域大気モデルAIST-ADMERの発展版として開発したものの。 https://riss.aist.go.jp/admer-pro/
AIST-SHANEL	<ul style="list-style-type: none"> 気象データ、化学物質の排出量、基本的な物性（分子量、蒸気圧、水溶解度、Koc、半減期）を入力し、1kmメッシュ単位の月ごとの河川流量、河川水中濃度、河川底泥濃度を推定するモデル。 https://riss.aist.go.jp/shanel/
AIST-RAM-TB	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾リスク評価モデルで、化学物質の海水中濃度及び底泥中濃度を算定し、生物へのリスク評価を行うモデル。 https://riss.aist.go.jp/ramtb/
AIST-CBAM	<ul style="list-style-type: none"> 海域での食物連鎖を考慮し生物（魚類）に蓄積される化学物質濃度を推定することができるモデル。 https://riss.aist.go.jp/cbam/
AIST GERAS-1, AIST GERAS-2, AIST GERAS-3	<ul style="list-style-type: none"> 重金属類や揮発性有機化合物、農薬類及び鉱物油などによる土壌・地下水汚染や廃棄物の埋立処分などに係る各種リスクを定量的に評価するために、地圏環境リスク評価システムの開発・改良されたモデル。 https://unit.aist.go.jp/georesenv/georisk/japanese/home/home_geras.html

また、既存のばく露評価モデルのマッピングは以下となります。ばく露評価モデルが計算可能な範囲（広さ）を縦軸に、各環境媒体を横軸としています。

大気中濃度については、広域、局所、仮想地域を対象にしたモデルが充実しています。仮想地域を想定したモデル、全国など広域を対象とするモデルは複数媒体を計算することができるモデルが多く存在しています。

各ばく露評価モデルの適用可能な物質、地域等を考慮し活用することが考えられます。



パート B 化管法に基づく SDS 制度

1 化管法の概要

1.1 化管法とは

化管法は、PRTR 制度及び SDS 制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。化管法は、平成 11 年 7 月 13 日に制定されました。

1.2 化管法の構成

化管法は以下のように構成されています。

法律
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 第 1 章 総則 第 2 章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等 (→PRTR 制度) 第 3 章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等 (→SDS 制度) 第 4 章 雑則 第 5 章 罰則 附 則
政令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
省令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令 指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令 (化管法 SDS 省令)

法令の詳細については、化管法の法令集²をご参照ください。

² 化管法の法令集 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info1.html

1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要

化管法では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する場合、SDSにより、その指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めるよう規定しています。

事業者間で化管法に基づく SDS の提供及びラベルによる表示を行って頂くことにより、自らが使用する指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品について必要な情報を入手し、適切な管理に役立てていただくことを目的としています。

平成 24 年に、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）の導入の促進を目的として化管法 SDS 省令等の改正が行われました。化管法 SDS 省令の改正により、SDS の記載項目を GHS に対応した 16 項目に拡大、指定化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加、また、SDS 及びラベルの作成・提供に際しては、JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」）に適合する方法で行うことを努力義務としました。

MSDS から SDS へ

平成 24 年 3 月に、従来の JIS Z 7250（「化学物質等安全データシート（MSDS）—内容及び項目の順序」）と JIS Z 7251（「GHS に基づく化学物質等の表示」）を統合して GHS に対応する JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」）が制定されました。この際、安全データシートの名称も「MSDS」から国連 GHS 文書で定義されている「SDS」に変更されました。

1.4 SDS 制度の経緯

	国内法令			国際調和	国内規格			
	化管法	安衛法	毒劇法	GHS	JIS Z 7252 (GHS分類方法)	JIS Z 7250 (MSDS)	JIS Z 7251 (表示)	JIS Z 7253 (情報伝達)
平成20 (2008) 年度以前	平成12年 SDS提供義務	昭和47年 ラベル表示義務 平成12年 SDS交付義務	昭和25年 容器・被 包への表示義務 平成13年 情報提供義務	平成15年7月 国連欧州経済委 員会(UNEC)が GHSを策定、発行		JISZ7250: 2000制定	JISZ7251: 2006制定	
平成21 (2009) 年度				改訂3版	JISZ7252:2009制定「GHSに基づく化学物質等の分類方法」			
平成22 (2010) 年度						JISZ7250: 2010改訂	JISZ7251: 2010改訂	
平成23 (2011) 年度		安衛則 指針改正公布	平成24年3月 通知 ③	改訂4版				統合 平成24年3月
平成24 (2012) 年度	平成24年4月 化管法省令 指針改正公布 平成24年6月 指定化学 物質(純物質)について施行 ①	平成24年4月 安衛則 指針改正(SDS・ラ ベル努力義務)施行				JISZ7250:2005 (廃止:平成27 年12月31日暫 定期間終了)	JISZ7251:2006 (廃止:平成27 年12月31日暫 定期間終了)	JISZ7253:2012 制定(令和4年5 月24日暫定期間終 了) 「GHSに基づく化学 品の危険有害 性情報の伝達方 法-ラベル、作業 場内の表示及び 安全データシート (SDS)」
平成25 (2013) 年度				改訂5版	平成26年3月 JISZ7252:2014 改訂(令和4年5月 24日暫定期間終了)	JISZ7250:2010 (廃止:平成28 年12月31日暫 定期間終了)	JISZ7251:2010 (廃止:平成28 年12月31日暫 定期間終了)	
平成26 (2014) 年度		安衛法改正						
平成27 (2015) 年度	平成27年4月 指定化学物 質を規定含有率以上含む製 品について施行 ①	安衛則 指針改正公布		改訂6版				
平成28 (2016) 年度		平成28年6月 安衛則 指針改正 (ラベル義務拡大・リスクア セスメント義務)施行 ②						
平成29 (2017) 年度				改訂7版				
平成30 (2018) 年度					改訂			改訂
令和元 (2019) 年度				改訂8版	令和元年5月 JISZ7252:2019			令和元年5月 JISZ7253:2019
令和2 (2020) 年度								
令和3 (2021) 年度	令和3年10月 化管法政令改正(対象化学 物質追加)公布 ④ 令和4年3月 化管法省令改正(情報提供 方法柔軟化)公布・施行	令和4年2月 安衛令・安衛 則改正公布 ⑤		改訂9版				
令和4 (2022) 年度		令和4年5月 安衛則改正 公布・一部施行 ⑥	令和4年6月 毒劇法省令 改正公布・施行 ⑦					
令和5 (2023) 年度	令和5年4月 化管法政令改正(対象化学 物質追加)施行 ④	令和5年4月 安衛則改正一部施行 ⑥ 令和5年8、9月 安衛令・安 衛則改正公布 ⑤		改訂10版				
令和6 (2024) 年度		令和6年4月 安衛令・安衛則 改正一部施行 ⑤						
令和7 (2025) 年度		令和7年4月 安衛令・安衛則 改正一部施行 令和7年9月 安衛則 改正公布・施行 ⑤		改訂11版	改訂	令和7年12月 JISZ7252:2025		改訂

SDS 制度の経緯（補足）

①

「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」等の改正（平成 24 年 4 月 20 日公布）

【省令改正関連】（化管法指定化学物質）

SDS の記載項目を GHS に対応した 16 項目に拡大（第 3 条）

SDS の記載方法について、JIS Z 7253 に適合するよう行うことを努力義務化（第 4 条第 1 項）

JIS Z 7253 に適合するラベル表示を努力義務化（第 5 条）

※指定化学物質（純物質）：平成 24 年 6 月に施行、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品：平成 27 年 4 月に施行

【指針改正関連】

指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252 及び Z 7253 に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定（第 4）

②

【法律改正関連】（安衛法） SDS 交付義務対象物質について、リスクアセスメントの実施を義務化（法第 57 条の 3）

【政省令改正関連】（安衛法施行令） ラベル表示義務の対象を、SDS 交付対象物質まで拡大（施行令第 18 条）

③

【通知】 「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示に係る留意事項について [通知]」（平成 24 年 3 月 26 日通知、薬食化発 0326 第 1 号、令和 7 年 12 月 25 日医薬薬審発 1225 第 1 号により一部改正）

④

化管法政令改正（令和 3 年 10 月 20 日公布、令和 5 年 4 月 1 日施行）による対象物質の見直し

- 令和 3 年 10 月に化管法政令が改正され³、最新の有害性に関する知見や環境中での検出状況、排出量、製造・輸入量等に応じて、化管法対象の指定化学物質の追加、包括範囲の変更及び削除が行われました⁴。改正政令は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。

<政令改正後の対象化学物質数>

	対象制度	政令改正後	政令改正前
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR制度及び SDS制度	515物質 (特定第一種指定 化学物質は23物質)	462物質 (特定第一種指定 化学物質は15物質)
第二種指定化学物質	SDS制度	134物質	100物質
合計	—	649物質	562物質

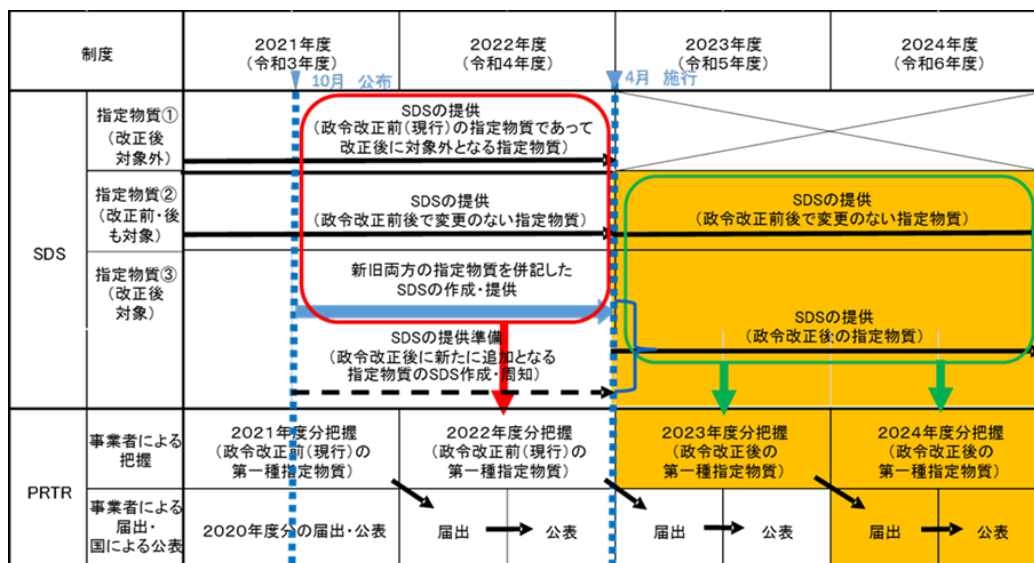
- 今回の改正において新たに追加された指定化学物質や種別変更、名称が変更された指定化学物質やそれらを含む製品に関する SDS を提供する場合は、令和 5 年 4 月 1 日以降、それらに関する情報が記載された SDS を新たに作成、または改訂した SDS

³ 化管法の政令改正について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

⁴ 対象化学物質について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

を提供しなければなりません。

＜化管法政令改正に関する新旧対象物質の切り替えの流れ＞



SDS 省令改正 (令和 4 年 3 月 31 日 公布・施行) による情報提供方法の柔軟化

- SDS 省令は、昨今のデジタル化進展を踏まえた、情報の提供方法等の見直しを実施しました。
- これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました。詳細は 26 ページをご参照ください⁵。

⑤

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」 (令和 4 年 5 月 31 日 公布)

- 国による GHS 分類で物理化学的危険性又は健康有害性が確認された全ての物質について、順次、安衛法に基づくラベル表示・SDS 交付が義務づけられる予定です。
- 令和 4 年 2 月 24 日 公布の安衛法施行令改正により、令和 2 年度までに国が GHS 分類を行った物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のいずれかで区分 1 とされた物質 (234 物質) について、ラベル表示・SDS 交付が新たに義務付けられました (令和 6 年 4 月 1 日 施行)。
- 令和 5 年 8 月 30 日 公布の安衛法施行令改正及び同年 9 月 29 日 公布の安衛則改正により、令和 2 年度までに国が GHS 分類を行った物質のうち以下の物質について、ラベル表示・SDS 交付が新たに義務付けられました。

上記以外のいずれかの健康有害性が区分 1 とされた物質 令和 7 年 4 月 1 日 施行

健康有害性が区分 2 以下又は物理化学的危険性の区分のみある物質 令和 8 年 4 月 1 日 施行

- 令和 7 年 2 月 19 日 公布の安衛法施行令改正により、令和 5 年度までに国が GHS 分類を行った物質のうち、危険性又は有害性があるものと区分された物質 (155 物質) について、ラベル表示・SDS 交付が新たに義務付けられました (令和 9 年 4 月 1 日 施行)。
- 改正政省令施行時に、サプライチェーン全体において SDS の提供を円滑に開始して頂

⁵ SDS 省令改正について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/5_2.html

くため、事業者の皆様には、施行日より早い段階から追加対象物質に対応した SDS を作成し、提供を行っていただくようお願いします。

※ 新たに義務化される物質一覧は、厚生労働省ホームページ（下記 URL の「対象物質の一覧」）を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

- 改正政省令施行前における SDS「項目 15 適用法令」の記載方法として以下のような方法があります。

【適用法令欄の記載例】※この趣旨を踏まえた内容であれば異なる表現でも構いません

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条）（○年○月○日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2）（○年○月○日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第 57 条の 3）（○年○月○日以降） ※「○年○月○日」には施行予定日を記載

安衛則改正による SDS による情報伝達の強化

⑥

(1) SDS による通知方法の柔軟化（令和 4 年 5 月 31 日施行）

(2) SDS の通知事項である「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新（令和 5 年 4 月 1 日施行）

- SDS 交付の方法及び記載事項等について、詳細は「安衛法に基づく表示・文書交付制度」のページをご覧ください。

(3) 通知事項の追加と含有量表示の適正化（令和 6 年 4 月 1 日施行）

- SDS の通知事項に「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」（JISZ7253 における「推奨用途と使用上の制限」に相当）が追加されました。
- 成分の含有量の記載について、原則として重量パーセントの記載が必要となりました。

※ 上記について、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合は引き続き 10%刻みとすることが可能です。

ただし、譲渡提供する相手方の求めがあるときは、秘密が保全されることを条件に、リスクアセスメントに必要な範囲内において、より詳細な含有量について通知しなければなりません。

毒劇法改正省令の公布（令和 4 年 6 月 3 日） - SDS 等による通知方法の柔軟化 -

⑦

- 令第 40 条の 9 の規定による通知の方法として、相手方の承諾を要件とせず、電子メールの送信や、通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を伝達し閲覧を求めること等による方法を新たに認めることとしました。SDS 等による通知方法の柔軟化（規則第 13 条の 11 関係）

2 GHS とは

2.1 国連 GHS 制定の背景



近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) (GHS) の実施促進のための決議が採択されました。

2.2 国連 GHS の概要

目的
GHS は、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。
規定内容
GHS には以下の内容が含まれます。 <ul style="list-style-type: none">危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準）分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（ラベルや SDS）

分類
以下の危険有害性（ハザード）の分類基準 <ul style="list-style-type: none">● 物理化学的危険性（爆発物、可燃性ガス等 17項目）● 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）● 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

情報伝達	ラベル	SDS(安全データシート)
	 <p>ラベルにより化学品の危険有害性の情報や適切な取扱い方法を伝達</p>	 <p>事業者間の取引時に SDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達</p>

2.3 GHSの危険有害性クラス及びGHSで使用する絵表示

GHSの危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

国連GHS（改訂9版）の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- 爆発物
- 可燃性ガス（自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む）
- エアゾール及び加圧下化学品
- 酸化性ガス
- 高圧ガス
- 引火性液体
- 可燃性固体
- 自己反応性化学品
- 自然発火性液体
- 自然発火性固体
- 自己発熱性化学品
- 水反応可燃性化学品
- 酸化性液体
- 酸化性固体
- 有機過酸化物
- 金属腐食性化学品
- 鈍性化爆発物

健康に対する有害性

- 急性毒性
- 皮膚腐食性／刺激性
- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- 生殖細胞変異原性
- 発がん性
- 生殖毒性
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露）
- 誤えん有害性

環境に対する有害性

- 水生環境有害性
- オゾン層への有害性

絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示（ピクトグラム）が決められており、危険有害性クラス及び危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

注）本表示の説明はJIS Z 7252:2025に引用された国連GHS文書改訂9版に基づくものです。

【爆弾の爆発】



爆発物（区分1，区分2A，区分2B）
自己反応性化学品（タイプA，B）
有機過酸化物（タイプA，B）

【炎】



可燃性ガス（区分1A，1B，1A 自然発火性ガス，1A 化学的に不安定なガスA，1A 化学的に不安定なガスB）
エアゾール（区分1，区分2）
加圧下化学品（区分1，区分2）
引火性液体（区分1～3）、可燃性固体
自己反応性化学品（タイプB～F）
自然発火性液体、自然発火性固体
自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品
有機過酸化物（タイプB～F）、鈍性化爆発物

【円上の炎】



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体

【ガスボンベ】



高圧ガス
加圧下化学品
（区分1～3）

【腐食性】



金属腐食性化学品
皮膚腐食性
眼に対する重篤な損傷性

【どくろ】



急性毒性
（区分1～3）

【感嘆符】



爆発物（区分2C）
急性毒性（区分4）
皮膚刺激性（区分2）
眼刺激性（区分2/2A）
皮膚感作性
特定標的臓器毒性
（単回ばく露）（区分3）
オゾン層への有害性

【健康有害性】



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性、発がん性
生殖毒性（区分1，区分2）
特定標的臓器毒性
（単回ばく露）（区分1，区分2）
特定標的臓器毒性
（反復ばく露）（区分1，区分2）
誤えん有害性

【環境】







水生環境有害性
【短期（急性）区分1，
長期（慢性）区分1，
長期（慢性）区分2】

区分とラベル要素の関係について

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります。以下の例は、急性毒性（経口）の区分とラベル要素の関係を図にしたものです。




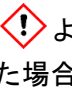
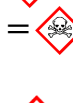
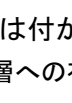
例) 急性毒性(経口)




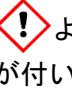
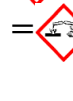
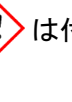
ラベル要素	危険有害性の程度			
	危険有害性区分			
	区分1	区分2	区分3	区分4
ATE (Acute Toxicity Estimates) ※のデータから健康有害性の区分を決定	ATE ≤ 5 [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE ≤ 50 [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE ≤ 300 [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE ≤ 2000 [mg/kg体重]
絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲み込むと生命に危険(H300)	飲み込むと生命に危険(H300)	飲み込むと有毒(H301)	飲み込むと有害(H302)




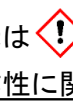

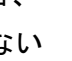
(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)
※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

絵表示の優先順位

GHSでは、絵表示の種類によって一部表示が優先されるものがあります。以下の図は絵表示における優先関係を示したものです。

 > 
 =  の絵表示は全ての  より優先
 =  の絵表示が付いた場合、 は付かない
 (オゾン層への有害性がある場合は付ける)

 > 
 =  の絵表示は  より優先
 =  の絵表示が付いた場合、
皮膚・眼刺激性に関する  は付かない

 > 
 =  の絵表示は  より優先
 = 呼吸器感作性に関する  の絵表示が付いた場合、
皮膚感作性と皮膚・眼刺激性に関する  は付かない

3 化管法に基づく SDS 制度について

3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者

化管法に基づく SDS の提供義務やラベルによる表示の努力義務は、指定化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質）又は、指定化学物質を 1 質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%以上）含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者課せられます（化管法第 14 条第 1 項）。

化管法では、第 15 条において、経済産業大臣は、化管法に基づく SDS 提供の義務に違反する事業者に対して、勧告することができ、それに従わない場合は、その旨を公表することができることと定められています。また、第 16 条で、経済産業大臣は情報の提供に関し報告させることができることとされており、第 24 条において、この報告をしない、又は虚偽の報告をした者に対して 20 万円以下の過料に処することが定められています。

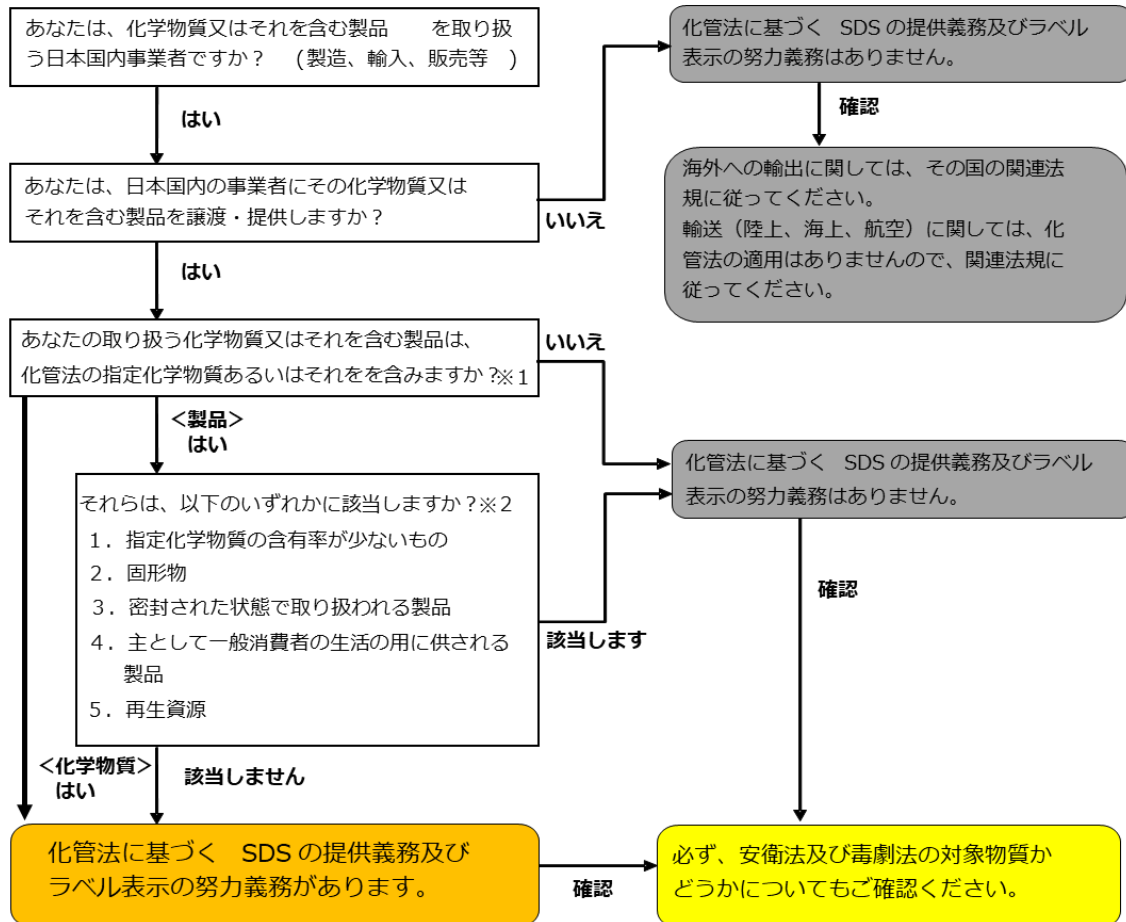
化管法の他にも厚生労働省が所管する「労働安全衛生法（安衛法）⁶」及び「毒物及び劇物取締法（毒劇法）⁷」において SDS 制度が規定されています。次のページでは、化管法に基づく判定フローを表していますので、必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

⁶ 安衛法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課）

⁷ 毒劇法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室）厚生労働省 代表 TEL:03-5253-1111 (代)

化管法に基づく SDS 制度対象事業者 判定フロー

スタート



※1 化管法指定化学物質については 3.2 項をご確認ください。

※2 化管法の適用を受けない製品については 3.3 項をご確認ください。

注1：化管法の第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、PRTR届出が必要な場合があります。判定フローは、PRTR 制度対象事業者ページ⁸にてご確認ください。

注2：化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

⁸ PRTR 制度対象事業者：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html

3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質

化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質は、化管法政令で定める「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」です。人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があるものと認められる物質を指定しています。

	対象制度	政令改正後	政令改正前
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR 制度 及び SDS 制度	515 物質 (特定第一種指定化学物質は 23 物質)	462 物質 (特定第一種指定化学物質は 15 物質)
第二種指定化学物質	SDS 制度	134 物質	100 物質
合計	—	649 物質	562 物質

指定化学物質のリストについては、本ガイド 59 ページ以降（参考）をご参照ください。

管理番号を導入しました

化管法政令改正（本ガイド 1.4 項参照）に際して、事業者における指定化学物質の把握・管理の利便性向上を目的に、指定化学物質に管理番号の付与を行いました。

管理番号とは、政令番号（※）とは異なり、1 物質が固有の 1 番号を維持するもので、今後の政令改正により指定化学物質の追加・削除があった場合にも管理番号は維持される予定です。なお、管理番号の SDS への記載は事業者の任意となり、必須ではありません。

（※）政令番号とは、政令改正ごとに指定化学物質に 1 から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が異なる場合があります。

3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品

指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を 1 質量 %以上（特定第一種指定化学物質は 0.1 質量 %以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品が化管法に基づく SDS 制度の対象製品となります（化管法政令第 5 条、第 6 条）。

<化管法 SDS 制度の対象とならないもの>

含有率が少ないもの	指定化学物質の含有率が 1 質量 %未満（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%未満）の製品
固形物	事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品 ⁹ 例：管、板、組立部品等
密封された状態で使用される製品	例：コンデンサー、乾電池等
一般消費者用の製品	専ら家庭生活に使用されるものとして、容器等に包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されている製品 ¹⁰ 例：家庭用殺虫剤・防虫剤、家庭用洗剤等
再生資源	資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう ¹¹ 例：空き缶、金属くず等（廃棄物として処理しないもの）

安衛法の対象除外製品

安衛法での SDS 作成除外製品は以下のとおり

	安衛法
対象除外製品	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象物質の含有量が法令で定める裾切値未満の製品（ラベル・SDS の裾切値は、原則として国による GHS 分類結果における有害性区分に応じて規定） ② 主として一般消費者の生活の用に供するための製品 ア 医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品 イ 農薬取締法に定められている農薬 ウ 労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品 エ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品 オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品 カ 家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品

⁹ 事業者の取扱いの過程において、溶融等の加工又は切断・研磨等を行って切削屑等が発生するような製品の場合には、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

¹⁰ 専ら業務用として事業者向けに販売していることが明らかな場合、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

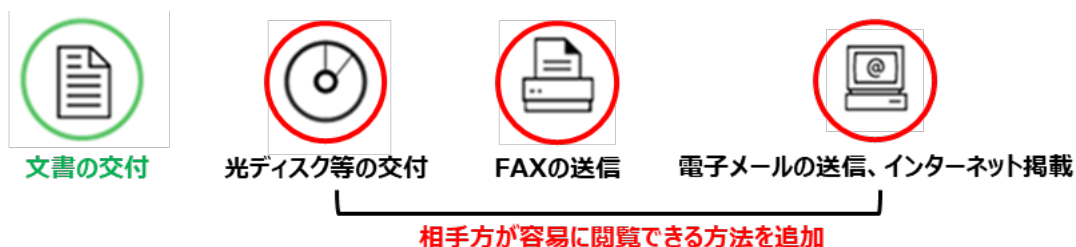
¹¹ 再生資源に該当するか否かについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第 2 条第 4 項（再生資源の定義）をご確認ください。

3.4 化管法に基づく SDS の提供について

令和 4 年 3 月 31 日、昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS 省令を改正し、情報の提供方法等の見直しを実施しました。

これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました（化管法第 14 条第 1 項、化管法 SDS 省令第 2 条）。

【令和 4 年度から提供方法が柔軟化】



提供時期等

- ・ 化管法に基づく SDS は、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡、提供する時までに提供しなければなりません（化管法第 14 条第 1 項）。
- ・ 原則、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡、提供するごとに化管法に基づく SDS を提供しなければなりません。同一の事業者に同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡提供する場合はこの限りではありません。ただし、相手方から SDS の提供を求められた際には提供義務が生じます（化管法 SDS 省令第 6 条）。

SDS の内容に変更が生じた場合はどうする？

化管法に基づく SDS の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに、当該指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を譲渡・提供した相手方に対し、変更後の内容を含む SDS の提供に努めなければなりません（化管法第 14 条第 2 項）。

3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目

3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目

化管法に基づく SDS は、日本語で記載することと規定されています（化管法 SDS 省令第 4 条第 2 項）。また、化管法に基づく SDS に記載しなければならない情報について、化管法 SDS 省令第 3 条で以下のとおり規定しています。

化管法に基づく SDS の作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で記載を行うよう努めることとしています。JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成 24 年 6 月 1 日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成 27 年 4 月 1 日から適用されています。

化管法に基づく SDS の記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱い事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ※1	項目 1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目 2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字 2 桁） ※2 ※3	項目 3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目 4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目 5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目 6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目 7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等にはく露されることの防止に関する措置	項目 8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目 9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目 10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目 11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目 12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目 13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目 14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目 15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目 16 その他の情報

※1 記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

※2 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字 2 桁）を記載してください。

※3 政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合には、化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目

化管法に基づくラベルに記載する情報について、化管法 SDS 省令第 5 条で以下のとおり規定しています。化管法に基づくラベルの作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で表示を行うよう努めることとしています。ラベル表示及び JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成 24 年 6 月 1 日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成 27 年 4 月 1 日から適用されています。

化管法に基づくラベルの記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示
注意喚起語	注意喚起語
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称 ※1	化学品の名称
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称 ※1	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号 ※2	供給者を特定する情報
—	その他国内法令によって表示が求められる事項

※1：SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。

※2：緊急連絡先についても記載することが望ましいです。

4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成

4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと

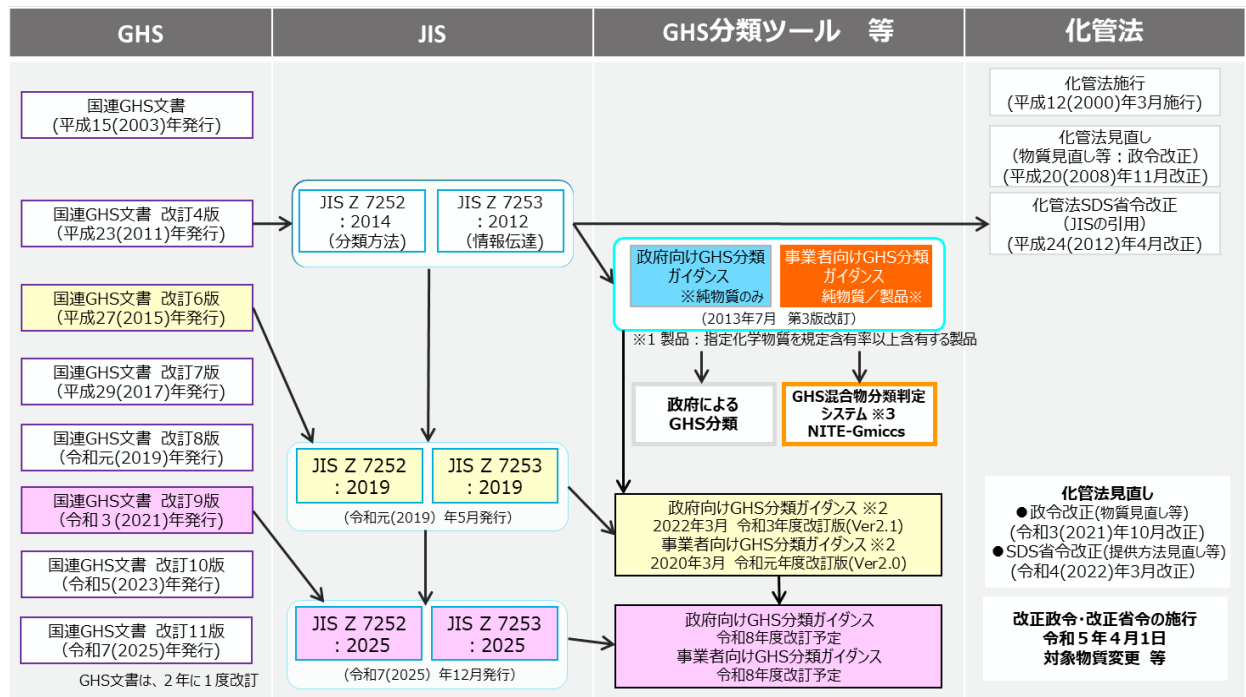
① 化管法に基づく SDS 及びラベルを作成するにあたっての確認

- ・「対象事業者」の確認（本ガイド 3.1 項）
- ・「指定化学物質」の確認（本ガイド 3.2 項）
- ・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合には、「対象製品」の確認（本ガイド 3.3 項）
- ・SDS 及びラベルの記載項目の確認（本ガイド 4.3 項及び 4.4 項）

注 1：化管法の他にも厚生労働省が所管する安衛法及び毒劇法において SDS 制度が規定されています。必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

注 2：化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

② 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成の際の参考資料



※1¹²、※2¹³、※3¹⁴の詳細については、脚注を参照してください。

¹² 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

¹³ 政府向け GHS 分類ガイダンス及び事業者向け GHS 分類ガイダンス

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

¹⁴ NITE-Gmiccs については、本ガイド 53 ページ以降「4.5 GHS 混合物分類判定システム/SDS 作成支援システム (NITE-Gmiccs)」を参照してください。

次の<1>～<4>に示すものを参考に化管法に基づく SDS 及びラベルを作成してください。

<1> 化学品の情報	取引先から提供される SDS、 情報源 (NITE-CHRIP ¹⁵ 、BIGDr ¹⁶ など) から調べた 化学品の情報等
<2> GHS 分類を行う手順書	JIS Z 7252、事業者向け GHS 分類ガイダンス
<3> 混合物の GHS 分類を行うツール	GHS 混合物分類判定システム (NITE-Gmiccs) ¹⁷
<4> SDS 及びラベル作成の手順書	JIS Z 7253、GHS 対応ガイドライン ¹⁸
	(参考) 経済産業省 HP で公開されている項目 ¹⁹ 、 モデル SDS (職場のあんぜんサイト) ²⁰ 、令和 4 年労働安全衛生法政省令改正に対応した SDS 記 載例 ²¹ 等

混合物の場合、有害性情報等はどう記載する？

化管法に基づく SDS 及びラベルに記載する化学物質の情報は、原則、製品自体 (混合物) の情報について記述することとなっております。

¹⁵ NITE が提供する「化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)」は、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報等を検索することができるシステムです。

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

¹⁶ JCIA BIGDr (ビッグドクター) は、一般社団法人日本化学工業協会が提供する「化学物質リスク評価支援ポータルサイト」です。<https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top>

¹⁷ NITE-Gmiccs については、本ガイド 53 ページ以降「4.5 GHS 混合物分類判定システム/SDS 作成支援システム (NITE-Gmiccs)」を参照してください。

¹⁸ GHS 対応ガイドラインは、一般社団法人日本化学工業協会が作成、日本規格協会から販売されている「ラベル及び表示・安全データシート作成指針」となります。

¹⁹ 化管法 SDS 標準的な書式 (JIS Z7253 対応版)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html

²⁰ 職場のあんぜんサイト：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

²¹ 令和 4 年労働安全衛生法政省令改正に対応した SDS 記載例は、一般社団法人 日本化学工業協会が作成し、HP にて無料公表しています。<https://www.nikkakyo.org/news/page/9617>

4.2 化管法に基づく GHS 分類について

4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス

事業者が JIS Z 7252 に基づいて、GHS 分類をより正確かつ効率的に実施するための手引きとなることを目指して、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」が作成されました。本ガイダンスは、事業者が製造販売する製品は混合物が主であるため、混合物の GHS 分類の方法も含んだガイダンスとなっています。

本ガイダンスでは、物理化学的危険性、健康有害性、環境有害性の観点から化学品に関する危険性の分類のための分類基準、化学品に関する有害性の分類基準について規定されています。GHS 分類を事業者が自ら実施できるように、分類方法及び信頼できる情報源についても記載されていますが、本ガイダンスを参考に事業者が行った GHS 分類結果については、事業者が責任を負うこととなっています。

GHS 分類に必要な有害性情報はどこから入手する？

化管法、安衛法及び毒劇法において、SDS の提供やラベルによる表示の対象とされている化学物質については、国が GHS に基づいて分類を行い、その結果を NITE のホームページから公表しています。また、政府による GHS 分類結果²²は、NITE が提供する NITE-CHRIP においても確認することができます。

ただし、この GHS 分類結果は、GHS 関係省庁等連絡会議において策定した「政府向け GHS 分類ガイダンス」に従い、GHS 関係省庁等連絡会議、分類実施省庁が収集したデータに基づいて分類した結果であり、あくまでも「GHS 分類結果の参考」です。事業者が SDS の作成やラベル表示を行う場合には、政府による GHS 分類結果、事業者が“信頼性が高い”と判断する外部試験データ、自社データ等いずれを用いてもかまいません。また、政府による GHS 分類が実施されていない化学物質についても、試験データ等があればそれらを基に「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を参考に分類を行うことができます。

²² 政府による GHS 分類結果は NITE の HP にて公表しています。

政府による GHS 分類結果 (Excel、HTML) https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html
NITE 統合版 GHS 分類結果 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html

4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源

物理化学的危険性の情報源

GHS における物理化学的危険性の分類は、従来から国際的な合意の下に用いられてきた分類システムである国連危険物輸送勧告による分類（UNRTDG 分類²³）を基にしています。そのため、原則として GHS における分類と UNRTDG 分類とは一致します。ただし、GHS では、輸送が禁止されている危険物（不安定火薬類等）や UNRTDG 分類では危険物に該当しない物質も分類対象となるため、こうした物質が該当する区分は、UNRTDG 分類にはない区分となります。

GHS における物理化学的危険性の分類は、所定の試験を行った結果（又は同等の価値がある情報）に基づいて行うものですが、多くの項目で UNRTDG の試験方法が採用されているので、物理化学的危険性の分類にあたって、対象とする物質が UNRTDG 分類で既に分類されていれば、その結果を参考にすることができます。

物理化学的危険性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイダンスの第 2 部をご確認ください。

健康有害性及び環境有害性の情報源

健康有害性及び環境有害性の情報源においては、得られた情報の確からしさを確認することができるかどうかによって、List 1 から 3 の優先順位を付け（List 1 は優先度が高）、分類への適用順位が示されています。

健康有害性及び環境有害性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイダンスの第 3 部及び第 4 部をご確認ください。

- ・ List1 : 国際機関、主要各国等で作成され、専門家等によるレビューがされている情報源であり、原則として、一次資料に遡ることができ、必要な場合に情報の確からしさを確認できる評価書や成書。
- ・ List2 : List1 に記載された評価書以外の有用な文書やデータベースを提供している情報源。
- ・ List3 : 一次文献及び参考データベース。List 1、2 から十分な情報が得られなかった場合、あるいは原著を確認する場合に、必要に応じて参照する。

²³ UN Recommendations on the Transport of Dangerous Goods - Model Regulations Twenty-first revised edition

<https://unece.org/transport/dangerous-goods/un-model-regulations-rev-23>

4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける区分が決定しない場合の考え方

事業者向け GHS 分類ガイダンスでは、分類 JIS に基づく分類の結果、危険有害性の区分が決定しないときの表現を以下のとおりとしています。

判定論理又は段階的評価での語句 (国連 GHS 改訂 6 版英語原文での表記)	分類根拠での語句	説明
分類できない (Classification not possible)	データがなく分類できない	各種の情報源、自社保有データ等を検討した結果、GHS 分類の判断を行うためのデータが全くない場合。
	データ不足のため分類できない	GHS 分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。ある程度の情報はあるものの、結果が相反している、データの質に懸念がある、又は判断を下す重要な鍵となるデータが得られていないなど、区分の判断が難しい場合を含む。
区分に該当しない (Not classified 又は No classification)	区分に該当しない (分類対象外)	・GHS 分類の手順で用いられる物理的状态、化学構造、化学的性質、危険有害性項目の優先順位が該当しないため、当該区分での分類の対象となっていない場合。例えば、危険有害性区分が「〇〇性固体」となっているもので、物質の状態が液体や気体のもの。
	区分に該当しない	・GHS 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合。(JIS では採用していない国連 GHS 急性毒性区分 5 に該当することを示すデータがあり、区分 1 から区分 4 には該当しない場合なども含む。) ・発がん性など証拠の確からしさで分類する有害性クラスにおいて、分類を行った時点で専門家による総合的な判断から JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しないと判断される場合。

注 1) : 国連 GHS の物理化学的危険性の大部分は国連危険物輸送勧告 (UNRTDG) の区分を採用している。危険物は適切な容器に収納されて運送されるもので、危険性は火災、あるいは容器が破損する事故での漏洩等の際に発現する。結果として危険物輸送のあるクラスにおいては、より高い危険有害性を対象とし、比較的低い危険有害性は考慮されていない場合がある。(2.4 参照)

注 2) : UNRTDG で規定した試験方法で、区分に入らない結果が得られている場合は、区分に該当しないとなる。

注 3) : GHS で、区分に該当しないものは危険有害性がないことを必ずしも示さない。「区分に入るだけの危険有害性は認められなかった」という意味である。

注 4) : ビルディングブロックアプローチ (選択可能方式) によって、国内に GHS が導入されているため、国連 GHS による分類基準と分類 JIS による分類基準は異なる点にも注意が必要である。例えば、「3.5.1 急性毒性」で示すように、国連 GHS における「急性毒性」の区分 5 は、分類 JIS では区分に該当しないと判断されることとなる。

注 5) : 本表現については、分類 JIS の、「GHS 分類に基づく化学品の分類方法解説」に記載されている背景を踏まえて策定されている

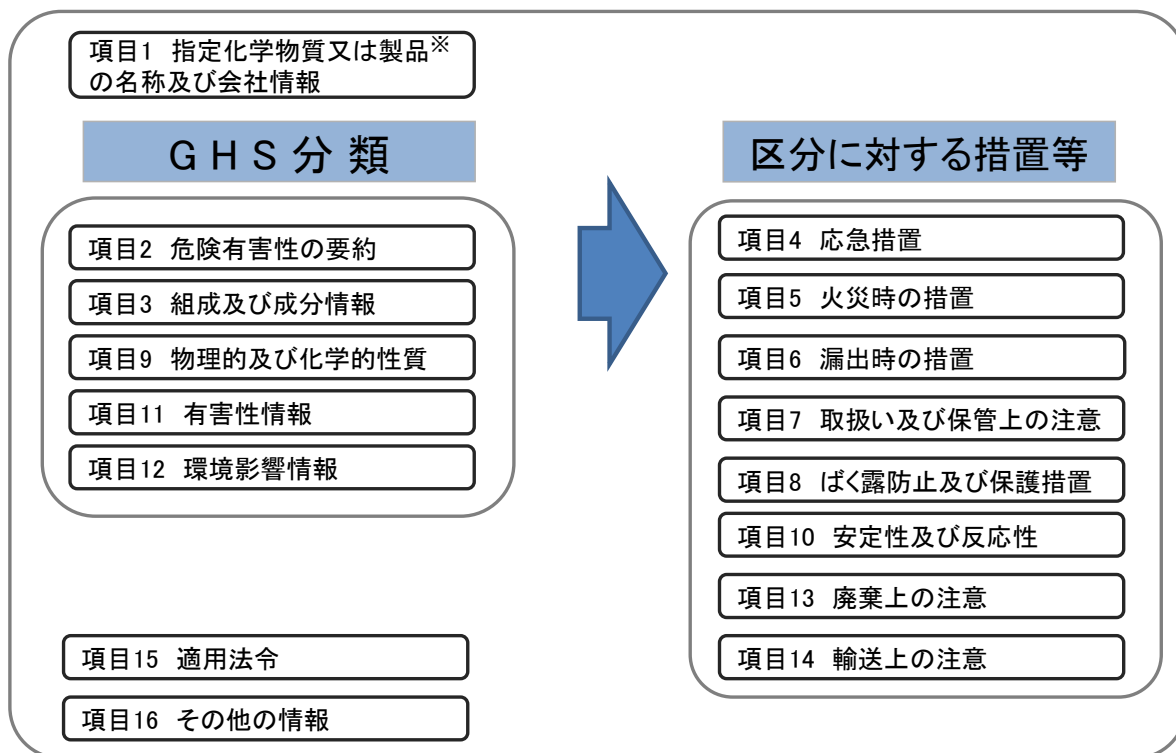
注 6) : 「国連文書英語原文での表記」において、国連 GHS における表記と本ガイダンスでの日本語表記とは厳密に対応するものではない。

「分類できない」は、「区分 1」と同じこともある？

化学物質等の GHS 分類に際しては、危険有害性に関するデータが入手できず分類できない場合は「分類できない」となります。また、入手した危険有害性に関連するデータが信頼できず評価できない場合も「分類できない」となります。「分類できない」は、有害性試験を行った際に「区分 1」と分類される可能性が否定できないことから、その物質等の取扱い時には十分注意をする必要があります。

4.3 化管法に基づく SDS の作成方法

化管法に基づく SDS には、化管法 SDS 省令第 3 条にて規定されている 16 項目について記載する必要があります（3.5.1 項参照）。16 項目は以下のような位置付けとなっています。



※製品：指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

化管法に基づく SDS 作成 Step

Step 1	SDS 作成の目的を確認
Step 2	成分情報の同定
Step 3	製品の危険有害性 (GHS 分類)、成分情報を確認
Step 4	製品の安全な取扱いのための注意事項等を整理
Step 5	必要項目 (法令情報、許容濃度等) の記載

化管法に基づく SDS の記載項目

SDS の記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 附属書 D（規定）「SDS の編集及び作成」に適合するよう努めてください。また、化管法に基づく SDS 及びラベルの作成方法について事業者等からよくある質問をまとめた「化管法 SDS 制度に関する Q&A²⁴」をご参照ください。

項目 1 化学品及び会社情報

化管法に基づく SDS の対象となる指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称とその提供者に関する情報を記載する項目です。

記載内容	【化学品の名称】 <化学物質名>・・・指定化学物質の場合 <製品名>・・・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品（以下「製品」）の場合 ※記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。
	【提供者の情報】 <社名、住所と連絡先>・・・法人の場合 <氏名、住所と連絡先>・・・個人事業者の場合 なお、当該化学品の国内製造事業者等の情報を、当該事業者の了解を得た上で、追記してもよい。

項目 2 危険有害性の要約

化学品の重要危険有害性及び影響（人の健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）、並びに特有の危険有害性があればその旨を明確、かつ、簡潔に記載する項目です。

記載内容	<GHS 分類結果> 化学物質／製品について、4.1②で示した事業者向け GHS 分類ガイダンス等を用いて GHS 分類を実施し得られたものを記載します。 <GHS ラベル要素> GHS ラベル要素とは、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、注意書きをいいます。 危険有害性の情報を要する際、GHS 分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じたラベル要素が決定されます。独自の判断で絵表示等は選べません。
------	--

²⁴ 経済産業省 化管法 SDS 制度に関する Q & A
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/ga/3.html

項目 3 組成及び成分情報

化学品に含まれる化管法指定化学物質の組成、含有率等を記載する項目です。

記載 内容	<p><化学物質・混合物の区別> <組成及び成分情報></p> <p>GHS 分類に基づき、危険有害性があると判断された化学物質については、分類に寄与するすべての不純物及び安定化添加物を含め、化学名又は一般名及び濃度を記載することが望ましいです。混合物の場合は、組成の全部を記載する必要はありません。GHS 分類に基づき、危険有害性があると判断され、かつ、GHS における濃度限界（カットオフ値）以上含有する成分については、すべての危険有害成分を記載することが望ましいです。</p> <p>化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、以下事項を記載ください。</p> <p>①政令で規定している指定化学物質名称</p> <p>※政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合</p> <p>→化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、「項目 15 適用法令」において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。</p> <p>②指定化学物質の種別（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）</p> <p>③含有率</p> <p>※化管法施行令第 4 条に定める指定化学物質（「金属及びその化合物」等）について</p> <p>→金属元素等の量に換算して規定含有率以上含有しているか確認し、金属元素等の量に換算した含有率を記載ください。</p> <p>※有効数字について</p> <p>→有効数字は 2 桁で記載しなければなりません(化管法 SDS 省令第 4 条第 3 項)。化管法では、含有率について、一定の幅を持たせて記載することは認められていませんが、製造の際、成分にばらつきが出るなど、有効数字 2 桁の精度では含有率を特定できない場合については、適切な推計式を用いてその推計値を算出し、その結果を有効数字 2 桁で記載してください。この場合、「項目 16 その他の情報」に推計方法の説明を併せて記載してください。</p>
----------	---

項目 4 応急措置

化学品に従業員等がばく露した時などの応急時取るべき措置の内容を記載する項目です。

記載 内容	<p><吸入した場合> <皮膚に付着した場合> <眼に入った場合> <飲み込んだ場合></p>
----------	---

項目 5 火災時の措置

火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<適切な消火剤> <使ってはならない消火剤>
------	---------------------------

項目 6 漏出時の措置

化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置> <環境に対する注意事項>・・・浸透防止措置等 <封じ込め、浄化の方法及び機材>・・・防液堤、側溝等
------	---

項目 7 取扱い及び保管上の注意

化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<取扱い上の注意事項> 取扱者のばく露防止策 火災、爆発の防止などの適切な技術的対策 エアロゾル・粉じんの発生防止策 排出の抑制・・・設備等の密閉構造化、排ガス又は排水処理設備の設置等 <保管上の注意事項> 混合接触させてはならない化学物質 保管条件（適切な保管条件及び避けるべき保管条件）など
------	--

項目 8 ばく露防止及び保護措置

事業所内において労働者が化学物質による被害を受けないようにするため、ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載する項目です。

記載内容	<ばく露防止> ばく露限界値、生物学的指標などの許容濃度 可能な限り、ばく露を軽減するための設備対策 （設備の密閉、洗浄設備の設置など） <保護措置> 適切な保護具（マスク、ゴーグル、手袋の着用など）
------	---

項目 9 物理的及び化学的性質

化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載する項目です。

記載内容	<物理状態> <色> <臭い> <融点／凝固点>＊ <沸点又は初留点及び沸点範囲> <可燃性> <爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界> <引火点> <自然発火点> <分解温度>
------	---

	<p><pH> <動粘性率> <溶解度>* <n-オクタノール／水分配係数 (log 値) >* <蒸気圧> <密度及び／又は相対密度> <相対ガス密度> <粒子特性></p> <p>※製品の場合は、製品の物理化学的性状を記入します。JIS Z 7253 では、原則、製品自体の情報を記載することになっており、また、混合物については、*の項目は記載しなくてもよいとなっています。</p>
--	--

項目 10 安定性及び反応性

化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載する項目です。

記載内容	<p><避けるべき条件 (熱 (特定温度以上の加熱など)、衝撃、静電放電、振動など) > <混触危険物質> <既知の予測可能な有害な分解生成物>など</p>
------	--

項目 11 有害性情報

化学品の人に対する各種の有害性について記載する項目です。

記載内容	<p><急性毒性> <皮膚腐食性／皮膚刺激性> <眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性> <呼吸器感作性又は皮膚感作性> <生殖細胞変異原性> <発がん性> <生殖毒性> <特定標的臓器毒性 (単回ばく露) > <特定標的臓器毒性 (反復ばく露) > <誤えん有害性></p>
------	---

項目 12 環境影響情報

化学品の環境中での影響や挙動に関する情報を記載する項目です。

記載内容	<p><生態毒性> <残留性・分解性> <生体蓄積性> <土壌中の移動性> <オゾン層への有害性>など</p>
------	---

項目 13 廃棄上の注意

化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<安全で環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報> <容器・包装の適正な処理方法>など
------	---

項目 14 輸送上の注意

化学品を輸送する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	・輸送に関する国際規制の情報 <国連番号> <品名> <国連分類> <容器等級>など ・国内規制がある場合には、その情報
------	---

項目 15 適用法令

化学品が化管法に基づく SDS 提供義務の対象となる旨を記載するとともに、適用される他法令についての情報を記載する項目です。

記載内容	国内で SDS の提供を求めている 3 法（化管法、安衛法、毒劇法）の適用を受ける場合、化学品の名称と共に該当法令の名称及び該当法令に基づく規制に関する情報を記載します。 また、その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を、化学品の名称と共に含めることが望ましいです。
------	--

項目 16 その他の情報

項目 1 から 15 までの項目以外で、必要と考えられる情報を記載する項目です。

記載内容	項目 3 で含有率について推計式を用いて算出した場合の説明、特定の訓練の必要性、化学品の推奨される扱い、制約を受ける事項、改訂内容、出典等を記載してもよいです。
------	--

化管法に基づく SDS 作成例（溶剤 A | トルエン/ベンゼンの混合物）
 ～NITE-Gmmics を活用～

作成日 2010年3月10日
 最終改訂日 2026年1月20日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称
 製品名

溶剤 A

会社情報

会社名
 担当部署
 住所
 電話番号
 Fax 番号
 電子メールアドレス
 緊急連絡電話番号

####株式会社
 ####部
 〒123-#### 東京都#####
 03-####-####
 03-####-####
 ABC@##
 03-####-####

会社情報は、国内製造事業者等から了解が得られている場合、当該事業者の情報を追記していただいてもかまいません。

推奨用途及び使用上の制限

一般工業用途

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分 2

健康に対する有害性

急性毒性（吸入：蒸気） 区分 4
 皮膚腐食性／刺激性 区分 2
 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分 2
 生殖細胞変異原性 区分 1B
 発がん性 区分 1A
 生殖毒性 区分 1A
 生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分
 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分 1（中枢神経系、心血管系）、区分 3（気道刺激性、

麻酔作用）

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分 1（中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓）

誤えん有害性 区分 1

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期（急性） 区分 2

水生環境有害性 長期（慢性） 区分 2

GHS ラベル要素

絵表示

絵表示は、表示に優先順位が存在するものがあるため、注意する必要があります。詳細は、p.21 をご参照ください。



注意喚起語 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

皮膚刺激

強い眼刺激

吸入すると有害

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

遺伝性疾患のおそれ

発がんのおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

授乳中の子に害を及ぼすおそれ

中枢神経系、心血管系の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓の障害

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き【安全対策】

使用前に全ての安全説明書を入手し、読み、従うこと。

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地しアースをとること。

防爆型の【電気／換気／照明】機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。

取扱後は手及び顔、ばく露した皮膚等をよく洗うこと。眼を触らないこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

環境への放出を避けること。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面／聴覚保護具を着用すること。

注意書き【応急措置】

医療処置を受けること。

飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。

皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はその懸念がある場合：すぐに救急の医療処置を受けること。

気分が悪い時は、医療処置を受けること。

無理に吐かせないこと。

皮膚刺激が生じた場合：医療処置を受けること。

眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

漏出物を回収すること。

火災の場合：消火するために泡消火剤等(「項目5.火災時の措置」を参照)を使用すること。

注意書き【保管（貯蔵）】

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。容器を密閉しておくこと。

施錠して、又は関係者以外が取扱えない状態で保管すること。

注意書き [廃棄]

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

他の危険有害性

情報なし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ、皮膚刺激、強い眼刺激、吸入すると有害、呼吸器への刺激のおそれ、眠気又はめまいのおそれ、発がんのおそれの疑い、生殖能又は胎児への悪影響のおそれ、授乳中の子に害を及ぼすおそれ、中枢神経系の障害、長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓の障害

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化管法では、指定化学物質の政令名称及び濃度を有効数字2桁で記載いただくことになっております。本項目への記載が難しい場合、項目15に記載いただいてもかまいません。

組成及び成分情報

化学名又は一般名	化管法指定化学物質の種別	管理番号 (任意)	CAS 番号	化審法 官報公示 整理番号	安衛法 官報公示 整理番号	濃度又は濃度 範囲 (wt%)
トルエン	第一種 指定化学物質	300	108- 88-3	3-2	—	25
ベンゼン	特定第一種 指定化学物質	400	71-43- 2	3-1	—	75

4. 応急措置

ばく露経路による応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
症状が続く場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

大量の水で洗うこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で15~20分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

水で口をすすぎ、直ちに医師の診断を受けること。

予想される急性症状

情報なし

遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

応急措置をする者の保護

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項 情報なし	
5. 火災時の措置	
適切な消火剤 水噴霧、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素を使用する。 使ってはならない消火剤 火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。 特有の危険有害性 火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。 特有の消火方法 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。 消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火を行う者の保護 消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服（耐熱性）を着用する。	
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具（「8.ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 環境に対する注意事項 周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける（浸透防止措置、防液堤、側溝の設置等）。 封じ込め、浄化の方法及び機材 危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、ウエス、雑巾等でよく拭き取り適切な廃棄容器に回収する。 大量の場合、盛土等で困って流出を防止する。 取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。 すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。	
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い 技術的対策 安全取扱注意事項 接触回避	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。 設備等の密閉構造化、排ガス又は排水処理設備の設置等により排出を抑制する。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。 容器を接地すること、アースをとること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 混触禁止物質

衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	
技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
混触禁止物質	酸化剤、還元剤等
保管条件	直射日光を避け、冷暗所に保管する。高温物を近づけない。
容器包装材料	破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。
8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度	
トルエン	20 ppm
ベンゼン	1 ppm
許容濃度（ばく露限界値、生物学的指標）	
ACGIH TLV-TWA (2025)	20 ppm（トルエン） TLV-TWA 0.5ppm Skin;A1 TLV-STEL 2.5ppm
日本産業衛生学会（2025）	50 ppm、188 mg/m ³ （皮）（トルエン） （注記）（皮）：経皮による吸収があることを示す。
設備対策	
取扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄剤のための設備を設ける。 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。	
保護具	
呼吸用保護具	必要に応じて保護マスクや呼吸用保護具を着用する。
手の保護具	手に接触する恐れがある場合、保護手袋を着用する。
眼の保護具	眼に入る恐れがある場合、保護眼鏡やゴーグルを着用する。
皮膚及び身体の保護具	必要に応じて保護衣、保護エプロン等を着用する。
9. 物理的及び化学的性質	
物理状態、色	無色透明液体
臭い（閾値）	芳香族臭
融点／凝固点	情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	△△℃
可燃性	情報なし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	情報なし
引火点	○○℃（密閉式）
自然発火点	情報なし
分解温度	情報なし
pH	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	水：不溶
n-オクタノール／水分配係数	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度及び／又は相対密度	情報なし
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	情報なし
10. 安定性及び反応性	
反応性、化学的安定性	通常の実験条件下では安定である。
危険有害反応可能性	通常の実験条件下では危険有害反応を起こさない。

<p>避けるべき条件 混触危険物質 有害な分解生成物</p>	<p>直射日光を避け、冷暗所に保管する。 酸化剤、還元剤等 火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。</p>
<p>1.1. 有害性情報</p>	<p>Gmiccs を用いて SDS 作成を行う場合、混合物の GHS 分類が実施されるため、参考の上記載ください。 本事例では、NITE-Gmiccs の出力結果を参考に記載しております。 CAS 番号は必要に応じ、化学物質名に変換してください。</p>
<p>急性毒性（経口）</p>	<p><u>各成分の有害性情報</u> 区分に該当しない: CAS 番号:71-43-2(毒性値=5960mg/kg 含有率 =75% 出典 :NITE), CAS 番号 :108-88-3(毒性 値 =5000mg/kg 含有率=25% 出典:NITE)</p>
<p>急性毒性（経皮）</p>	<p><u>混合物の GHS 分類</u> ATEmix=100 / ((75% / 5960mg/kg) + (25% / 5000mg/kg))計算結果が 5687mg/kg のため、区分に該当しないに該当。</p>
<p>急性毒性（吸入：蒸気）</p>	<p><u>各成分の有害性情報</u> 区分に該当しない(分類対象外) :CAS 番号:71-43-2(含有率 =75% 出典 :NITE), CAS 番号 :108-88-3(含有 率 =25% 出 典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> GHS 定義による気体ではない。</p>
<p>皮膚腐食性／皮膚刺激性</p>	<p><u>各成分の有害性情報</u> 区分 2: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> 加成方式が適用できる成分からの判定: (区分 1+1A+1B+1C)×10+区分 2 の成分合計が 100%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分 2 に該当。 危険有害性情報:H315 皮膚刺激</p>
<p>眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性</p>	<p><u>各成分の有害性情報</u> 区分 2A: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE) 区分 2B: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> 加成方式が適用できる成分からの判定: 10×(眼区分 1+皮膚区分 1)+眼区分 2A+眼区分 2B+眼区分 2 の成分合計が 100%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分 2 に該当。 危険有害性情報:H319 強い眼刺激</p>
<p>呼吸器感作性</p>	<p><u>各成分の有害性情報</u></p>

	<p>分類できない: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> データ不足のため分類できない。 毒性が未知の成分を 100%含有。</p>
皮膚感作性	<p><u>各成分の有害性情報</u> 区分に該当しない: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。</p>
生殖細胞変異原性	<p><u>各成分の有害性情報</u> 区分 1B: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE) 区分に該当しない: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> CAS 番号:71-43-2 が 75%\geq0.1%のため、区分 1B に該当。 危険有害性情報:H340 遺伝性疾患のおそれ</p>
発がん性	<p><u>各成分の有害性情報</u> 分類できない: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE) 区分 1A: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> CAS 番号:71-43-2 が 75%\geq0.1%のため、区分 1A に該当。 毒性が未知の成分を 25%含有。 危険有害性情報:H350 発がんのおそれ</p>
生殖毒性	<p><u>各成分の有害性情報</u> 区分 2: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE) 区分 1A: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> CAS 番号:108-88-3 が 25%\geq0.3%のため、区分 1A に該当。 危険有害性情報:H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ</p>
生殖毒性・授乳影響	<p><u>各成分の有害性情報</u> 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE) データなし: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> CAS 番号:108-88-3 が 25%\geq0.3%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分に該当。 毒性が未知の成分を 75%含有。 危険有害性情報:H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ</p>

特定標的臓器毒性
(単回ばく露)

各成分の有害性情報

区分 3: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=気道刺激性 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=麻酔作用 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=気道刺激性 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=麻酔作用 出典:NITE)

区分 1: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=中枢神経系 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=心血管系 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=中枢神経系 出典:NITE)

混合物の GHS 分類

区分 3(気道刺激性)の成分合計が 100%であり、濃度限界(20%)以上のため、区分 3(気道刺激性)に該当する。

CAS 番号:108-88-3, CAS 番号:71-43-2 が 100% \geq 10%のため、区分 1(中枢神経系)に該当。

区分 3(麻酔作用)の成分合計が 100%であり、濃度限界(20%)以上のため、区分 3(麻酔作用)に該当する。

CAS 番号:71-43-2 が 75% \geq 10%のため、区分 1(心血管系)に該当。

危険有害性情報:H370 中枢神経系の障害

危険有害性情報:H370 心血管系の障害

危険有害性情報:H335 呼吸器への刺激のおそれ

危険有害性情報:H336 眠気又はめまいのおそれ

特定標的臓器毒性
(反復ばく露)

各成分の有害性情報

区分 1: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=中枢神経系 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=造血系 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=免疫系 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=中枢神経系 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=腎臓 出典:NITE)

混合物の GHS 分類

CAS 番号:108-88-3, CAS 番号:71-43-2 が 100% \geq 10%のため、区分 1(中枢神経系)に該当。

CAS 番号:71-43-2 が 75% \geq 10%のため、区分 1(造血系)に該当。

CAS 番号:71-43-2 が 75% \geq 10%のため、区分 1(免疫系)に該当。

CAS 番号:108-88-3 が 25% \geq 10%のため、区分 1(腎臓)に該当。

危険有害性情報:H372 長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓の障害

誤えん有害性

各成分の有害性情報

動粘性率:

トルエン : 0.86mm²/s (40°C) (出典 : NITE)

ベンゼン : 0.69 mm²/s (計算値) (出典 : NITE)

区分 1: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)

トルエン及びベンゼンは、区分 1 となっている(出典 : NITE)。

	<p><u>混合物の GHS 分類</u> 動粘性率 トルエン／ベンゼン混合物においても 40 °C で測定した動粘性率が 20.5 mm²/s 以下であることが予想される。 以上のことから、区分 1 の成分合計が 100% であり、濃度限界 (10%) 以上のため、「区分 1 に該当」とした。</p>
<p>1 2. 環境影響情報</p>	<p>前項同様、Gmiccs を用いて SDS 作成を行う場合、混合物の GHS 分類が実施されるため、参考の上記載ください。なお、残留性・分解性、生体蓄積性、土壌中の移動性については、出力されないため適宜追記ください。</p>
<p>水生環境急性有害性</p>	<p>本事例では、NITE-Gmiccs の出力結果を参考に記載しております。残留性・分解性、生体蓄積性、土壌中の移動性については、各成分の情報を記載しております。</p> <p>出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 毒性値 (魚類)=なし 毒性値 (甲殻類)=3.78mg/l 毒性値 (藻類)=なし 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> 方式 1:栄養段階ごとの区分 データ不足のため分類できない。 方式 2:加算式 $100\% / ((75\% / 5.3\text{mg/l}) + (25\% / 3.78\text{mg/l}))$ 計算結果=計算値:4.81586538mg/l、分類区分:区分 2 加算法 (毒性乗率 × 10 × 区分 1)+区分 2 が 100% であり、濃度限界 (25%) 以上のため、区分 2 に該当。 方式 3: 加算法 (毒性乗率 × 10 × 区分 1)+区分 2 が 100% であり、濃度限界 (25%) 以上のため、区分 2 に該当。</p> <p>方式 1=分類できない、方式 2=区分 2、方式 3=区分 2 より区分 2 に該当。 危険有害性情報:H401 水生生物に毒性</p> <p>水生環境慢性有害性</p> <p><u>各成分の有害性情報</u> 区分 2: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 毒性値 (魚類)=0.8mg/l 毒性値 (甲殻類)=なし 毒性値 (藻類)=なし 急速分解性=無 出典:NITE) 区分 3: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 毒性値 (魚類)=なし 毒性値 (甲殻類)=0.74mg/l 毒性値 (藻類)=なし 急速分解性=有 出典:NITE)</p> <p><u>混合物の GHS 分類</u> ・方式 1:栄養段階ごとの区分 データ不足のため分類できない。 ・方式 2:加算式 $100\% / ((75\% / (0.8\text{mg/l} \times 0.1)) + (25\% / 0.74\text{mg/l}))$ 計算結果=計算値:0.10295652mg/l、分類区分:区分 3 加算法 (毒性乗率 × 100 × 区分 1)+(10 × 区分 2)+区分 3 が 100% であり、濃度限界 (25%) 以上のため、区分 3 に該当。 ・方式 3:加算法 (毒性乗率 × 10 × 区分 1)+区分 2 が 75% であり、濃度限界 (25%) 以上のため、区分 2 に該当。</p>

<p>残留性・分解性</p> <p>生体蓄積性</p> <p>土壤中の移動性</p> <p>オゾン層への有害性</p>	<p>方式 1=分類できない、方式 2=区分 3、方式 3=区分 2 より区分 2 に該当。 危険有害性情報:H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性</p> <p><u>各成分の情報</u> BOD による分解度 : 123% : CAS 番号: 108-88-3 BOD による分解度 : 40% : CAS 番号: 71-43-2</p> <p><u>各成分の情報</u> log Kow = 2.73 : CAS 番号: 108-88-3 log Kow = 2.13 : CAS 番号: 71-43-2</p> <p>いずれの成分についても情報なし。</p> <p><u>各成分の有害性情報</u> 分類できない: CAS 番号: 71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号: 108-88-3(含有率=25% 出典:NITE)</p> <p>データ不足のため分類できない。</p>																										
<p>1 3. 廃棄上の注意 :</p>																											
<p>残余廃棄物</p> <p>廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。</p> <p>汚染容器及び包装</p> <p>容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>																											
<p>1 4. 輸送上の注意</p>																											
<p>国際規制</p> <p>陸上輸送（ADR/RID の規定に従う）</p> <table border="0"> <tr> <td>国連番号</td> <td>1993</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの</td> </tr> <tr> <td>国連分類</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>副次危険性</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>容器等級</td> <td>II</td> </tr> </table> <p>海上輸送（IMO の規定に従う）</p> <table border="0"> <tr> <td>国連番号</td> <td>1993</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの</td> </tr> <tr> <td>国連分類</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>副次危険性</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>容器等級</td> <td>II</td> </tr> <tr> <td>海洋汚染物質</td> <td>該当しない</td> </tr> <tr> <td>IBC コード</td> <td>ベンゼン 351、トルエン 260</td> </tr> </table> <p>航空輸送（ICAO/IATA の規定に従う）</p> <table border="0"> <tr> <td>国連番号</td> <td>1993</td> </tr> </table>		国連番号	1993	品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの	国連分類	3	副次危険性	該当しない	容器等級	II	国連番号	1993	品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの	国連分類	3	副次危険性	該当しない	容器等級	II	海洋汚染物質	該当しない	IBC コード	ベンゼン 351、トルエン 260	国連番号	1993
国連番号	1993																										
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの																										
国連分類	3																										
副次危険性	該当しない																										
容器等級	II																										
国連番号	1993																										
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの																										
国連分類	3																										
副次危険性	該当しない																										
容器等級	II																										
海洋汚染物質	該当しない																										
IBC コード	ベンゼン 351、トルエン 260																										
国連番号	1993																										

品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類	3
副次危険性	該当しない
容器等級	II
国内規制	
陸上規制情報	消防法、道路法に従う
海上規制情報	船舶安全法に従う
海洋汚染物質	該当しない
航空規制情報	航空法に従う
緊急時応急措置指針（容器イエローカード）番号	
	127
特別の安全対策：	
輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。	

15. 適用法令

* 化学品に SDS の提供が求められる国内法令（化管法、安衛法、毒劇法）について記載する。	
化学物質排出把握管理促進法	・ 特定第 1 種指定化学物質（ベンゼン）（0.1 質量%以上を含有する製品）
労働安全衛生法	・ 第 1 種指定化学物質（トルエン）（1 質量%以上を含有する製品） ・ 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（トルエンを 0.3 重量%以上含有する製剤その他の物、ベンゼンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物） ・ リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（トルエン、ベンゼン） ・ 管理濃度設定対象物質（トルエン、ベンゼン） ・ 作業環境評価基準（トルエン、ベンゼン） ・ 危険物 引火性の物（引火点が 0℃以上 30℃未満のもの） ・ 特定化学物質第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物） ・ 特定化学物質特定第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物） ・ 特別管理物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物） ・ 第 2 種有機溶剤（トルエンを 5%を超えて含有するもの） ・ 皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）（トルエン） ・ 特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質（ベンゼン） ・ 特殊健康診断対象物質（トルエン、ベンゼン）
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物取締法については、毒劇法別表第 1、2、毒物及び劇物指定令第 1、2 条に記載されている物質を確認してください。 毒劇法では、原体、製剤等によって条件が異なることがありますので、ご注意ください。詳細は「化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS 提供制度」p.47 をご参照ください。
* その他の適用される法令の名称を含めることが望ましい。	
化学物質審査規制法	・ 優先評価化学物質（トルエン、ベンゼン）
労働基準法	・ 疾病化学物質（トルエン、ベンゼン） ・ がん原生物質（ベンゼン）
消防法	・ 第 4 類引火性液体 第一石油類 非水溶性液体
大気汚染防止法	・ 特定物質（ベンゼン） ・ 指定物質（ベンゼン） ・ 有害大気汚染物質、優先取組物質（トルエン、ベンゼン）排気 ・ 揮発性有機化合物（トルエン、ベンゼン）
水質汚濁防止法	・ 有害物質（ベンゼン） ・ 指定物質（トルエン）

悪臭防止法 海洋汚染防止法 航空法 船舶安全法 港則法 土壌汚染対策法	・ 特定悪臭物質（トルエン）排気 ・ 危険物（トルエン、ベンゼン） ・ 有害液体物質（Y 類物質）（トルエン、ベンゼン） ・ 引火性液体 ・ 引火性液体類 ・ その他の危険物・引火性液体類 ・ 特定有害物質（ベンゼン）
16. その他の情報	
改訂履歴 作成：2010年3月10日、改訂(1)：2024年10月1日、改訂(2)(最終)：2026年1月20日 改訂内容 3. 組成及び成分情報 ・ 管理番号の追加 15. 適用法令 ・ 労働安全衛生法指定物質の追加 皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）（トルエン） 参考文献 #####株式会社提供資料 NITE GHS 分類結果一覧（2025） 日本産業衛生学会（2025）許容濃度等の勧告 ACGIH, American Conference of Governmental Industrial Hygienists (2025) TLVs and BEIs. 【注意】 本 SDS は、JIS Z 7253:2025 に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。本 SDS の記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いを要する場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、取扱い願います。	

4.4 化管法に基づくラベルの作成方法

化管法に基づくラベルには、化管法 SDS 省令第 5 条にて規定されている 6 項目について記載する必要があります（3.5.2 項参照）。

化管法に基づくラベルの記載項目

ラベルの記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 「6 ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」に適合するよう努めてください。

なお、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語、絵表示、危険有害性情報及び注意書きの詳細については、JIS Z 7253 附属書 A（規定）「危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素」、附属書 B（規定）「危険有害性情報の文言及び危険有害性情報のコード」及び附属書 C（規定）「注意書きの文言及び注意書きのコード」をご参照ください。

項目 1 指定化学物質の名称／製品名称

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称を記載する項目です。

記載内容	<化学物質名>・・・指定化学物質の場合 <製品名>・・・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合 ※SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。
------	---

項目 2 注意喚起語

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語を記載します。

記載内容	GHS で使用する注意喚起語は、“危険”及び“警告”です。
------	-------------------------------

項目 3 絵表示

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示（2.3 項参照）を記載します。

記載内容	ラベルに用いる絵表示は、はっきり見えるように、一つの頂点で正立させた正方形の背景の上に黒いシンボルを置き、十分に幅広い赤い枠で囲みます。赤い枠だけの表示はしないでください。危険有害性の絵表示は、1 cm ² 以上の面積をもつことが望ましいです。
------	---

項目 4 危険有害性情報

GHS の各危険有害性区分に割り当てられた危険有害性情報を記載します。

記載内容	危険有害性情報とは、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を示します。
------	---

項目 5 注意書き

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意書きを記載します。

記載内容	注意書きは、危険有害性をもつ化学品へのばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき推奨措置について規定した文言です。 ラベルには、表示を行う者が適切な注意書きを選択し、記載します。
------	--





項目 6 会社情報

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の提供者に関する情報を記載する項目です。

記載内容	<社名、住所と連絡先>・・・法人の場合 <氏名、住所と連絡先>・・・個人事業者の場合 ※緊急連絡先についても記載することが望ましいです。
------	--

化管法に基づくラベル作成例（溶剤 A | トルエン/ベンゼンの混合物）

製品名称： 溶剤 A

絵表示

* 化管法では、成分の記載は不要です。

絵表示は、表示に優先順位が存在するものがあるため、注意する必要があります。
詳細は、p.21 をご参照ください。

危険

危険有害性情報：

引火性の高い液体および蒸気(H225)
 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ(H304)
 皮膚刺激(H315)
 強い眼刺激(H319)
 吸入すると有害(H332)
 呼吸器への刺激のおそれ(H335)
 眠気又はめまいのおそれ(H336)
 遺伝性疾患のおそれ(H340)

注意喚起語

発がんのおそれ (H350)
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)
授乳中の子に害を及ぼすおそれ(H362)
中枢神経系、心血管系の障害(H370)
長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓の障害(H372)
長期継続的影響によって水生生物に毒性(H411)

注意書き：

【安全対策】

使用前に全ての安全説明書を入手し、読み、従うこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地しアースをとること。
防爆型の【電気／換気／照明】機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
妊娠中授乳期中は接触を避けること。
取扱い後は手及び顔、ばく露した皮膚等をよく手を洗うこと。眼を触らないこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面／聴覚保護具を着用すること。

【応急措置】

医療処置を受けること。
気分が悪い時は、医療処置を受けること。
無理に吐かせないこと。
飲み込んだ場合：すぐに救急の医療処置を受けること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。
皮膚刺激が生じた場合：医療処置を受けること。
眼の刺激が続く場合：医療処置を受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
火災の場合：消火するために泡消火剤等(「項目5.火災時の措置」を参照)を使用すること。
皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
漏出物を回収すること。
火災の場合：消火するために泡消火剤等(「項目5.火災時の措置」を参照)を使用すること。

【保管】

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。容器を密閉しておくこと。
施錠して、又は関係者以外が取扱えない状態で保管すること。

【廃棄】

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

会社：####株式会社
住所：〒123-#### 東京都#####
Tel：03-####-####
Fax：03-####-####

4.5 GHS 混合物分類判定システム／SDS 作成支援システム(NITE-Gmiccs)

4.5.1 システムの概要

GHS 混合物分類判定ラベル／SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs : NITE GHS Mixture Classification and Labels/SDS Creation System）は、事業者による混合物の GHS 分類の実施を支援することを目的として独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）から公開されているシステムであり、インターネット環境が整っていれば誰でも簡便に混合物の GHS 分類を行うことができます。経済産業省が作成したインストール型の GHS 混合物分類判定システムをリニューアルしたシステムとなります。

本システムは、国連 GHS 文書改訂 6 版、JIS Z 7252 : 2019 及び事業者向け GHS 分類ガイダンスの内容に基づいた混合物（製品）の GHS 分類判定、GHS ラベル及び SDS 様式への出力等に対応した機能を備えています。また、NITE で公開している約 3,400 物質の政府による GHS 分類結果を予め搭載しており、毎年度、自動的に追加・更新されます。詳細については操作説明書²⁵をご確認ください。なお、JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 が 2025 年 12 月 25 日に改正された内容に対応した Gmiccs は 2026 年 4 月初旬頃に公開予定です。

システムの利用にあたっての免責事項

NITE は本システムから得られた結果等に起因して被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。本システムから得られた結果等については、本システムの利用者の責任において活用して下さい。

【システムのアクセス方法】

以下の URL からリンクされるページにアクセスすることで使用することができます。



<https://www.ghs.nite.go.jp>

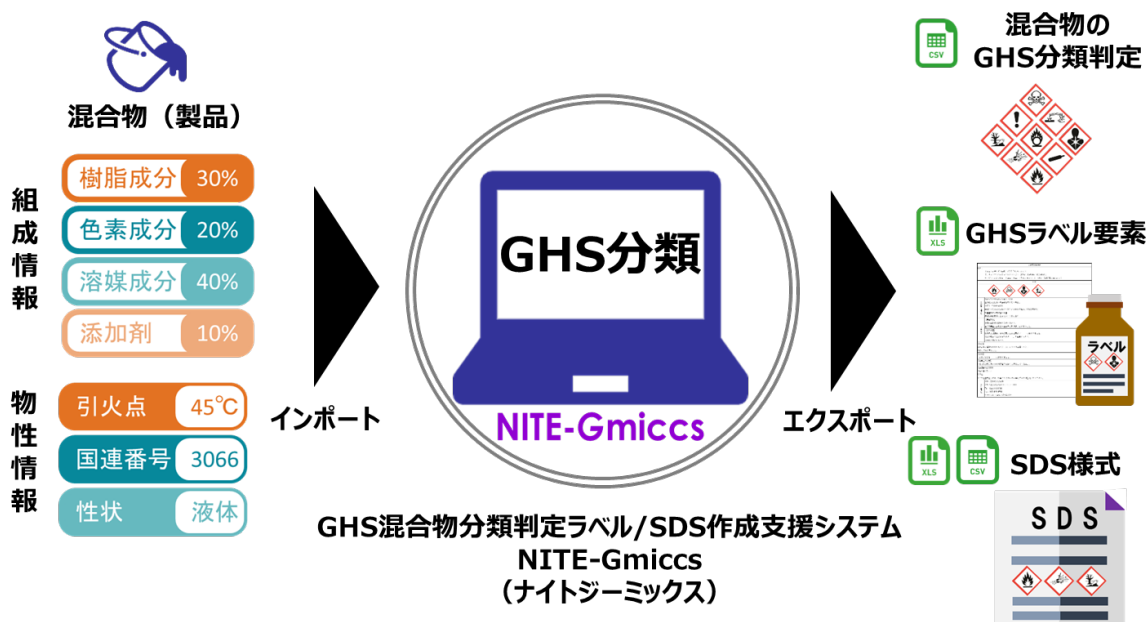
また各種の Web ブラウザより検索する方法でアクセスすることもできますが、推奨環境は Microsoft Edge です。



²⁵ NITE-Gmiccs の使い方

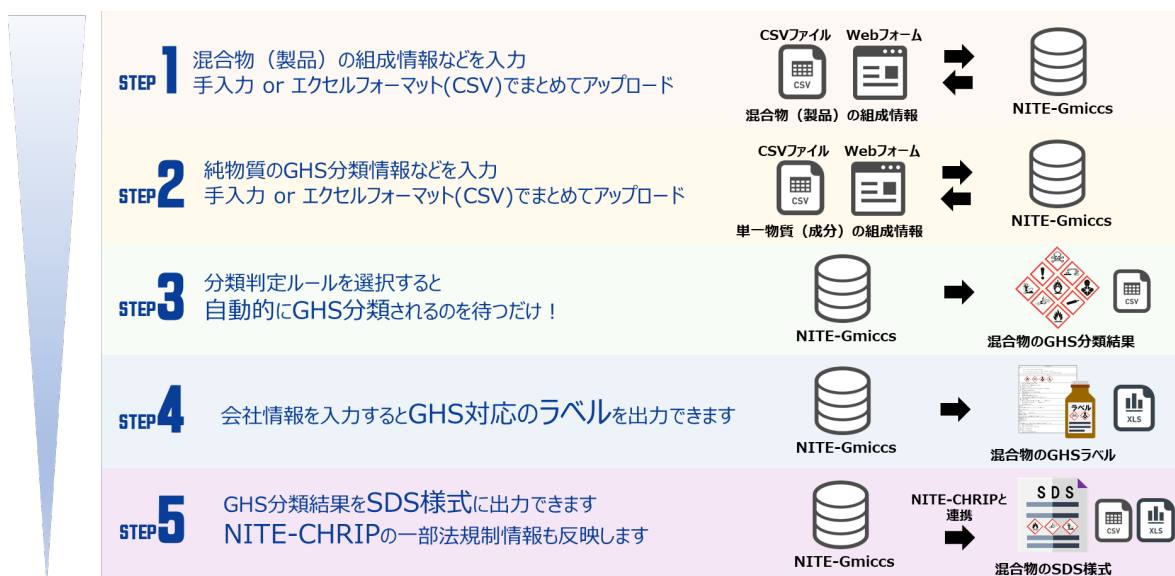
https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_Howtouse.html

【システムの使用イメージ】



【システムの利用フロー】

本システムは以下の5つのStepで混合物のGHS分類を行い、ラベル及びSDS様式を出力します。



【システムの独自機能について】

以下に示す本システムの独自機能を用いることで、データの簡便な取り扱いや GHS 分類やラベル要素や SDS 様式の出力をする際に細かな設定をすることが可能です。

独自機能	概要
臓器種名統合機能	特定標的臓器毒性（単回ばく露、反復ばく露）の分類判定の際に表示される臓器の名称を本システム独自の統合ルールに基づいて系統ごとに統合することが可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
注意書き絞り込み機能	本システム独自のルールに則り注意書きのフレーズを 4 段階に絞り込む事が可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
複数データの入出力	複数の混合物（製品）情報や単一物質（成分）情報を CSV ファイルで入出力することができます。
分類結果及びラベルの日英対応	データの日英変換を自由に行うことができます。英語での作業入力も可能です。
一部法規制情報の SDS 様式への出力機能	混合物（製品）に含まれる単一物質（成分）の CAS 登録番号から NITE-CHRIP に収載されている一部法規制情報を自動で判定し、SDS 様式に該非を表示することができます。

4.5.2 システム利用にあたっての留意点

本システム利用にあたっての注意

- ・ 本システムは、経済産業省が開発した「GHS 混合物分類判定システム」の仕組みを基盤としています。GHS 分類のロジック等は全て共通ですが、Web ブラウザで使用できるように再構築したのが GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs）です。
- ・ 本システムに未搭載の化学物質がある場合は Step1 で混合物（製品）を登録する前に Step2 から単一物質（成分）の GHS 情報の新規登録が必要です。
- ・ 本システムでは GHS において既知の成分に関する試験データ等を用いて分類する方法（加算式、カットオフ値/濃度限界など）を採用しています。混合物自体の試験データが使用できる場合やつなぎの原則が適用できる場合については対応しておりませんのでご注意ください。
- ・ 物理化学的危険性については原則として混合物の試験データが必要であり、混合物としてのデータ（引火点、初留点、国連番号等）がある場合に限り、本システムにおいて、一部の物理化学的危険性の分類が判定可能です。本システムの主な対象は健康有害性と環境有害性です。詳細については、分類ロジックを参照してください。

本システム独自のロジック

- ・ 本システムでは、システム化のため、GHS 分類の原則に一部独自のロジックを追加した仕様となっています。本システムで採用しているロジックについては、「NITE-Gmiccs の分類ロジック」²⁶をご参照ください。
- ・ 本システムに標準搭載されている政府による GHS 分類結果に関して、区分が細分化されていない分類結果については、システム独自で細区分を行っています。
※システムでは細区分を採用していますので、自社情報等を採用して分類実行する場合、入力情報としては細区分結果が必要となります。
- ・ エアゾールの判定については、本システムでは便宜的に「気体」として分類する仕様となっています。

²⁶ NITE-Gmiccs 分類ロジック

https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_ClassificationLogic.html

参考：指定化学物質リスト（新旧対照表）

1. 第一種指定化学物質（新旧対照表）

●令和3年10月に化管法改正施行令が公布、令和5年4月1日に施行されました。指定化学物質が見直しされ、第一種指定化学物質は462物質から515物質となっています。令和5年度の化学物質の排出量等の把握物質（令和6年度の届出物質）は改正後物質（2021（令和3）年度改正施行令第一種指定化学物質）です。

●改正により、除外された物質、新たに追加された物質等がありますのでご注意ください。

●令和5年4月1日からの物質（2021（令和3）年度改正施行令第一種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

●令和5年3月31日までの物質（2008（平成20）年度改正施行令第一種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin1shu.pdf

注1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含む製品が化管法適用対象です。

注2：■ グレー着色：2021年度見直しにおいて除外された物質

■ 黄色着色：2021年度見直しにおいて統合、範囲拡大、分解等、範囲変更に伴い名称変更された物質

■ 緑着色：2021年度見直しにおいて第二種指定化学物質となった物質

■ 水色着色：2021年度見直しにおいて指定範囲の変更がなく名称のみ変更された物質

（令和5年4月）

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質				改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質						
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	1		1	亜鉛の水溶性化合物		1	1		亜鉛の水溶性化合物	
1	2		563	亜鉛=ビス（2-メチルプロパ-2-エノアート）						
1	3		2	アクリルアミド		1	2		アクリルアミド	
1	4		3	アクリル酸エチル		1	3		アクリル酸エチル	
1	5		564	アクリル酸2-エチルヘキシル						
1	6		4	アクリル酸及びその水溶性塩		1	4		アクリル酸及びその水溶性塩	
1	7		5	アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル		1	5		アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル	
1	8		565	アクリル酸重合物						
			6			1	6		アクリル酸2-ヒドロキシエチル	
1	9		7	アクリル酸ブチル		1	7		アクリル酸ノルマルブチル	
1	10		8	アクリル酸メチル		1	8		アクリル酸メチル	
1	11		9	アクリロニトリル		1	9		アクリロニトリル	
1	12		10	アクロレイン		1	10		アクロレイン	
			11			1	11		アジ化ナトリウム	
1	13		566	アジピン酸、（N-（2-アミノエチル）エタン-1,2-ジアミン又はN,N'-ビス（2-アミノエチル）エタン-1,2-ジアミン）と2-（クロロメチル）オキシランの重縮合物						
1	14		567	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル						
1	15		568	アセチルアセトン						

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	16		569	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン	ピリフルキナゾン					
1	17	○	12	アセトアルデヒド		1	12		アセトアルデヒド	
			13			1	13		アセトニトリル	
1	18		14	アセトンシアノヒドリン		1	14		アセトンシアノヒドリン	
1	19		15	アセナフテン		1	15		アセナフテン	
			16			1	16		2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	
			17			1	17		オルト-アニシジン	
1	20		18	アニリン		1	18		アニリン	
			19			1	19		1-アミノ-9, 10-アントラキノン	
1	21		20	2-アミノエタノール		1	20		2-アミノエタノール	
1	22		21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン	1	21		5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン
1	23		22	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィブロニル	1	22		5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィブロニル
1	24		570	オルト-アミノフェノール						
1	25		23	パラ-アミノフェノール		1	23		パラ-アミノフェノール	
			24			1	24		メタ-アミノフェノール	
1	26		25	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン	1	25		4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン
			26			1	26		3-アミノ-1-プロペン	
1	27		27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン	1	27		4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン
1	28		28	アリルアルコール		1	28		アリルアルコール	
1	29		29	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		1	29		1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	
1	30		571	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド	プロベナゾール					
1	31		468	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン		2	6			
1	32		572	アリル=ヘキサノアート						
1	33		573	アリル=ヘプタノアート						
1	34		257	アルカノール(炭素数が10のものに限る。)	デカノール	1	257		デシルアルコール	デカノール
1	35		574	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)						
1	36		575	(3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)						
1	37		576	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(2)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物						

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	38		577	アルカン-1-アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。）のオキシラン重付加物、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び（9Z、12Z）-オクタデカ-9、12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物						
1	39		578	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエタン-1、2-ジイル）（アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。）及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエタン-1、2-ジイル）（アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。）並びにこれらの混合物						
1	40		579	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ〔オキシエタン-1、2-ジイル/オキシ（メチルエタン-1、2-ジイル）〕（アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物（当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。）に限る。）						
1	41		580	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。）						
1	42		320	アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）		1	320		ノニルフェノール	
1	43		74	パラ-アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）		1	74		パラ-オクチルフェノール	
1	44		581	アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウム塩（アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。）						
1	45		30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）		1	30		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	
1	46		582	アルミニウム=トリス（エチル=ホスホナート）	ホセチル又はホセチルアルミニウム					
1	47		583	安息香酸ベンジル						
1	48		31	アンチモン及びその化合物		1	31		アンチモン及びその化合物	
1	49		32	アントラセン		1	32		アントラセン	
1	50		584	アントラセン-9、10-ジオン	アントラキノ					
1	51	○	33	石綿		1	33	○	石綿	
1	52		585	アルファ（イソシアナトベンジル）-オメガ（イソシアナトフェニル）ポリ〔（イソシアナトフェニレン）メチレン〕						
1	53		34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		1	34		3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物 質 名 称	別名
			35			1	35		イソブチルアルデヒド	
1	54		36	イソブレン		1	36		イソブレン	
1	55		37	4, 4' -イソプロピリデンジフェノール	ビスフェ ノールA	1	37		4, 4' -イソプロピリデンジフェノール	ビスフェ ノールA
			38			1	38		2, 2' - [イソプロピリデンビス [(2, 6-ジプロモ-4, 1-フェニレン) オキシ]] ジェタノール	
			39			1	39		N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホ ス
1	56		586	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	クロルプロ ファミ又は IPC					
1	57		587	3- (4-イソプロピルフェニル) -2-メ チルプロパナール						
1	58		588	4-イソプロピル-3-メチルフェノール						
1	59		40	イソプロピル=2- (4-メトキシフェニ ル-3-イル) ヒドラジノホルマート	ビフェナ ゼート	1	40		イソプロピル=2- (4-メトキシフェニ ル-3-イル) ヒドラジノホルマート	ビフェナ ゼート
1	60		41	3' -イソプロポキシ-2-トリフルオロメ チルベンズアニリド	フルトラニ ル	1	41		3' -イソプロポキシ-2-トリフルオロメ チルベンズアニリド	フルトラニ ル
			42			1	42		2-イミダゾリジンチオン	
			43			1	43		1, 1' - [イミノジ (オクタメチレン)] ジグアニジン	イミノクタ ジン
1	61		589	1, 1' - (イミノジオクタメチレン) ジグ アニジン=トリアセタート	イミノクタ ジン酢酸塩					
1	62		44	インジウム及びその化合物		1	44		インジウム及びその化合物	
			45			1	45		エタンチオール	
1	63		590	エチリデンノルボルネン						
1	64		46	エチル=2- [4- (6-クロロ-2-キノ キサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオ ナート	キザロホッ プエチル	1	46		エチル=2- [4- (6-クロロ-2-キノ キサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオ ナート	キザロホッ プエチル
1	65		591	エチルシクロヘキサン						
1	66		592	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキシ - [1, 3] ジオキソロ [4, 5-g] キノ リン-7-カルボン酸	オキシリ ニック酸					
1	67		593	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン -1-アミノウムの塩						
1	68		47	O-エチル=O- (6-ニトロ-メタートリ ル) =セカンダリー-ブチルホスホルアミドチ オアート	ブタミホス	1	47		O-エチル=O- (6-ニトロ-メタートリ ル) =セカンダリー-ブチルホスホルアミドチ オアート	ブタミホス
1	69		48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェ ニルホスホノチオアート	EPN	1	48		O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェ ニルホスホノチオアート	EPN
1	70		49	N- (1-エチルプロピル) -2, 6-ジニ トロ-3, 4-キシリジン	ペンディメ タリン	1	49		N- (1-エチルプロピル) -2, 6-ジニ トロ-3, 4-キシリジン	ペンディメ タリン
1	71		50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン -1-カルボチオアート	モリネート	1	50		S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン -1-カルボチオアート	モリネート
			51			1	51		2-エチルヘキサン酸	
1	72		52	エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミ ノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミ ノ] プロピオナート	アラニカル ブ	1	52		エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミ ノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミ ノ] プロピオナート	アラニカル ブ
1	73		53	エチルベンゼン		1	53		エチルベンゼン	
1	74		54	O-エチル=S-1-メチルプロピル= (2 -オキソ-3-チアゾリジニル) ホスホノチ オアート	ホスチア ゼート	1	54		O-エチル=S-1-メチルプロピル= (2 -オキソ-3-チアゾリジニル) ホスホノチ オアート	ホスチア ゼート
			55			1	55		エチレンイミン	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	75	○	56	エチレンオキシド		1	56	○	エチレンオキシド	
1	76		57	エチレングリコールモノエチルエーテル		1	57		エチレングリコールモノエチルエーテル	
1	77		594	エチレングリコールモノブチルエーテル	ブチルセロ ソルブ					
1	78		58	エチレングリコールモノメチルエーテル		1	58		エチレングリコールモノメチルエーテル	
1	79		59	エチレンジアミン		1	59		エチレンジアミン	
1	80		595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム 塩及びナトリウム塩		1	60		エチレンジアミン四酢酸	
1	81		61	N, N' -エチレンビス (ジチオカルバミン 酸) マンガン	マンネブ	1	61		N, N' -エチレンビス (ジチオカルバミン 酸) マンガン	マンネブ
1	82		62	N, N' -エチレンビス (ジチオカルバミン 酸) マンガンとN, N' -エチレンビス (ジ チオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物	マンコゼブ 又はマンゼ ブ	1	62		N, N' -エチレンビス (ジチオカルバミン 酸) マンガンとN, N' -エチレンビス (ジ チオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物	マンコゼブ 又はマンゼ ブ
1	83		63	1, 1' -エチレン-2, 2' -ビピリジニ ウム=ジプロミド	ジクアトジ プロミド又 はジクワッ ト	1	63		1, 1' -エチレン-2, 2' -ビピリジニ ウム=ジプロミド	ジクアトジ プロミド又 はジクワッ ト
1	84		596	(4-エトキシフェニル) [3-(4-フル オロ-3-フェノキシフェニル) プロピル] ジメチルシラン	シラフルオ フェン					
1	85		64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチル プロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェン ブロックス	1	64		2-(4-エトキシフェニル)-2-メチル プロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェン ブロックス
1	86		65	エピクロロヒドリン		1	65		エピクロロヒドリン	
1	87		66	1, 2-エポキシブタン		1	66		1, 2-エポキシブタン	
			67			1	67		2, 3-エポキシ-1-プロパノール	
1	88		68	1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピ レン	1	68		1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピ レン
			69			1	69		2, 3-エポキシプロピル=フェニルエー テル	
			70			1	70		エマメク チンB1a安 息香酸塩 及びエマ メクチン B1b安 息香酸塩 の混合物	
			71			1	71		塩化第二鉄	
1	89		72	塩化パラフィン (炭素数が10から13ま でのもの及びその混合物に限る。)		1	72		塩化パラフィン (炭素数が10から13ま でのもの及びその混合物に限る。)	
1	90		597	塩化直鎖パラフィン (炭素数が14から17 までのもの及びその混合物に限る。)						
1	91		598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリ ウム塩						
1	92		599	オキサシクロヘキサデカン-2-オン						
1	93		477	4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒ ドラジド		2	15			
1	94		73	1-オクタノール		1	73		1-オクタノール	
1	95		600	オクタプロモジフェニルエーテル						
1	96		601	オクタメチルシクロテトラシロキサン						
1	97		602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリ ウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及び リチウム塩						
1	98		603	過酢酸						
1	99	○	75	カドミウム及びその化合物		1	75	○	カドミウム及びその化合物	
			76			1	76		イブシロン-カプロラクタム	
1	100		604	カリウム=ジエチルジチオカルバマート						
			77			1	77		カルシウムシアナミド	
1	101		78	2, 4-キシレノール		1	78		2, 4-キシレノール	
1	102		79	2, 6-キシレノール		1	79		2, 6-キシレノール	
1	103		80	キシレン		1	80		キシレン	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	104		81	キノリン		1	81		キノリン	
1	105		82	銀及びその水溶性化合物		1	82		銀及びその水溶性化合物	
1	106		83	クメン		1	83		クメン	
1	107		84	グリオキサール		1	84		グリオキサール	
1	108		605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩						
1	109		85	グルタルアルデヒド		1	85		グルタルアルデヒド	
1	110		86	クレゾール		1	86		クレゾール	
1	111		87	クロム及び三価クロム化合物		1	87		クロム及び三価クロム化合物	
1	112	○	88	六価クロム化合物		1	88	○	六価クロム化合物	
1	113		89	クロロアニリン		1	89		クロロアニリン	
1	114		606	1-(2-クロロイミダゾ[1,2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	イマゾスルフロ					
1	115		90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン	アトラジン	1	90		2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン	アトラジン
1	116		91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン	1	91		2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン
1	117		92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド	1	92		4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド
1	118		93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロー	1	93		2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロー
1	119		607	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)	S-メトラクロー					
1	120	○	94	クロロエチレン	塩化ビニル	1	94	○	クロロエチレン	塩化ビニル
1	121		95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン	フルアジナム	1	95		3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン	フルアジナム
1	122		96	1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール	ジフェノコナゾール	1	96		1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール	ジフェノコナゾール
			97			1	97		1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	
1	123		98	クロロ酢酸		1	98		クロロ酢酸	
			99			1	99		クロロ酢酸エチル	
1	124		100	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	ブレチラクロー	1	100		2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	ブレチラクロー
1	125		101	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロー	1	101		2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロー
1	126		608	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	ペントキサゾン					
1	127		609	5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール	トリクロサン					
			102			1	102		1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	
1	128		610	(RS)-5-クロロ-N-(1,3-ジヒドロ-1,1,3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1,3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	フラメトピル					

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	129		103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCFC-142b	1	103		1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCFC-142b
1	130		104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	1	104		クロロジフルオロメタン	HCFC-22
1	131		611	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド	チアジニル					
1	132		612	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミド					
1	133		613	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミドP					
1	134		614	3-クロロ-N-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド	メタゾスルフロ					
1	135		615	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム					
1	136		616	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニンジン					
1	137		105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	1	105		2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFC-124
1	138		106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	1	106		クロロトリフルオロエタン	HCFC-133
			107			1	107		クロロトリフルオロメタン	CFC-13
1	139		108	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸	メコプロップ	1	108		(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸	メコプロップ
			109			1	109		オルトクロロトルエン	
			110			1	110		パラクロロトルエン	
			111			1	111		2-クロロ-4-ニトロアニリン	
			112			1	112		2-クロロニトロベンゼン	
1	140		113	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT	1	113		2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT
1	141		617	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミプリド					
1	142		618	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロプリド					
1	143		619	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロプリド					
			114			1	114		(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン
1	144		115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド	1	115		4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド
			116			1	116		(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス
1	145		117	(RS)-1-バラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール	1	117		(RS)-1-バラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール
			118			1	118		2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル	マイクロブタニル

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名 称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名 称	別名
			119				1	119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) フチロニトリル	フェンブコナゾール
			120				1	120	オルトクロロフェノール	
1	146		121	パラクロロフェノール			1	121	パラクロロフェノール	
			122				1	122	2-クロロプロピオン酸	
1	147		123	3-クロロプロペン	塩化アリル		1	123	3-クロロプロペン	塩化アリル
1	148		124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル) 尿素	クミロン		1	124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル) ウレア	クミロン
1	149		125	クロロベンゼン			1	125	クロロベンゼン	
1	150		126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115		1	126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115
1	151		127	クロロホルム			1	127	クロロホルム	
1	152		620	2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサン-1, 3-ジオン	テフリルトリオン					
1	153		621	3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルピシクロ[3.2.1]オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾピシクロン					
1	154		128	クロロメタン	塩化メチル		1	128	クロロメタン	塩化メチル
1	155		622	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ					
			129				1	129	4-クロロ-3-メチルフェノール	
			130				1	130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	MCP又はMCPA
			131				1	131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	
1	156		132	コバルト及びその化合物			1	132	コバルト及びその化合物	
1	157		133	酢酸2-エトキシエチル	エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート		1	133	酢酸2-エトキシエチル	エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート
1	158		134	酢酸ビニル			1	134	酢酸ビニル	
1	159		623	酢酸ヘキシル						
1	160		135	酢酸2-メトキシエチル	エチレンジグリコールモノメチルエーテルアセテート		1	135	酢酸2-メトキシエチル	エチレンジグリコールモノメチルエーテルアセテート
1	161		624	サリチル酸メチル						
			136				1	136	サリチルアルデヒド	
			137				1	137	シアニド	
			138				1	138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2, 4-ジクロロフェニル)エチル]-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット
			139				1	139	(S)-α-シアノ-3-フェノキシベンジル-(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン
			140				1	140	(RS)-α-シアノ-3-フェノキシベンジル-2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンブロパトリン
1	162		141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素	シモキサニル		1	141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア	シモキサニル
			142				1	142	2, 4-ジアミノアニソール	
1	163		143	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル			1	143	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	
1	164		144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)			1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	
1	165		625	ジイソプロピルナフタレン						
1	166		626	ジエタノールアミン						
			145				1	145	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
1	167		146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル		1	146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	168		147	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	1	147		N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ
1	169		148	N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニル)スルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール	1	148		N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニル)スルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール
1	170		627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル						
1	171		149	四塩化炭素		1	149		四塩化炭素	
1	172		628	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン						
1	173		150	1, 4-ジオキササン		1	150		1, 4-ジオキササン	
			151			1	151		1, 3-ジオキサソラン	
1	174		152	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ	1	152		1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ
1	175		153	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	1	153		シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン
1	176		629	シクロヘキサ-						
1	177		630	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル						
1	178		154	シクロヘキシルアミン		1	154		シクロヘキシルアミン	
			155			1	155		N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	
1	179		631	シクロヘキセン						
1	180		156	ジクロロアニリン		1	156		ジクロロアニリン	
1	181		157	1, 2-ジクロロエタン		1	157		1, 2-ジクロロエタン	
1	182		158	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	1	158		1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン
1	183		632	1, 2-ジクロロエチレン		1	159		シス-1, 2-ジクロロエチレン	
						2	24			
1	184		633	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン						
1	185		634	3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニド	イソチアニル					
1	186	○	160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン		1	160		3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	
1	187		161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	1	161		ジクロロジフルオロメタン	CFC-12
1	188		162	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド	1	162		3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド
1	189		163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	1	163		ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114
1	190		164	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCFC-123	1	164		2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCFC-123
1	191		635	2', 4-ジクロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロメタートルエンスルホンアニド	フルスルファミド					
1	192		636	O-(2, 6-ジクロロ-パラ-トリル)=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	トルクロホスメチル					
			165			1	165		2, 4-ジクロロトルエン	
1	193		490	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	2	28			
			166			1	166		1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	
			167			1	167		1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	
1	194		168	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオン	1	168		3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオン
1	195		637	1-(2, 4-ジクロロフェニル)-N-(2, 4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4, 5-ジヒドロ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-4-カルボキサミド	イブフェンカルバゾン					

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	196		638	N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキシミド	プロシミドン					
1	197		169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	1	169		3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU
			170			1	170		(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル-1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール
1	198		171	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物	プロビコナゾール	1	171		(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物	プロビコナゾール
1	199		172	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン	1	172		3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン
			173			1	173		(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	ピンクロゾリン
1	200		174	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニューロン	1	174		3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニューロン
1	201		175	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-D又は2,4-PA	1	175		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-D又は2,4-PA
1	202		176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	1	176		1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b
1	203		639	2,3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド					
1	204		177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	1	177		ジクロロフルオロメタン	HCFC-21
1	205		498	1,3-ジクロロ-2-プロパノール		2	36			
1	206	○	178	1,2-ジクロロプロパン		1	178		1,2-ジクロロプロパン	
1	207		179	1,3-ジクロロプロペン	D-D	1	179		1,3-ジクロロプロペン	D-D
			180			1	180		3,3'-ジクロロベンジジン	
1	208		181	ジクロロベンゼン		1	181		ジクロロベンゼン	
1	209		182	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン	1	182		2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン
1	210		183	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート	ピラゾレート	1	183		4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート	ピラゾレート
1	211		184	2,6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はDBN	1	184		2,6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はDBN
1	212		185	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	1	185		ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225
1	213		186	ジクロロメタン	塩化メチレン	1	186		ジクロロメタン	塩化メチレン
1	214		640	2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド	クロメプロップ					
1	215		187	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン	ジチアノン	1	187		2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン	ジチアノン
1	216		188	N,N-ジシクロヘキシルアミン		1	188		N,N-ジシクロヘキシルアミン	
			189			1	189		N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
1	217		190	ジシクロペンタジエン		1	190		ジシクロペンタジエン	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	218		191	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	1	191		1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン
			192			1	192		ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル	エディフェンホス又はEDDP
			193			1	193		ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン
			194			1	194		ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソペンゾオキサゾリニル) メチル]	ホサロン
1	219		195	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	1	195		ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス
1	220		196	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	1	196		ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP
1	221		197	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル) エチル	マラソン又はマラチオン	1	197		ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル) エチル	マラソン又はマラチオン
1	222		198	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル) メチル]	ジメトエート	1	198		ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル) メチル]	ジメトエート
1	223		641	(3R, 4S, 5S, 6R, 7R, 9R, 11R, 12R, 13S, 14R)-4-[(2, 6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボヘキソピラノシル) オキシ]-14-エチル-12, 13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3, 5, 7, 9, 11, 13-ヘキサメチル-6-[[3, 4, 6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ) -ベータ-D-キシロヘキソピラノシル] オキシ] オキサシクロテトラデカン-2, 10-ジオン	クラリスロマイシン					
1	224		642	ジデシル(ジメチル) アンモニウムの塩						
1	225		643	四ナトリウム=5, 8-ビス(カルボジチオアート)-2, 5, 8, 11, 14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアート)						
1	226		199	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート]	C1フルオレスセント260	1	199		ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート]	C1フルオレスセント260
1	227		200	ジニトロトルエン		1	200		ジニトロトルエン	
1	228		201	2, 4-ジニトロフェノール		1	201		2, 4-ジニトロフェノール	
			202			1	202		ジピニルベンゼン	
1	229		203	ジフェニルアミン		1	203		ジフェニルアミン	
1	230		644	5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン						
			204			1	204		ジフェニルエーテル	
			205			1	205		1, 3-ジフェニルグアニジン	
1	231		206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン	1	206		N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン
1	232		207	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール		1	207		2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	
			208			1	208		2, 4-ジターシャリーブチルフェノール	
1	233		645	4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル	フルジオキソニル					
1	234		646	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル	プロスルホカルブ					
1	235		45	1, 2-ジプロモエタン	二臭化エチレン又はEDB	2	45			

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	236		209	ジプロモクロロメタン		1	209		ジプロモクロロメタン	
1	237		210	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		1	210		2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	
1	238		211	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2 402	1	211		ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2 402
1	239		647	2', 6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド	チフルザミド					
1	240		511	ジベンジルエーテル		2	49			
1	241		212	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	1	212		(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート
1	242		213	N, N-ジメチルアセトアミド		1	213		N, N-ジメチルアセトアミド	
			214			1	214		2, 4-ジメチルアニリン	
			215			1	215		2, 6-ジメチルアニリン	
			216			1	216		N, N-ジメチルアニリン	
1	243		217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアム	チオシクラム	1	217		5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアム	チオシクラム
1	244		648	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロトラセン-2-カルボキサミド	オキシテトラサイクリン					
1	245		218	ジメチルアミン		1	218		ジメチルアミン	
1	246		649	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリ-ブチルカルバマート	カルブチレート					
1	247		650	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセタート	酢酸ゲラニル					
1	248		651	N, N-ジメチルオクタデシルアミン						
1	249		652	3, 7-ジメチルオクタ-3-オール						
1	250		219	ジメチルジスルフィド		1	219		ジメチルジスルフィド	
			220			1	220		ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	
1	251		221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	1	221		2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ
			222			1	222		N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ
1	252		223	N, N-ジメチルドデシルアミン		1	223		N, N-ジメチルドデシルアミン	
1	253		224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		1	224		N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	
1	254		225	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はD EP	1	225		ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はD EP
			226			1	226		1, 1-ジメチルヒドラジン	
1	255		227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	バラコート又はバラコートジクロリド	1	227		1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	バラコート又はバラコートジクロリド
			228			1	228		3, 3'-ジメチルピフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート	
1	256		653	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン						
1	257		229	ジメチル=4, 4'--(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネットメチル	1	229		ジメチル=4, 4'--(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネットメチル
1	258		654	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4, 4]ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフェン					
1	259		655	(RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	ペンチオピラド					

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番号	特定 第一種	物 質 名 称	別 名
1	260		230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		1	230		N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	
1	261		656	2'-[(RS)-1,3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1,3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニド	ペンフルフェン					
1	262		657	2,2-ジメチルプロパン酸-(E)-2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ピニル	シエノピラフェン					
1	263		658	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル	エスプロカルブ					
			231			1	231		3,3'-ジメチルベンジジン	オルトトリジン
1	264		232	N,N-ジメチルホルムアミド		1	232		N,N-ジメチルホルムアミド	
1	265		659	2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン	カンフェン					
1	266		660	N'-[1,1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド	フルベンジアミド					
1	267		661	1,2-ジメトキシエタン						
1	268		662	アルファー-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-オルトトルイル酸メチル	ペンスルフロメチル					
1	269		663	(RS)-7-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン	ピリフタリド					
1	270		233	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP	1	233		2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP
			234			1	234		臭素	
			235			1	235		臭素酸の水溶性塩	
1	271		236	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	1	236		3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル
1	272		237	水銀及びその化合物		1	237		水銀及びその化合物	
1	273		238	水素化テルフェニル		1	238		水素化テルフェニル	
1	274		664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)		1	239		有機スズ化合物	
1	275		240	スチレン		1	240		スチレン	
			241			1	241		2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	
1	276		665	セリウム及びその化合物						
1	277		242	セレン及びその化合物		1	242		セレン及びその化合物	
1	278	○	243	ダイオキシン類		1	243	○	ダイオキシン類	
1	279		666	タリウム及びその化合物						
1	280		667	炭化けい素						
1	281		668	炭酸リチウム						
1	282		244	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン	ダゾメット	1	244		2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン	ダゾメット
1	283		669	チオシアン酸銅(I)						
1	284		245	チオ尿素		1	245		チオ尿素	
			246			1	246		チオフェノール	
			247			1	247		チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル	ピラクロホス
1	285		670	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル	シアノホス又はCYAP					
1	286		248	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	1	248		チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン
1	287		249	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス	1	249		チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	288		250	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン	1	250		チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン
1	289		251	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン又はMEP	1	251		チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン又はMEP
1	290		252	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はMP P	1	252		チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はMP P
			253			1	253		チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス
1	291		254	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はI B P	1	254		チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はI B P
1	292		671	1, 1'- [(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4- [[5-デオキシ-2-O- [2-デオキシ-2- (メチルアミノ)-アルファー-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファー-L-リキソフラノシル] オキシ]-2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサン-1, 3-ジイル] ジグアニジン	ストレプトマイシン					
1	293		672	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2- [(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル) オキシ]-13- [[4- (ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル] オキシ]-9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンA) 及び (2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2- [(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル) オキシ]-13- [[4- (ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル] オキシ]-9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンD) の混合物	スピノサド					
1	294		673	デカナール	デシリアルデヒド					
1	295		255	デカプロモジフェニルエーテル		1	255		デカプロモジフェニルエーテル	
			256			1	256		デカン酸	
1	296		258	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 (3,7)] デカン	ヘキサメチレンテトラミン	1	258		1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 (3,7)] デカン	ヘキサメチレンテトラミン
1	297		259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	1	259		テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム
1	298		260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はT P N	1	260		テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はT P N
1	299		261	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H)-オン	フサライド	1	261		4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H)-オン	フサライド
1	300		60	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン	2	60			
1	301		262	テトラクロロエチレン		1	262		テトラクロロエチレン	
			263			1	263		テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112
			264			1	264		2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラベンゾキノン	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	302		674	テトラヒドロフラン						
1	303		265	テトラヒドロメチル無水フタル酸		1	265		テトラヒドロメチル無水フタル酸	
1	304		675	テトラフルオロエチレン						
1	305		676	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩					
1	306		266	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン	1	266		2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン
1	307		677	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド						
1	308		267	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ	1	267		3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ
1	309		268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	1	268		テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム
1	310		678	1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ [5. 3. 1. 0 (1, 5)] ウンデカ-8-エン-9-イル] エタノン						
			269			1	269		3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィトール
1	311		679	テルル及びその化合物						
1	312		270	テレフタル酸		1	270		テレフタル酸	
1	313		271	テレフタル酸ジメチル		1	271		テレフタル酸ジメチル	
1	314		272	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)		1	272		銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	
1	315		273	1-ドデカノール	ノルマル-ドデシルアルコール	1	273		1-ドデカノール	ノルマル-ドデシルアルコール
1	316		680	ドデカン-1-チオール						
			274			1	274		ターシャリドデカンチオール	
1	317		681	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ) アセタート						
1	318		275	ドデシル硫酸ナトリウム		1	275		ドデシル硫酸ナトリウム	
			276			1	276		3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン
1	319		682	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン	メラミン					
1	320		683	トリス(プロパノール)アミン						
1	321		277	トリエチルアミン		1	277		トリエチルアミン	
			278			1	278		トリエチレンテトラミン	
1	322		684	トリオクチルアミン						
1	323		279	1, 1, 1-トリクロロエタン		1	279		1, 1, 1-トリクロロエタン	
1	324		280	1, 1, 2-トリクロロエタン		1	280		1, 1, 2-トリクロロエタン	
1	325	○	281	トリクロロエチレン		1	281		トリクロロエチレン	
			282			1	282		トリクロロ酢酸	
			283			1	283		2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	
1	326		284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	1	284		トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113
1	327		285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	1	285		トリクロロニトロメタン	クロロピクリン
1	328		286	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸	トリクロピル	1	286		(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸	トリクロピル
1	329		287	2, 4, 6-トリクロロフェノール		1	287		2, 4, 6-トリクロロフェノール	
1	330		288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	1	288		トリクロロフルオロメタン	CFC-11
1	331		289	1, 2, 3-トリクロロプロパン		1	289		1, 2, 3-トリクロロプロパン	
1	332		290	トリクロロベンゼン		1	290		トリクロロベンゼン	
1	333		685	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド	キャプタン					
1	334		686	トリシクロ [5. 2. 1. 0 (2, 6)] デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート						

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
			291			1	291		1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) -トリオン	
1	335		292	トリブチルアミン		1	292		トリブチルアミン	
1	336		293	アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラートルイジン	トリフルラリン	1	293		アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラートルイジン	トリフルラリン
			294			1	294		2, 4, 6-トリプロモフェノール	
1	337		66	トリプロモメタン	プロモホルム	2	66			
1	338		687	トリメチルアミン						
1	339		688	トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩						
1	340		689	(E) -4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル) ブター-3-エン-2-オン						
1	341		690	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミンウムの塩						
			295			1	295		3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	
1	342		691	トリメチルベンゼン			296		1, 2, 4-トリメチルベンゼン	
							297		1, 3, 5-トリメチルベンゼン	
1	343		692	2, 4, 4-トリメチルペンタ-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルペンタ-2-エンの混合物						
1	344		693	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ) プロピル] シラン						
1	345		298	トリレンジイソシアネート		1	298		トリレンジイソシアネート	
1	346	○	299	トルイジン		1	299		トルイジン	
1	347		300	トルエン		1	300		トルエン	
			301			1	301		トルエンジアミン	
1	348		694	ナトリウム=アルケンスルホナート (アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 及びナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート (アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 並びにこれらの混合物						
1	349		695	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ (5) -ピリジン-2-チオラート						
1	350		696	ナトリウム= (ドデカノイルオキシ) ベンゼンスルホナート						
1	351		530	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート		2	68			
1	352		302	ナフタレン		1	302		ナフタレン	
			303			1	303		1, 5-ナフタレンジル=ジイソシアネート	
1	353	○	697	鉛及びその化合物			304		鉛	
			306				305	○	鉛化合物	
			307				306		二アクリル酸ヘキサメチレン	
1	354		308	ニッケル		1	307		三塩化酸化ジルコニウム	
1	355	○	309	ニッケル化合物		1	308		ニッケル	
1	356		698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩		1	309	○	ニッケル化合物	
			311				310		ニトリロ三酢酸	
1	357		312	オルト-ニトロアニリン		1	311		オルト-ニトロアニソール	
			313			1	312		オルト-ニトロアニリン	
1	358		314	パラ-ニトロクロロベンゼン		1	313		ニトログリセリン	
			315			1	314		パラ-ニトロクロロベンゼン	
1	359		316	ニトロベンゼン		1	315		オルト-ニトロトルエン	
1	360		317	ニトロメタン		1	316		ニトロベンゼン	
1	361		318	二硫化炭素		1	317		ニトロメタン	
			322			1	318		二硫化炭素	
1	362		319	1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール	1	319		1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール
1	363		321	バナジウム化合物		1	321		バナジウム化合物	
1	364		699	パラホルムアルデヒド						
			322			1	322		5'-[N, N-ビス (2-アセチルオキシエチル) アミノ] -2'-(2-プロモ-4, 6-ジニトロフェニルアゾ) -4'-メトキシアセトアニリド	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	365		700	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)						
1	366		701	2,4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	プロメトリン					
1	367		323	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	シメトリン	1	323		2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	シメトリン
1	368		702	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-プタ-2-エンジオアート						
			324			1	324		1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	
1	369		325	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅 又は有機銅	1	325		ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅 又は有機銅
			326			1	326		3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン	クロフェンチジン
			327			1	327		1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	
1	370		328	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム	1	328		ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム
1	371		329	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	1	329		ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート
1	372		703	ビス(2-スルフィドピリジン-1-オラト)銅						
1	373		704	(T-4)-ビス[2-(チオキソカップS)-ピリジン-1(2H)-オラト-カップO]亜鉛(II)						
1	374		705	ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジル)=セバケート						
1	375	○	706	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		1	239		有機スズ化合物	
1	376		707	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z,12Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9,12-ジエンアミド並びにこれらの混合物						
			330			1	330		ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ベルオキシド	
1	377		331	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス	1	331		S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス
1	378	○	332	砒素及びその無機化合物		1	332	○	砒素及びその無機化合物	
1	379		333	ヒドラジン		1	333		ヒドラジン	
			334			1	334		4-ヒドロキシ安息香酸メチル	
1	380		708	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩						
			335			1	335		N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	
1	381		336	ヒドロキノン		1	336		ヒドロキノン	
1	382		337	4-ビニル-1-シクロヘキセン		1	337		4-ビニル-1-シクロヘキセン	
			338			1	338		2-ビニルピリジン	
			339			1	339		N-ビニル-2-ピロリドン	
1	383		340	ビフェニル		1	340		ビフェニル	
1	384		341	ピペラジン		1	341		ピペラジン	
1	385		709	ピペロナル	ヘリオトロピン					
1	386		342	ピリジン		1	342		ピリジン	
1	387		343	ピロカテコール	カテコール	1	343		ピロカテコール	カテコール
			344			1	344		フェニルオキシラン	
			345			1	345		フェニルヒドラジン	
1	388		346	2-フェニルフェノール		1	346		2-フェニルフェノール	
1	389		347	N-フェニルマレイミド		1	347		N-フェニルマレイミド	
1	390		348	フェニレンジアミン		1	348		フェニレンジアミン	
1	391		349	フェノール		1	349		フェノール	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	392		350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン	1	350		3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン
1	393	○	351	1,3-ブタジエン		1	351	○	1,3-ブタジエン	
			352				352		フタル酸ジアリル	
			353				353		フタル酸ジエチル	
1	394		710	フタル酸ジオクチル						
1	395		354	フタル酸ジブチル		1	354		フタル酸ジノルマルブチル	
1	396		355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		1	355		フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
1	397		356	フタル酸ブチル=ベンジル		1	356		フタル酸ノルマルブチル=ベンジル	
1	398		711	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン						
1	399		357	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン	1	357		2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン
1	400		712	ターシャリーブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート						
1	401		358	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルペンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	1	358		N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルペンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド
			359			1	359		ノルマルブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	
1	402		360	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	1	360		N-[1-(N-ノルマルブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル
1	403		361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル	1	361		ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル
1	404		362	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン	1	362		1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン
1	405		713	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート						
1	406		714	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート						
1	407		363	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン	1	363		5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン
			364			1	364		ターシャリーブチル=4-[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート	フェンピロキシメート
1	408		715	1-(5-ターシャリーブチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イル)-1,3-ジメチル尿素	テブチウロン					
			365			1	365		ブチルヒドロキシアニソール	BHA
			366			1	366		ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	
1	409		716	2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル	シフルメトフェン					
1	410		717	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)プロパナール						
1	411		718	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-メチルプロパナール						
			367			1	367		オルト-セカンダリーブチルフェノール	
1	412		719	2-ターシャリーブチルフェノール						
			368			1	368		4-ターシャリーブチルフェノール	
1	413		369	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロバルギット又はBPPS	1	369		2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロバルギット又はBPPS
			370			1	370		2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
			371			1	371		N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド
			372			1	372		N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾアゾールスルフェニアミド	
			373			1	373		2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール	
1	414		374	ふっ化水素及びその水溶性塩		1	374		ふっ化水素及びその水溶性塩	
1	415		375	2-ブテナール		1	375		2-ブテナール	
1	416		720	2-ターシャリーブトキシエタノール						
1	417		376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	1	376		N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール
			377			1	377		フラン	
1	418		721	フルフラール						
1	419		378	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ	1	378		N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ
			379			1	379		2-プロピン-1-オール	
1	420		380	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	1	380		プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211
1	421		722	4-ブロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル	クロルフェナビル					
1	422		723	3-ブロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	クラントラニプリロール					
1	423		381	プロモジクロロメタン		1	381		プロモジクロロメタン	
1	424		382	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	1	382		プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301
1	425		383	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン	プロマシル	1	383		5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン	プロマシル
1	426		724	3-(3-プロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホニアミド	アミスルプロム					
1	427		384	1-プロモプロパン		1	384		1-プロモプロパン	
1	428	○	385	2-プロモプロパン		1	385	○	2-プロモプロパン	
1	429		386	プロモメタン	臭化メチル	1	386		プロモメタン	臭化メチル
			387			1	387		ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタスズ
1	430		388	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン	1	388		6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン
1	431		389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		1	389		ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	
1	432		725	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン						
1	433		726	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン						
1	434		390	ヘキサメチレンジアミン		1	390		ヘキサメチレンジアミン	
1	435		391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		1	391		ヘキサメチレン=ジイソシアネート	
1	436		392	ヘキサン		1	392		ノルマル-ヘキサン	
1	437		727	ヘキサンジヒドラジド						
1	438		728	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート						
1	439		729	1-ヘキセン						
1	440		393	ベタナフトール		1	393		ベタナフトール	
1	441		730	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-2,3-エポキシ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	ヘプタクロルエポキシド					
1	442		731	ヘプタン						
1	443		732	5-ヘプチルオキシラン-2-オン						

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	444	○	394	ベリリウム及びその化合物		1	394	○	ベリリウム及びその化合物	
1	445		395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩		1	395		ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	
1	446		733	ペルフルオロオクタン酸及びその塩	PFOA及びその塩	2	89			
1	447		396	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）	PFOS	1	396		ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）	PFOS
1	448	○	397	ベンジリジン=トリクロリド		1	397	○	ベンジリジン=トリクロリド	
1	449		734	2-ベンジリデンオクタナール						
1	450		398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	1	398		ベンジル=クロリド	塩化ベンジル
1	451		399	ベンズアルデヒド		1	399		ベンズアルデヒド	
1	452	○	400	ベンゼン		1	400	○	ベンゼン	
1	453		401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物		1	401		1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物	
1	454		735	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール						
1	455		402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット	1	402		2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット
1	456		403	ベンゾフェノン		1	403		ベンゾフェノン	
1	457	○	404	ペンタクロロフェノール		1	404		ペンタクロロフェノール	
1	458		405	ほう素化合物		1	405		ほう素化合物	
1	459	○	406	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1	406		ポリ塩化ビフェニル	PCB
1	460		407	ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）		1	407		ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	
1	461		408	ポリ（オキシエチレン）=アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）		1	408		ポリ（オキシエチレン）=オクチルフェニルエーテル	
1	462		410	ポリ（オキシエチレン）=アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）		1	410		ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル	
1	463		409	ポリ（オキシエチレン）=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		1	409		ポリ（オキシエチレン）=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	
1	464	○	411	ホルムアルデヒド		1	411	○	ホルムアルデヒド	
1	465		412	マンガン及びその化合物		1	412		マンガン及びその化合物	
1	466		736	無水酢酸						
1	467		413	無水フタル酸		1	413		無水フタル酸	
			414			1	414		無水マレイン酸	
1	468		415	メタクリル酸		1	415		メタクリル酸	
			416			1	416		メタクリル酸 2-エチルヘキシル	
			417			1	417		メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル	
			418			1	418		メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	
			419			1	419		メタクリル酸 ノルマル-ブチル	
1	469		420	メタクリル酸メチル		1	420		メタクリル酸メチル	
			421			1	421		4-メチリデンオキセタン-2-オン	
1	470		422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	1	422		(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン
			423			1	423		メチルアミン	
1	471		424	メチル=イソチオシアネート		1	424		メチル=イソチオシアネート	
1	472		737	メチルイソブチルケトン						
1	473		738	メチル=2-(3-オキソ-2-ベンチルシクロペンチル)アセタート						
1	474		739	2-[メチル-[(Z)-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸	オレオイルザルコシン					
			425			1	425		N-メチルカルバミン酸 2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ又はMIPC
1	475		426	N-メチルカルバミン酸 2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン	1	426		N-メチルカルバミン酸 2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン
1	476		427	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル	カルバリル又はNAC	1	427		N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル	カルバリル又はNAC
1	477		428	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	1	428		N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
			429			1	429		メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロメチル
			430			1	430		メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデン[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート	インドキサカルブ
1	478		431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロビン	1	431		メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロビン
			432			1	432		3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン	アミトラズ
1	479		433	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム	1	433		N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム
1	480		740	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩					
1	481		741	N-メチルジデカン-1-イルアミン						
			434			1	434		メチル-N',N'-ジメチル-N-[メチルカルバモイル]オキシ]-1-チオオキサミド	オキサミル
			435			1	435		メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート	ピリミノバックメチル
1	482		436	アルファ-メチルスチレン		1	436		アルファ-メチルスチレン	
1	483		742	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン	ジメタメトリン					
			437			1	437		3-メチルチオプロパナール	
1	484		743	メチル=ドデカノアート						
1	485		744	(E)-3-メチル-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)プタ-3-エン-2-オン						
1	486		438	メチルナフタレン		1	438		メチルナフタレン	
1	487		745	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン	ジノテフラン					
1	488		439	3-メチルピリジン		1	439		3-メチルピリジン	
1	489		746	N-メチル-2-ピロリドン						
			440			1	440		1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	
1	490		747	2-メチルプロパン-2-チオール						
			441			1	441		2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	
1	491		95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム	2	95			
1	492		748	3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6-ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,5,6,7,8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの						
1	493		442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メブロニル	1	442		2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メブロニル
1	494		443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル	1	443		S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル
1	495		444	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート	トリフロキシストロビン	1	444		メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート	トリフロキシストロビン

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番号	特定 第一種	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	特定 第一種	物質名称	別名
1	496		445	メチル＝(E)－メトキシイミノ [2－(オルト－トリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシムメチル	1	445		メチル＝(E)－メトキシイミノ [2－(オルト－トリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシムメチル
1	497		446	4, 4'－メチレンジアニリン		1	446		4, 4'－メチレンジアニリン	
			447			1	447		メチレンビス(4, 1－シクロヘキシレン)＝ジイソシアネート	
1	498		448	メチレンビス(4, 1－フェニレン)＝ジイソシアネート		1	448		メチレンビス(4, 1－フェニレン)＝ジイソシアネート	
1	499		749	3－メトキシアニリン						
1	500		750	(E)－2－メトキシイミノ－N－メチル－2－(2－フェノキシフェニル)アセトアミド	メトミノストロピン					
1	501		751	2－(2－メトキシエトキシ)エタノール						
1	502		449	3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3'－メチルカルバニラート	フェンメディファム	1	449		3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3'－メチルカルバニラート	フェンメディファム
1	503		450	N－(6－メトキシ－2－ピリジル)－N－メチルチオカルバミン酸O－3－ターシャリブチルフェニル	ピリブチカルブ	1	450		N－(6－メトキシ－2－ピリジル)－N－メチルチオカルバミン酸O－3－ターシャリブチルフェニル	ピリブチカルブ
1	504		451	1－メトキシ－2－(2－メトキシエトキシ)エタン		1	451		2－メトキシ－5－メチルアニリン	
			452			1	452		2－メルカプトベンゾチアゾール	
1	505		453	モリブデン及びその化合物		1	453		モリブデン及びその化合物	
			454			1	454		2－(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	
			455			1	455		モルホリン	
1	506		753	硫化(2, 4, 4－トリメチルペンテン)						
1	507		754	硫酸ジメチル						
1	508		456	りん化アルミニウム		1	456		りん化アルミニウム	
1	509		562	りん酸ジブチル＝フェニル		2	100			
1	510		457	りん酸ジメチル＝2, 2－ジクロロビニル	ジクロロボス又はDDVP	1	457		りん酸ジメチル＝2, 2－ジクロロビニル	ジクロロボス又はDDVP
1	511		458	りん酸トリス(2－エチルヘキシル)		1	458		りん酸トリス(2－エチルヘキシル)	
1	512		459	りん酸トリス(2－クロロエチル)		1	459		りん酸トリス(2－クロロエチル)	
1	513		460	りん酸トリトリル		1	460		りん酸トリトリル	
1	514		461	りん酸トリフェニル		1	461		りん酸トリフェニル	
1	515		462	りん酸トリブチル		1	462		りん酸トリブチル	

2. 第二種指定化学物質（新旧対照表）

●令和3年10月に化管法改正施行令が公布、令和5年4月1日に施行されました。指定化学物質が見直しされ、第二種指定化学物質は現行の100物質から134物質となっています。

●改正により、除外された物質、新たに追加された物質等がありますのでご注意ください。

●令和5年4月1日からの物質（2021（令和3）年度改正施行令第二種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

●令和5年3月31日までの物質（2008（平成20）年度改正施行令第二種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin2shu.pdf

注1： 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含む製品が化管法適用対象です。

注2： ■ グレー着色：2021年度見直しにおいて除外された物質

■ 黄色着色：2021年度見直しにおいて統合、範囲拡大、分解等、範囲変更に伴い名称変更された物質

■ 緑着色：2021年度見直しにおいて第二種指定化学物質となった物質

■ 水色着色：2021年度見直しにおいて指定範囲の変更がなく名称のみ変更された物質

（令和5年4月）

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質				改正前物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番号	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	物質名称	別名
2	1	6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		1	6		
2	2	755	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル					
		463			2	1	アセトアミド	
		464			2	2	パラ-アニシジン	
2	3	19	1-アミノ-9, 10-アントラキノ		1	19		
2	4	756	2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノ	ACN				
		465			2	3	5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル	エチプロール
		466			2	4	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール	アミトロール
		467			2	5	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド	
		468			2	6	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	
		469			2	7	アルキル硫酸エステルナトリウム（アルキル基の炭素数16から18までのもの及びその混合物に限る。）	
2	5	757	イソプロピルアンモニウム=(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル)ニコチナート	イマザピル又はイマザピルイソプロピルアミン塩				
2	6	42	2-イミダゾリジンチオン		1	42		
2	7	43	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン	1	43		
		470			2	8	ウレタン	
		471			2	9	N-エチルアニリン	
		472			2	10	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	アメトリン
		473			2	11	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート	デスメディファム

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質				改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番号	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番号	物 質 名 称	別 名
2	8	758	エチルメチルケトンペルオキシド					
		474			2	12	N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1,2-オキサゾール-5-イル]-2,6-ジメトキシベンズアミド	イソキサベン
2	9	759	6-エトキシ-1,2-ジヒドロ-2,2,4-トリメチルキノリン	エトキシキン				
		475			2	13	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール	エクロメゾール
2	10	476	1,2-エポキシ-3-(トリロキシ)プロパン		2	14	1,2-エポキシ-3-(トリロキシ)プロパン	
2	11	67	2,3-エポキシ-1-プロパノール		1	67		
2	12	70	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物	1	70		
2	13	760	塩化ベンゾイル					
		477			2	15	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	
2	14	761	オクタン					
2	15	762	オクタン-1-チオール					
		478			2	16	クロロアセトアルデヒド	
2	16	763	(2-クロロエチル)トリメチルアンモニウムクロリド					
2	17	764	クロロシクロヘキサン					
2	18	479	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ノバルロン	2	17	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア	ノバルロン
2	19	765	1-[4-[2-クロロ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-2-フルオロフェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	フルフェノクスロン				
		480			2	18	(1'S-トランス)-7-クロロ-2',4,6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2(3H),1'-シクロヘキサ-2'-エン]-3,4'-ジオン	グリセオフルピン
2	20	109	オルトクロロトルエン		1	109		
2	21	110	パラクロロトルエン		1	110		
		481			2	19	1-クロロナフタレン	
2	22	766	(E)-N-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエテン-1,1-ジアミン	ニテンピラム				
2	23	114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン	インダノファン	1	114		
2	24	116	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス	1	116		
2	25	767	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1,2-ジカルボキシミド	クローラタリム				
2	26	768	1-(4-クロロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ジフルベンズロン				
2	27	769	4-[3-(4-クロロフェニル)-3-(3,4-ジメトキシフェニル)アクリロイル]モルホリン	ジメトモルフ				
2	28	118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル	マイクロタニル	1	118		
2	29	770	4-クロロフェニル=2,4,5-トリクロロフェニル=スルホン	テトラジホン				
2	30	119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチニトリル	フェンブコナゾール	1	119		
2	31	771	[2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2,4,4-トリメチル-1,3-オキサゾリジン-3-イル](1H-イミダゾール-1-イル)メタン					
2	32	772	3-クロロ-1,2-プロパンジオール					

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質				改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番号	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	物質名称	別名
2	33	131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン		1	131		
2	34	773	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル) (2, 3, 4-トリメトキシ-6-メチルフェニル) メタノン	ピリオフェノン				
2	35	482	酢酸ベンジル		2	20	酢酸ベンジル	
		483			2	21	サフロール	
2	36	137	シアナミド		1	137		
2	37	138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2, 4-ジクロロフェニル) エチル]-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット	1	138		
2	38	774	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロパラトリル)-D-バリナート	フルバリナート				
		484			2	22	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート	エスフェンバレート
2	39	775	アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロピニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シベルメトリン				
2	40	139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラブロモエチル) シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	1	139		
2	41	140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロパトリン	1	140		
2	42	485	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロピニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン	2	23	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロピニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン
2	43	776	1-[2-(シクロプロピルカルボニル) アニリノスルホニル]-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素	シクロスルファミロン				
2	44	777	4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン	シプロジニル				
2	45	155	N-(シクロヘキシルチオ) フタリイミド		1	155		
1	183	632			2	24	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	
		487			2	25	ジクロ酢酸	
2	46	488	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	テフルベンズロン	2	26	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	テフルベンズロン
2	47	489	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン		2	27	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン	
		490			2	28	2-[4-(2, 4-ジクロロメタールオキシ) -1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ
		491			2	29	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	
		492			2	30	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル) エチル] アセトアミド	クロラムフェニコール
2	48	493	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサカルボキサミド	フェンヘキサミド	2	31	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサカルボキサミド	フェンヘキサミド
		494			2	32	2, 4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジンル) ベンズヒドリル=アルコール	フェナリモル
2	49	170	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール	1	170		
		495			2	33	2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール	ヘキサコナゾール
		496			2	34	2, 4-ジクロロフェノール	
		497			2	35	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸	ジクロプロップ
		498			2	36	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール	
2	50	499	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	ルフエヌロン	2	37	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) ウレア	ルフエヌロン
		500			2	38	3, 3'-ジクロロベンジジン二塩酸塩	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質				改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番号	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	物質名称	別名
2	51	189	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		1	189		
2	52	193	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	1	193		
2	53	501	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'- (2, 4-ジアミノフェニルアゾ) -1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート	CIダイレクトブラック38	2	39	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'- (2, 4-ジアミノフェニルアゾ) -1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート	CIダイレクトブラック38
		502			2	40	ジナトリウム=8-[3, 3'-ジメチル-4'-[4-[(パラトリル) スルホニルオキシ]フェニルアゾ]-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート	CIアシッドレッド114
		503			2	41	2, 4-ジニトロアニリン	
		504			2	42	ジニトロナフタレン	
		505			2	43	メタ-ジニトロベンゼン	
2	54	778	[3-(4, 5-ジヒドロイソキサゾール-3-イル)-4-メチル-2-メチルフェニル] (5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル) メタノン					
		506			2	44	2, 3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4 (1H)-ピリミジノン	プロピルチオウラシル
2	55	204	ジフェニルエーテル		1	204		
2	56	205	1, 3-ジフェニルグアニジン		1	205		
2	57	779	2', 4'-ジフルオロ-2-(3-トリフルオロメチルフェノキシ) ニコチンアニリド					
		507			2	45	1, 2-ジプロモエタン	E DB又は二臭化エチレン
		508			2	46	1, 4-ジプロモブタン	
		509			2	47	2, 3-ジプロモ-1-プロパノール	
		510			2	48	1, 3-ジプロモプロパン	
		511			2	49	ジベンジルエーテル	
		512			2	50	2, 3-ジメチルアニリン	
2	58	216	N, N-ジメチルアニリン		1	216		
		513			2	51	[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル] (フェニル) メチリデン] シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イルイデン] (ジメチル) アンモニウム=クロリド	マラカイトグリーン塩酸塩
2	59	780	3, 7-ジメチルオクタ-1, 6-ジエン-3-イル=アセタート	酢酸リナリル				
2	60	781	(E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエン-1-オール	ゲラニオール				
		514			2	52	ジメチルカルバモイル=クロリド	
2	61	782	S, S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3, 5-ジカルボチオアート	ジチオビル				
2	62	783	N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミン					
2	63	784	(RS)-N-[2-(3, 5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン	トリアジフラム				
2	64	785	2, 2-ジメチルブタン酸=3-(2, 4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4, 5]デカ-3-エン-4-イル	スピロジクロフェン				
		515			2	53	O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト	メスルフェンホス
2	65	234	臭素		1	234		
		516			2	54	臭素化ビフェニル (臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	
2	66	235	臭素酸の水溶性塩		1	235		
		517			2	55	2-(1, 3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	
		518			2	56	チオアセトアミド	
		519			2	57	2-(チオシアナートメチルチオ)-1, 3-ベンゾチアゾール	TCMTB
		520			2	58	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)	ピリダフェンチオン

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質				改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番号	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	物質名称	別名
		521			2	59	テオリン酸O-3, 5, 6-トリクロロ-2-ビリジルーO, O-ジメチル	クロルビリホスメチル
2	67	253	テオリン酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス	1	253		
2	68	786	デカヒドロナフタレン					
		522			2	60	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	
		523			2	61	テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジルスルホナート)	CIダイレクトブルー-15
		524			2	62	テトラプロモメタン	
		525			2	63	オルト-テルフェニル	
2	69	276	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン	1	276		
2	70	278	トリエチレンテトラミン		1	278		
		526			2	64	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン	メトキシクロル
2	71	291	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン		1	291		
2	72	787	1, 3, 5-トリス[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリアジン					
		527			2	65	トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄	ファーバム
2	73	788	2, 4, 6-トリニトロトルエン					
2	74	294	2, 4, 6-トリプロモフェノール		1	294		
		528			2	66	トリプロモメタン	プロモホルム
2	75	789	(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル=アセタート及び(1S, 2S, 4S)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル=アセタートの混合物	イソボルニル=アセタート				
2	76	295	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール		1	295		
2	77	301	トルエンジアミン		1	301		
		529			2	67	ナトリウム=3-[[N-[[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル]メチレン]-2, 5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]-N-エチルアンモニオ]メチル]ベンゼンスルホナート	CIアシッドバイオレット49
		530			2	68	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート	
2	78	306	ニアクリル酸ヘキサメチレン		1	306		
		531			2	69	メタ-ニトロアニリン	
2	79	790	ニトロエタン					
		532			2	70	N-ニトロソジフェニルアミン	
2	80	315	オルト-ニトロトルエン		1	315		
		533			2	71	メタ-ニトロトルエン	
		534			2	72	パラ-ニトロフェノール	
2	81	791	ノナン					
		535			2	73	バリゴルスカイト	アタバルジャイト
		536			2	74	3, 3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1, 3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン	フェノールフタレイン
2	82	792	2, 2-ビス(プロモメチル)プロパン-1, 3-ジオール	ジプロモネオペンチルグリコール				
2	83	330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド		1	330		
2	84	793	ビス(りん酸)三亜鉛					
2	85	794	4-ヒドロキシ安息香酸プロピル	パラオキシ安息香酸プロピル				
2	86	795	2-ヒドロキシ安息香酸(Z)-3-ヘキセニル					
2	87	334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		1	334		
2	88	338	2-ビニルピリジン		1	338		

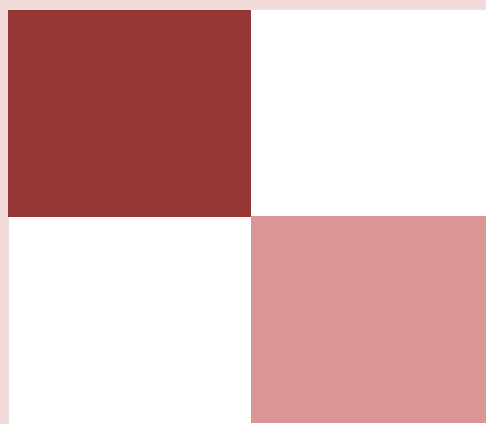
改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質				改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番号	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	物質名称	別名
		537			2	75	4, 4' -ビピリジル	
		538			2	76	1 - (4 -ピフェニルオキシ) - 3, 3 -ジメチル - 1 - (1H - 1, 2, 4 -トリアゾール - 1 -イル) - 2 -ブタノール	ピテルタノール
		539			2	77	パラフェネチジン	
2	89	796	2 -フェノキシエチル=イソブチレート					
2	90	797	フェノチアジン					
2	91	798	ブター 2 -イン - 1, 4 -ジオール					
2	92	352	フタル酸ジアリル		1	352		
2	93	799	フタル酸ジイソブチル					
2	94	353	フタル酸ジエチル		1	353		
		540			2	78	フタル酸ジシクロヘキシル	
2	95	800	フタル酸ジトリデシル					
2	96	801	N -ブチル - N -エチル - アルファ, アルファ, アルファ - トリフルオロ - 2, 6 - ジニトロ - パラ - トルイジン	ベスロジン又はベンフルラリン				
2	97	359	ブチル - 2, 3 - エポキシプロピルエーテル		1	359		
2	98	802	3 - (5 - ターシャリーブチル - 1, 2 - オキサゾール - 3 - イル) - 1, 1 - ジメチル尿素	イソウロン				
2	99	803	N - ブチルカルバミド酸 = 3 - ヨード - 2 - プロピニル					
2	100	804	3 - ターシャリーブチル - 5 - クロロ - 6 - メチルウラシル	ターバシル				
2	101	805	5 - ターシャリーブチル - 3 - [2, 4 - ジクロロ - 5 - (プロパ - 2 - イン - 1 - イルオキシ) フェニル] - 1, 3, 4 - オキサジアゾール - 2 (3H) - オン	オキサジアルギル				
2	102	806	1 - (4 - ターシャリーブチル - 2, 6 - ジメチル - 3, 5 - ジニトロフェニル) エタノン					
2	103	364	ターシャリーブチル = 4 - [[(1, 3 - ジメチル - 5 - フェノキシ - 4 - ピラゾール) メチリデン] アミノオキシ] メチル] ベンゾアート	フェンピロキシメート	1	364		
2	104	807	1 - ターシャリーブチル - 1 - (3, 5 - ジメチルベンゾイル) - 2 - (3 - メトキシ - 2 - メチルベンゾイル) ヒドラジン	メトキシフェノジド				
2	105	366	ターシャリーブチル = ヒドロペルオキシド		1	366		
2	106	368	4 - ターシャリーブチルフェノール		1	368		
2	107	370	2 - ターシャリーブチル - 5 - (4 - ターシャリーブチルベンジルチオ) - 4 - クロロ - 3 (2H) - ピリダジノン	ピリダベン	1	370		
2	108	371	N - (4 - ターシャリーブチルベンジル) - 4 - クロロ - 3 - エチル - 1 - メチルピラゾール - 5 - カルボキサミド	テブフェンピラド	1	371		
2	109	372	N - (ターシャリーブチル) - 2 - ベンゾチアゾールスルフェンアミド		1	372		
2	110	377	フラン		1	377		
2	111	808	4' - フルオロ - N - イソプロピル - 2 - (5 - トリフルオロメチル - 1, 3, 4 - チアジアゾール - 2 - イルオキシ) アセトアニリド	フルフェナセツト				
2	112	809	5 - プロパン - 1 - イル - 6 - (2, 5, 8 - トリオキサドデカン - 1 - イル) - 1, 3 - ベンゾジオキソール	ビベロニルブトキシド				
		541			2	79	1, 3 - プロパンスルトン	
		542			2	80	N - プロピル - N - [2 - (2, 4, 6 - トリクロロフェノキシ) エチル] イミダゾール - 1 - カルボキサミド	プロクロラズ
2	113	810	3 - プロモ - 1 - (3 - クロロピリジン - 2 - イル) - N - [4 - シアノ - 2 - メチル - 6 - (メチルカルバモイル) フェニル] - 1H - ピラゾール - 5 - カルボキサミド	シアントラニプロール				
		543			2	81	3 - プロモ - 1 - プロペン	臭化アリル
		544			2	82	ヘキサクロロエタン	
		545			2	83	ヘキサクロロシクロペンタジエン	
		546			2	84	1, 4, 5, 6, 7, 7 - ヘキサクロロピシクロ [2, 2, 1] - 5 - ヘプテン - 2, 3 - ジカルボン酸	クロレンド酸
		547			2	85	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = プロミド	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質				改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番号	管理 番号	物質名称	別名	種	号 番号	物質名称	別名
2	114	811	ヘキサフルオロプロペン					
2	115	812	ヘキサン酸エチル	カブロン酸エチル				
2	116	813	2-ベンジリデンヘプタナール					
		548			2	86	5-ベンジル-3-フリルメチル=(1RS)-シズトランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	レスメトリン
2	117	814	ベンゼン-1, 2, 4, 5-テトラカルボン酸					
		549			2	87	パラベンゾキノ	
		550			2	88	ペンタクロロニトロベンゼン	キントゼン又はPCNB
1	446	733			2	89	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	
2	118	815	ホルムアミド					
2	119	414	無水マレイン酸		1	414		
2	120	417	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル		1	417		
2	121	419	メタクリル酸ブチル		1	419		
		552			2	90	N-メチルアニリン	
2	122	429	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロンメチル	1	429		
2	123	432	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリル)-1, 3, 5-トリアザベンター-1, 4-ジエン	アミトラス	1	432		
2	124	816	2-(4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)プロパン-2-イル=アセタート	酢酸テルピニル				
2	125	553	6-メチル-1, 3-ジチオロ[4, 5-b]キノキサリン-2-オン		2	91	6-メチル-1, 3-ジチオロ[4, 5-b]キノキサリン-2-オン	
2	126	817	4-メチル-2, 4-ジフェニルペンター-1-エン					
2	127	434	メチル-N', N'-ジメチル-N-[メチルカルバモイル]オキシ-1-チオオキサマイミデート	オキサミル	1	434		
		554			2	92	2-メチル-5-ニトロアニリン	
2	128	818	2-メチル-N-[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル)フェニル]プロパンアミド	フルタミド				
		555			2	93	メチルヒドラジン	
		556			2	94	2-メチル-1, 1'-ビフェニル-3-イルメチル=(2)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロベニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ビフェントリン
2	129	440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド		1	440		
		557			2	95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム
2	130	819	7-メチル-3-メチレンオクター-1, 6-ジエン	ミルセン				
		558			2	96	4, 4'-メチレンビス(N, N-ジメチルアニリン)	
		559			2	97	4, 4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサミン)	
2	131	820	2-メルカプトエタノール					
2	132	452	2-メルカプトベンゾチアゾール		1	452		
2	133	821	ラクトニトリル					
2	134	822	硫酸ジエチル					
		560			2	98	硫酸ヒドラジン	
		561			2	99	りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	
		562			2	100	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル	

参考：化管法関連の参考資料一覧

目的	コンテンツ	URL	
令和3年度 化管法政令改正 について知りたい	経済産業省 HP	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html	経済産業省
PRTRについて 知りたい	経済産業省 HP	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html	経済産業省
	PRTRについて	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html	経済産業省
	PRTRに関する Q&A	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html	経済産業省
SDSについて 知りたい	経済産業省 HP	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html	経済産業省
	化管法 SDS 標準的な書式 (JIS Z 7253 対応版)	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html	経済産業省
	JIS Z 7253:2025 GHS に基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索してください。	日本産業標準調査会
	GHS ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針	⇒ 一般社団法人日本規格協会から購入できます。	一般社団法人日本化学工業協会
	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド(本資料)	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/SDS_guidance.pdf	経済産業省
	—GHS 対応—化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHS_pamphlet.pdf	経済産業省
	化管法 SDS 制度に関する Q&A	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html	経済産業省
GHS 分類について知りたい	政府向け GHS 分類ガイダンス	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html	経済産業省
	事業者向け GHS 分類ガイダンス		
	JIS Z 7252:2025 GHS に基づく化学品の分類方法	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索してください。	日本産業標準調査会
	GHS 分類結果	https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
		https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
GHS 混合物分類判定ラベル／ SDS 作成支援システム (NITE-Gmiccs)	https://www.ghs.nite.go.jp	独立行政法人製品評価技術基盤機構	

目的	コンテンツ	URL	
評価基準値を 検索したい	NITE-CHRIP(化学物質総合情報提供システム)	https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	JCIA BIGDr(ビクドクター)	https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top	一般社団法人日本化学工業協会
	chemi COCO(ケミココ)-基準値・指針値	https://www.chemicoco.env.go.jp/reference.html	環境省
事業所周辺の 環境中濃度を 推計したい	地図情報システム(GIS)を利用した PRTR データの地図上表示方法	https://www.nite.go.jp/chem/prtr/mapdata/GIS-manual.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	METI-LIS(経済産業省低煙源工場拡散モデル)	https://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html	産業環境管理協会
	AIST-ADMER(産総研-曝露・リスク評価大気拡散モデル)	https://riss.aist.go.jp/admer/intro/	国立研究開発法人産業技術総合研究所
化学物質管理 の新着情報に ついて知りたい	NITE ケミマガ	https://www.nite.go.jp/chem/chemimaga/chemimaga_index.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	ケミマガ(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)	https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/others/0013.html	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社



化学物質排出把握管理促進法（化管法）

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

TEL : 03-3501-1511（代）

【化管法に関する HP】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

【GHS に関する HP】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

【化管法に基づく SDS の提供に関するお問い合わせ】

bzl-sds-meyasubako@meti.go.jp

令和 7 年度産業保安等調査研究事業（化学物質規制対策（化管法 SDS 制度に関する調査））報告書

令和 8 年 2 月

一般社団法人産業環境管理協会

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 1 丁目 3 番 1 号 TEL:03-3528-8155

<https://www.jemai.or.jp/>
